

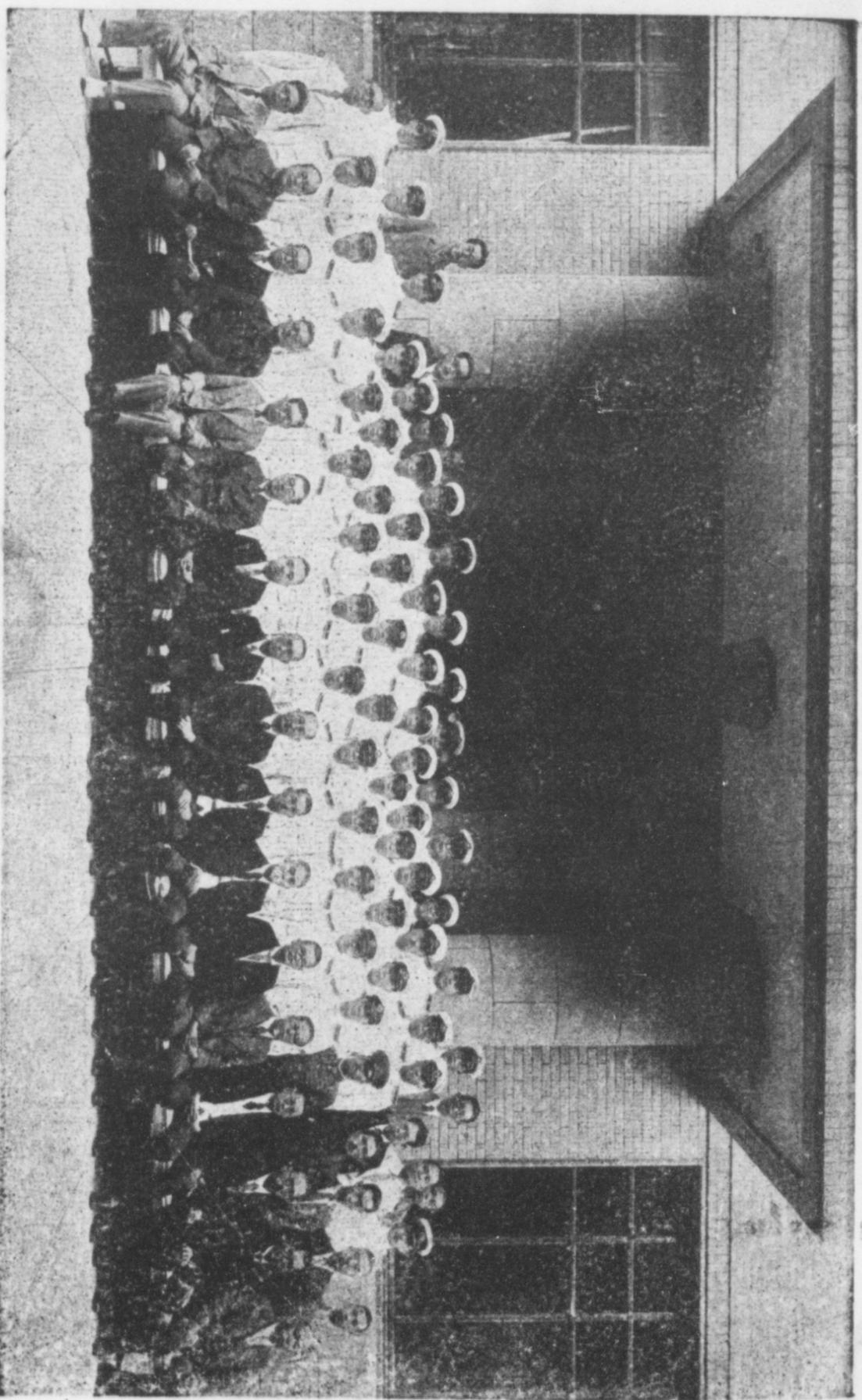
政

刑

號 八 第 號 月 八 卷四十五第

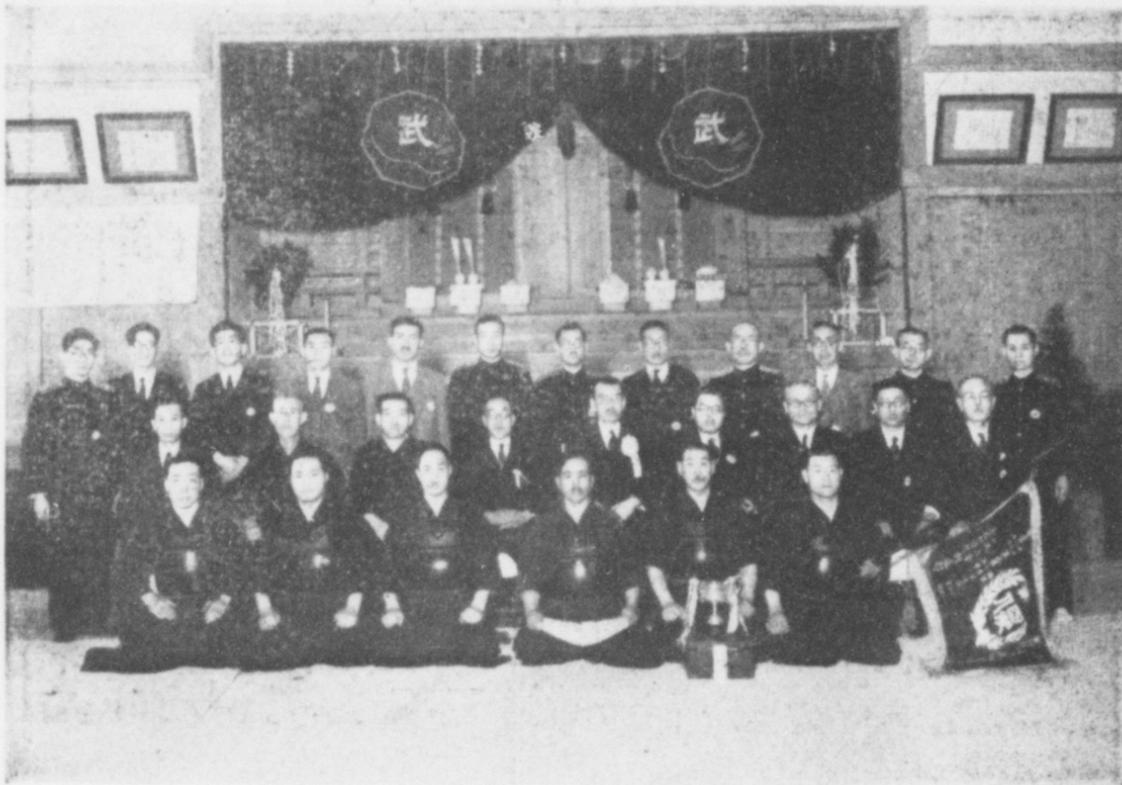
銃物 資の 後の 節約 の節 約は	不罪 景刑 氣に の及 影ぼ 響す (一)	けド るイ 犯ツ 罪に 學お (二)	外地 行刑 座談 會	お徳 け川 る刑 刑法 罰に (一)	保安 處分 手續 に關 する リス トの 提案 に就 て	問行 題刑 と當 教面 化の (卷頭 言)
湯 川 左 右 五	スレ タオ ン・ T ン・ 兜	ラヴ ンエ デル ツネ カル ・ 四	元	細 川 龜 市 六	日 沖 憲 郎 五	國 宗 榮 二

行 發 會 協 務 刑 法 財 團

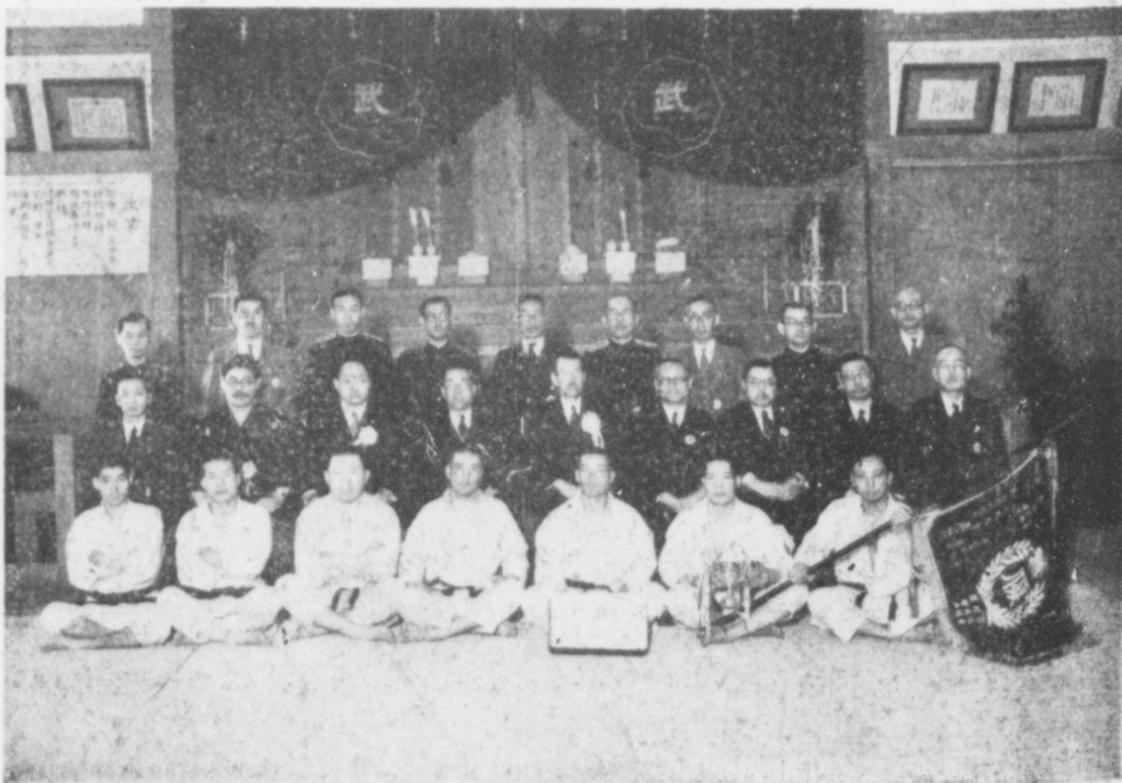


影撮念記式業卒所習練官務刑回三十三第

影撮念記勝優會大道武回四十第



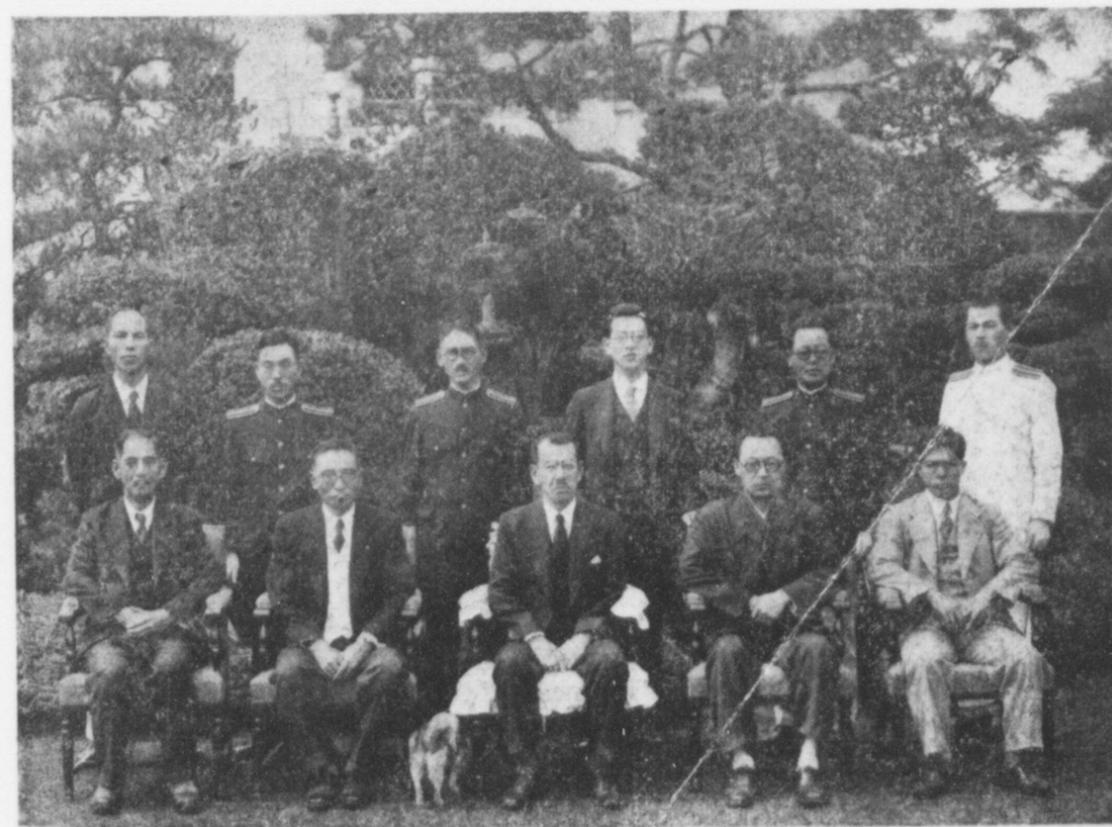
區一第道劍



區四第道柔



視巡所置拘京東相法前川柳



視巡所務刑崎宮長局刑行前澤金

刑 政

八
月
號

第五十四卷
第八號

行刑當面の問題と教化

去る七月十六日に第二次近衛内閣は總辭職を執行した。その辭職の理由として「變轉極りなき世界の情勢に善處して、ますます國策の遂行を活潑ならしめんためには、まづ國內態勢の急速なる整備強化を必要とし、從て内閣の構成もまた一大刷新を加ふるの要あることを痛感し云々」と發表してゐる。此の政變が世界戰爭の危機を胎んだ現下の複雑極りなき國際情勢の眞只中に於て執行され、而も其の目的は「國內態勢の急速なる整備強化」にある點に於て、過去の政變に比較すべくもない重大にして深刻なる意義を包藏してゐる。

第二次近衛内閣は昨年七月組閣直後基本國策要綱を發表して、國防國家體制の完成に邁進することが現下至上の國家目的であることを明かにし、この目的遂行のため軍事、政治、經濟、文化等の國內體制諸般の刷新を企圖し、其の具體化に努めて來た。然るに時局の重壓は、この努力をも、この歩調をも、生溫いものとし、一層飛躍的な前進を要請するに到つた。内閣はその自己反省に於て、自らの機構を強化し、國內諸體制のより速かなる整備を完成せんとしてゐる。このことはわれわれ國家行政の一隅にその席を占むるものにとつては勿論、國民としても深い衝動と感銘とを受けざるを得ずして、國の、國民の、あらゆる力を擧げて國防目的に集中しなければならぬことを、ひそかに自らの心に誓はしむるものがある。

行刑の陣營に於ても支那事變發生以來優秀なる職員を多數戰線に送り、不足勝なる陣容を以てその勤務を強化し、軍需作業に協力し、更に新體制に即態する行刑理念の樹立に腐心し、以て職域奉公の萬全を期して來たのであるが、時局は更により飛躍的なるものを要求するに至つた。

行刑當面の課題としては、第一に行刑が擔當する國家治安の維持に全力を盡さねばならぬことである。刑務事故中逃走事故は現下の時局に於て社會の不安を増大し、人心を刺戟すること絶大なるものがある。人の量と質に於ける幾多の困難を克服して、事故防止に渾身の努力を拂はねばならぬことは言ふまでもない。第二には作業の公式的理念を揚棄し、刑務所單位の作業形態を打破し、囚人の勞働力を國防國家體制下に於て要求さるる需要に即應する様全刑務所に互る企畫と編成とを速かに樹立しなければならない。即ち全國を一單位とする作業形態を確立し、勞働力の動員計畫をたてねばならない。これには拘禁區分變更の問題も起ろう。或ひは既存刑務所閉鎖の場合も起るであろう。受刑者の個性を基本とする作業の選擇が困難となる場合があるであろう。然しながら今日多くの國民が國家目的に協力して、經濟統制の強化に應じ、轉業を甘受してゐる状態に比較し、刑務作業のみが個人的能力、趣向に依存しなければならない理由は毫もない。寧ろ全體的な作業の計畫に應じ個人を之に適應せしむる科學的方策を研究することこそ今日の急務である。刑務作業にも統制の強化が要請される。第三には右の如き戒護並作業の強化に伴ふ積極的な厚生施設の實施である。單に病者の醫療のみならず、作業により影響さるる不健康状態の除去、並營養補給に必要にして十分なる食餌の給與等國家勞働力の保全のため萬全の策を樹てねばならぬ。

要するに國家治安の確保を期しつゝ、囚人の勞働力を如何にして國家目的のために、有效適切に集中するかが今日當面の問題である。それがためには當然戒護、集禁の状態、作業の形態に改變を齎らすものであるが、同時に教化の方式技術に關し重大なる影響と變革とを與ふるものである。近時多くの構外作業場に於ける教化の困難性は新なる方式と技術の研究を促し、行刑教化の新理論を實踐の中から把握せんとしてつある。日本行刑の理念は肇國精神を顯現し、囚人をして皇民へ復歸せしめなければ息まぬ苛烈なる精神を基本とするものなることは言ふを俣たぬところである。故に世局の重大性が行刑の物的方面に其の協力を要求するもの大なりとは云へ、行刑の存する限り、その基底には嚴として改善の目的が存し、常に其制約を受けねばならない。犯罪人の教化は至難中の至難である。それにも拘らず時局の要請は行刑機構に大なる變化を齎らし、益々教化の實施に困難性を加へんとしつゝある。この困難を克服して教化の新理念と新技術とを樹立することこそ國體精神の顯現ではないか。行刑教化に當るものは生なかの決意や、行動によつてはその效を擧ぐることはできない。自らの内觀を深くすると共に深く國體精神を把握し、その人格の上に立つて科學的なる遇囚の方策を思念するところに新なる教化の道が見出されるのではなからうか。

國 宗 榮

保安處分手續に關するリストの提案について

日 沖 憲 郎

—

元來社會的危險者に對する保安處分の任務を解決するには、およそ三つの道が考へ得られる。第一には、すべての社會的危險者に對して刑罰を科することを斷念して、その代はりに全く特別豫防的な意味のみをもつ不定期の保安處分を適用することである。第二には、それとは正反對に特別豫防的な意味をもつ保安處分の目的を刑罰中に加味しつつ相對的定期刑または不定期刑として社會的危險者に對して所謂保安刑を科することである。さうして第三には、刑罰と保安處分とを區別して必要な場合にはこの兩者を併科的に適用するといふことである。すなはち、犯人の意思責任に従つて量定される刑を應報刑とし、行爲者の危險性によつて定められる不定期の保安處分を刑の執行後における處置として對立させるといふ解決方法である。これらの三つの解決方法のうち、第一と第二とのそれを單行主義 (Einspurigkeit) と呼び、第三のそれを併行主義 (Zweispurigkeit) と名付けることができるであらう。

周知のやうに保安處分の思想は十九世紀の末に至つて新たに力強い勃興を歷することになつた。もともと法律上の手續としての社會的危險者に對する保安處分手續の發展史は、十八世紀の末から十九世紀の初めに遡ることができるといはれる。爾來この問題が十九世紀に入つてから歴した發展の過程は極めて錯綜したものがあつたのであつて、保

安處分手續をいかに定むべきかについての立法的提案には、ひとり當代の刑法學者のみならず、憲法乃至行政法の學者もまたこれに參與するに至り、従つて保安處分の問題は種々の方面から究明されたわけである。しかるにその後不幸にして數十年に亙る中斷の時期があつた。だが、十九世紀の終りに及んで再び保安處分の問題が採りあげられ、そこに周知のやうに近代學派と古典學派との間に華々しい論戰の展開を見るに至つた。ところが、この論戰に當つては手續法上の問題は不幸にも閑却され、實體法上の問題を繞る論爭が過當にまで擴がつたに反し、手續法上の問題はいはば唯ほんの添へものとして取扱はれたに過ぎなかつた。さりながら、保安處分の問題の完全な解決は保安處分の實體法上の規律と併せて手續法上の問題が解決されるにおいて始めて達成さるべきものであることはいふを俟たない。かやうな意味で我々はリストの保安處分手續に關する所説を採りあげよう。それはひとりリストが保安處分の大旗を打ち樹てた近代學派の代表者だつたといふばかりでなく、その保安處分に關する不搖の根本的見解に拘らず、手續法的立場において度重なる奇しい變遷を経てゐる點からして特に我々に示唆を與へることの多いことを顧みるがゆゑである。^{*}

* 本稿は Zeitschr. f. ges. Strafrechtsw. Bd. 57, Heft 6 所載の Heinrich Henkel, Das Sicherungsverfahren gegen Gemein-gefährliche に據つたものである。

保安處分の問題についてのリストの提案中に含まれてゐる不變の要素は何か。それは社會的危險者を有効に彈壓しようとする未だ嘗て搖いだことのない意思であつたといへよう。しかしリストがこの終局の目標に向つて堅忍不拔の勇猛心を具へてゐたものであることは疑ひの餘地のないところであるが、しかもこれを運用する上においてはそこに聊か勇猛心の缺くるものがあつたことを蔽ひ得ない。すなはち、リストの保安處分手續に關する提案は幾度かの變遷

と動搖とを歴してゐる。この點を捉へてリストの論敵はリストの思索がいかに内面的に不安定であり無聯絡に飛躍するものとなし、リストの味方は往々にして痛惜の念を含めつつこれをもつて寛容の精神に溺れ、戰術を過重視するものであると解したのである。

實にリストはその保安處分に關する計畫につき時代を異にして曩に掲げた三つの解決案のすべてのものうちを彷徨したのであつた。惟ふに、リストの最初の意圖とその學問上の信念に眞に合致する所以のものは、曩の三つの方法のうち第一のものであるほかはなかつた筈である。すなはち、刑罰の性質をもたない純然たる保安處分法をもつてして一切の社會的危險者を彈壓する方法に據るべきであつたといへる。しかしながら、實際的な刑事政策家としてのリストは最初から第二の方法を選ぶのほかはないものと見た。それといふのは、刑罰と保安處分とを保安刑といふもののうちに融合同化する方法である。しかも、リストは久しきに亙る論爭の後に相手方を屈服させることが難しいと見ると、ここに退いて第三の方法、すなはち、刑罰と保安處分とを重疊するといふ遣り方を選んだのであつた。それは結局達成し得られるところのものを達成しようとしたがためにほかならない。リストの保安處分の手續に關する提案もまたその據つて立つ立場の變更に伴つてそれぞれ相異ならざるを得なかつたわけである。

— 1 —

社會的危險者の彈壓におけるリストの最初の目標は純然たる特別豫防的の保安處分法を形成することにあつた。もし我々にして「およそ社會的に危險なる者は社會全體の利益上その必要なる間之に排害の處分を加ふべし」といふ唯一條の條文をもつて我々の刑法典に代へる勇氣をもつならば、教科書といはず、提要書といはず、註釋書といはず、單行論文といはず、一切の刑法書の山、一切の係争問題、一切の判決を一擧にして一掃してしまふことができる

であらう。その曉には刑法學者は社會的衛生學者に席を譲つて辭職するであらう。古典學派の刑法學者たちの極まり文句の長談議などは一切なくとも具體の場合に社會に役立つ裁判を下すことができるであらう。リストは勿論實際には保安處分思想からかうした極端な結論を抜き出さうとしたわけではなかつたといふものの、一時非常にかうした極端な結論に近附いた事實は優にこれを認めることができる。リストの急進的な思想が最も絶頂に達したのは、第三回國際心理學會（一八九六年）の席上で行はれたかの有名な講演、「刑法上の歸責能力」である。^{*} リストはこの講演中で社會的危險者の三つの部類、すなはち、刑罰をもつて捕捉することのできない精神病者、從來刑罰をもつてしては十分に撲滅することのできなかつた社會的に危險な限定責任能力者、矯正不可能な状態犯人の三者について保安處分の必要であることを説明した。リストはこの講演において原則としては結局刑罰を抛棄してこれらの社會的危險者のすべてに對して純然たる特別豫防的の保安處分を適用するに傾いてゐたけれども、反對運動の期待せざるべからざるものあることを斟酌して妥協を應諾する意あることを表明しなければならなかつた。現にリストは矯正不可能な状態犯人に關しては當時既に一時自分の見解を後退させることを決意してゐる。すなはち、一九〇〇年のベルリン法曹會で行つた「營業的犯罪人」に關する講演中ではリストは古典學派の學者からの反對運動を避けるために、状態犯人に對する不定期の拘禁を抛棄してその代はりに刑罰思想を承認しつつこれに長期間の自由刑を科することを提案してゐるのである。^{**}

* Liszt, Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge, Bd. 2, S. 214 ff.

** Liszt, Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge, Bd. 2, S. 308 ff.

いづれにしてもこの保安處分を繞つての論争の最初の段階にあつては、リストの戰術は臨機應變のものであり且つ寛容でもあつたに拘らず、その根本觀念だけは固くこれを把持して譲らなかつたものといふことができよう。すなはち

ち、社會的危險者の彈壓においては刑罰と保安處分とを實踐上、換言すれば、廣い意味での行刑上において相分離せず、むしろ保安刑において兩者を互に融合させるか、それとも豫め保安處分を執行することによつて實際上刑罰を除外するといふ根本觀念に固く執着して動かなかつたのである。さうしてかかる努力が保安處分の手續の形成にいかなる方向を與へるかはおのづから明かならざるを得ない。すなはち、社會的危險者に對する處分を純然たる特別豫防の見地のもとに論ずる者、しかもその刑法觀において危險性の概念を中心に置き、従つてその觀念上將たまた執行上の形成において刑罰と保安處分との間に何等根本的の相違を認めない者は、その執るべき處置が純然たる保安處分たるにせよもしくは所謂保安刑たるにせよ、それについての裁定の權限を刑事裁判官に委ね、保安處分手續を定めるについて刑罰手續を標準となすのに何の懸念もなかるべき筈である。事實、リストもまた最初は極めて的確に且つ何の懸念するところもなく保安處分の問題について刑事裁判官の管轄を認めこれに刑罰手續を適用することに賛意を表したのであつた。^{*}

* Liszt, Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge, Bd. 2, S. 356 ff.

三

ところが、後になつてリストが刑罰と保安處分との併行主義を認めざるを得なくなるとともに、その學說においても保安處分の問題を手續的に理解する上に根本的な變動が齎された。刑罰の問題と保安處分の問題とを眞に區別するに従つて、リストにとつては保安處分手續の問題が全く新たな光明のもとに照し出されることになつたのである。否むしろ保安處分の問題はリストによつて一つの獨立した問題として認められることになつた。すなはち、何人が保

安處分を言渡すべきであるか。その手續は刑罰手續といかなる關係を保つべきであるか。保安處分手續はいかなる原則に従つて形成さるべきであるか。かうした問題がここに獨立して採りあげられねばならない。ここにおいてリストは社會的危險者に對する獨立した保安處分手續に關する提案を提げて立つことになる。この點についての新しい根本的の理念は「社會的に危險な精神病者および限定責任能力者に對する社會の防衛」と題する論文中に展開されてをり、さらにまたそのあらゆる技術的細目に互つての精密な研究は第十一回國際刑事學協會の報告に現れた「社會的に危險な精神病者および限定責任能力者の監置に關する法案」中にこれを見ることが出来る。^{**}

* Liszt, Mon. Krim. Psych. Bd. I, S. 8 ff.

** Liszt, Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge, Bd. 2, S. 499 ff.

なほ、特別の保安處分法の草案を提出する理由は、リストにとつてはひとり保安處分の問題を刑罰の問題から分離するといふ理論上の問題からのみ生じたものではなかつた。それにはさらに別段の考慮が重要な役割を演じてゐたのである。といふのは、當時刑法の全般的改正の見込が非常に見込薄になつてしまつたので、リストは保安處分についてのプログラムを刑法改正の全般的計畫から切り離し、暫行的な部分的改正としてこれを斷行するの要ありと見た。リストはいふ。「我々が我が國の刑法典を根本的に完全に改正することを期待し得べき時期は益々遠い彼方に去りつつある。さればこそ全般的改正に先立つて遷延を許さない部分的改正を特別法をもつて遂行するの要求は愈々切實なるものがある。精神病のゆゑをもつて釋放されまたはその限定責任能力にも拘らず處罰された犯罪人であつてその社會的に危險な性質のゆゑをもつて社會的安定を脅威する者の取扱はこれら焦眉の問題に屬し、これが解決は最早一日も猶豫することを許されない」^{*}。かくてリストはその渾身の改革的熱情をこの問題に傾くるに至つたのである。

* Liszt, Mon. Krim. Psych. Bd. I, S. 8.

そこで我々はリストの保安處分法の草案がいかなるものであつたかを検討しなければならぬ。何となれば、ヘンケルがいみじくも道破してゐるやうに、それはひとりこの法案の立案者が偉大な刑法學者であるばかりでなく、その提案はそれに賛成するとか反對するとかとは全く別にして爾後苟くも保安處分手續について考へようとする者はこれを度外視することを許されない價值を含んでゐるからである。實にこの提案においては從來未だ曖昧たるを免れなかつた幾多の細目が明かにされてゐるのであつて、これらの問題は保安處分手續の將來の發達に關して多くの光明を投ずるものといはなければならぬ。

まづ草案によると、保安處分の適用の領域は從來の計畫に比して著しく擴張されてゐる。リストはこれまで保安處分手續の開始については犯行または犯罪の嫌疑を前提としてゐた。換言すれば、犯罪によつてのみ對象者の危險性を推論することを得べきものとしてゐた。しかるにリストは今やかやうに限局された方法をもつて依然刑法の領域に羈束された中途半端な解決だと認め、社會的に危險な責任無能力者および限定責任能力者に對しては無條件に、すなはち、犯罪は未だ存在しないが將來における犯罪の脅威を存する場合には保安處分手續を要求しようとするのである。曰はく、「社會的危險性はその本人が罪となるべき行為の構成要件を實現するに先立つてもこれを認定することが出来る。この場合不幸の發生するまで悠々と待つといふのはまことに愚かしいことではあるまいか」と。^{*}ここに至つては保安處分手續は純然たるいはば豫防手續として獨自の基礎の上に据ゑられ、全然獨立した地位を有するものと認められたわけである。

* Liszt, Mon. Krim. Psych. Bd. 1, S. 9.

そこで保安處分手續の開始についての基本的條件は精神病者または限定責任能力者の社會的危險性だといふことになる。だが、それでは一體何人がかうした認定をなすべきであるか。リストの從來の考へのやうに保安處分を刑法上の範圍に制限するに止まつてゐる限りは、事柄の性質上刑事裁判官をもつて與へられた機關だとすることができたであらう。が、今となつては管轄の問題は全く新たな光明のもとに照し出されざるを得ない。かくてリストの見解によれば、刑事裁判官に委ねることを得るものの限界は、よしんばその任務の範圍を極限にまで押し廣めることができるにしても保安處分手續が犯行といふ條件から切り離されて偏へに社會的危險性なる概念の基礎の下に据ゑられた利那に超越されてしまふのである。とはいへ、リストはこの認定は何等かの裁判機關が裁判によつてこれをなすべきであるといふことには何等の疑念をももつてゐなかつた。問題は唯刑事司法以外におけるいかなる裁判機關がその任に當るべきかの點にあつただけである。かくてリストが考へついたのは意外にも現存する裁判機關としての禁治産裁判官であつたのである。すなはち、リストにとつては禁治産裁判官があたかも保安處分の問題における通常裁判官たることになつた。

そこで人は何故リストが曩にはみづから刑事裁判官の管轄を提案して置きながら、今やかく卒然としてこの思想を捨ててしまつたかといふ疑念を懷かざるを得ないであらう。惟ふに、かうした一切の事情の背後にはひとり手續法上の考察だけからは説明することのできないもつと深刻な内面的變化があつたものであることは明白である。我々はこの變説の理由を尋究するとき、刑事裁判および刑罰手續一般に對するリストの注目すべき懷疑思想に想到せざるを得ない。これは後年のリストの特色をなすものであつて、そのいふところによれば、刑罰手續は「冷靜に、激情に驅られることなしに事態を審査するにはほんの繩かの保證しか與へないものである。刑事裁判官は多少にせよ自分の判決を受ける個々の犯罪の直接の印象のもとに立つものであつて、この犯罪からして將來への斷案を下すに傾き易いであらう。しかるに禁治産手續においては犯罪が審問を受けるのではなくて、疾病が審問を受けるのである」といふのである。

* Liszt, Mon. Krim. Psych. Bd. 1, S. 11.

リストの考察がかくのごときものである以上、リストにとつて最も問題であつたのは、究極において個人の自由權についての憂慮であつた。しかし、リストはいふ。「我々は繼續的な監置が結局刑を言渡さるべき場合に科せられるのを常とする軽い刑とは比較にならないほどの深刻な干渉を個人の自由に加へるものであることをよく心得て置かねばならない。それは實に二年とか三年とかの自由刑に止まるものではなくて、患者がその残りの生涯の全部について常人の社會から隔離されるものと豫見される處分なのである。すなはち、この處分は興奮もなければ熱狂もなしに審問し判決することを必要とする。所犯の行爲の壓倒的な印象のもとになすべきではなくて、將來への推論を許すあらゆる事情を斟酌してなすべき審問および判決である」*。リストはもとよりその提案に係るやうな廣汎な保安處分手續から生ずる自由の甚しい脅威に對しては、いはばその償ひとして手續の形成にあつてはできる限り大きな法的安定の保障を設くべきことを自覺してゐた。ところが、刑事裁判官の管轄はこの方向に向つて十分な保障を與へるものでないと考へたところから、かくて禁治産手續が社會的危險者に對する保安處分手續の作用をも併せて引受くべきものであるとしたのである。リストの説明によれば、「唯手續をかくのごとく形成するにおいてのみ、社會防衛の需要と人民の自由を擁護する必要との互に對立する利害を平等に斟酌することができるとわたくしは解する。他の提案はそのい

づれたるとを問はずこの二つの相並んで重要な利益のいづれか一方を脅威しなければ止まぬであらう」といふにあ
る。
**

* Liszt, Mon. Krim. Psych. Bd. I, S. 11.

** Liszt, Mon. Krim. Psych. Bd. I, S. 13.

なほ、ここに明確にして置かねばならないのは、リストの草案の主張するところは、保安處分手續はひとり禁治産
手續の形式において執行されるばかりでなく、それ自體が禁治産手續なのであり、換言すれば、社會的危險性の肯定
される場合には監置の命令が禁治産の言渡と結合されるものであるといふ點である。すなはち、保安處分手續につ
ては民事訴訟法第六四五條以下の規定を適用すべきものであるとしたことである。もつともリストは後に至つてこの
禁治産問題と保安處分問題との結合を抛棄せざるを得なかつたのであるが、それについてはさらに後述する機會をも
つであらう。

四

リストの草案とともに保安處分手續の沿革が一つの重要な段階に到達したものであることはいふまでもない。だ
が、それにも拘らずリストの草案が二三の根本的を弱點を示してゐることは看過し得ざるところである。

まづ、リストが保安處分手續をして刑事裁判官の管轄から禁治産裁判官の管轄に移行せしめた點について、その理
由となるところは決して人を納得させるに足りるものとはなし難いであらう。リストのこの改説はリストの根本思想
に傾倒してゐる者にとつてすら納得に苦しむものを藏してゐる。とりわけ刑事裁判官の能力に對して單に懷疑の念を
懐いたからといつて、たつたそれだけのことから立場の變更についての十分な理由を演繹するわけには行かない。さ

ればリストの根本思想を信奉する學者はこの提案をもつと理由付けようとして種々の試みをなしたのであるが、しか
し結局それも不成功に終らざるを得なかつた。例へば、アシャッヘンブルクはかやうに説く。そもそも裁判官はその
考へ方の全面に互つて過去の判断といふものに餘りに重きを置き過ぎて、將來に對する見通しのために自分の觀察眼
を十分に解放することができないであらう。しかも保安處分手續においては一切が本人の將來における發展の見込と
生活關係の蓋然的形成とを主眼としてゐるものであるから、かやうに過去の判断に重きを置き過ぎて將來に對する見
通しのために自由な觀察眼をもたないといふことは決定的の缺陷だといはなければならぬ。しかのみならず刑罰手
續においては保安處分手續の問題を判断するに必要な基礎資料を獲得すべき時間もなければ方策もないわけである
と。なるほどかうした議論は部分的には多少正當であるかも知れない。しかしながら、これをもつて何がゆゑに保安
といふやうな任務とは非常にかけ離れてゐる民事裁判官が却つて適當な裁判機關であるのかといふことを十分に説き
明すものとはなし得ないであらう。

* Aschaffenburg, Zeitschr. f. ges. Strafrechtsw. Bd. 32, S. 762 ff.

さらにリストの提案にあつては保安處分の問題と禁治産の問題とが混同されてゐることが指摘される。いかにもこ
の二つの手續はいづれも廣い意味での豫防に役立つものである點は疑ひないが、これだけでは未だもつてこの兩者を
結合する必要を論證するに足りない。むしろ逆に具體の場合を考察するに當つては、禁治産の任務と保安處分のそれ
との相違が特に顯著となつて來ざるを得ない。すなはち、禁治産の場合にあつては本人、その家族および社會の財産
上の利益に役立つ財産法上の保護がその任務であるのに對し、保安處分にあつてはこれとは全く異なる目的のために
役立つ社會的危險者の監置がその任務である。さればこの二つのものはこれを科する條件においても相異ならざるを

得ない。禁治産の命令による財産上の保護の必要は、社會的危険性から生ずるものではなく、むしろ財産上の事項を處理することの無能力から生ずるものである。かやうに社會的危険者に對する保安處分と禁治産とはその前提條件および目的において截然たる區別があるのであつて、従つて手續の上においてこの兩者は獨立してこれを取扱ふことを必要とすることは明かである。

かくてリストもかうした非難を排するに由なく、ここにおいてその保安處分手續に關する提案はさらに別段の、だが今度こそは最後の變更を歴するに至つた。すなはち、リストは禁治産の問題と保安處分の問題との結合を拋棄して、禁治産手續について適用のある規定を準用するに止めようとする提案をなすに至つたのである。第十一回國際刑事學協會に報告された提案がこれであり、さうしてこれがこの問題についてのリストの最後の立場であつたのである。^{*}

* Liszt, Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge, Bd. 2, S. 449 ff.

我々はかやうにしてリストといふ偉大な刑法學者にあつて保安處分手續に關する考察乃至提案がいかにも度重なる變遷を歴したかを瞥見することを得た。だが、これをもつて直ちに我々の結論に急ぐことは早い。かのストースの立案に係るスイス刑法草案中には既に刑罰と保安處分とを實體法的に結合するに止まらず、手續法的にこれを刑事裁判官の手に結合するやうに規定されてゐる。さうして曩に成立した新スイス刑法典は同じくこれに倣つたのである。またドイツはかの「危険なる常習的犯罪人の取締並に保安及び矯正の處分」に關する一九三三年十一月二十四日の法律に關聯してその保安處分手續を定むるに至つたのであるが、これもまた刑罰と保安處分とを手續上刑事裁判官の手中に收めるといふ見解の上に立つてゐる。さらにまた近く公けにされた我が改正刑法假案は疑ひもなくそこに規定され

れゐる數々の保安處分が刑事裁判官の手によつて處理されることを豫想するものであり、既に現行法となつた改正治安維持法による豫防拘禁の言渡は刑事裁判官によつて行はるべきことを明定してゐる。しかしながら、保安處分手續の問題はもとよりこれをもつて終結したものとなすことはできない。

まことにヘンケルのいふやうに、保安處分がその深刻な効果を擧げるためには、ひとり握力の強い國家の手を必要とするに止まるものではなく、その發展もまた民族が國家の豫防的作用に對して懐いてゐる信賴の念の上に立脚するものである。さりながら、豫防的權力の法律的運用に對するこの民族の信賴の念は、その實現に役立つ手續の良否と隆替を共にする。保安處分は大抵の場合その對象者の生活に深刻な影響を及ぼすものである以上、この場合その手續の規律はいかに細心に考量したところでそれをもつて十分だとはいひ得ないであらう。これを要するに、保安處分手續といふ從來閑却され來つた手續を採りあげることによつて勿論保安處分の問題に對する全般的且つ終局的の見解を示すといふ要請はなし得ないにしても、保安處分の問題に關する考察を進める上について聊かの示唆をだけでも與へることができるとしたら、これを論ずる理由はなほ十分に存在するものだとしなければならぬ。

徳川刑法における刑罰(一)

細川 龜市

一 徳川刑法の意義

ここに徳川刑法といふのは固より徳川幕府の刑法であるが、それでは徳川刑法とは具體的には果して何を指して謂ふのであるかと問はるるならば、やはり若干の説明を加へなければならぬのである。

さて徳川幕府の刑法はもと／＼不文法主義を以て一貫し來り、戰國時代に發生し發達したる刑法を多くの點において採用した。従つて、その刑法はすこぶる武斷主義的色彩を帶び、且つ糾問主義的刑事訴訟手續きに依つてこれが適用を見た。元來、舊時代における刑法は一般に不文法主義を採用せるものであつて、時に成文法主義を採用せるものにあつても、いはゆる近代的罪刑法定主義に立脚するものでなかつたために、そこに刑罰の便宜主義が採用せられる餘地の多分に存在したること、すでに中古の律令においてこれを見るところである。

舊時代の刑法が不文法主義を採つてゐたことに付ては

は専ら從來からの判例や條理などに依つて構成されて居たために、多年にわたる判例の數は到底一つ／＼枚擧げ難きほど堆積し、しかも時の経過に依り、或ひは擔任裁判官の異なるに依り、同じ性質の事件に對しても判決を異にするといふ如き不都合の結果を生じ、且つ裁判所には多年に互る判例を検出することを職務とせる例縁方なる役人も置いてあつたほどである。されば、世の文化が進み生活諸關係が複雑化すると共に訴訟の事件と種類が多くなるの傾向にむかひ、到底これまでの如き不文法主義を以てしては迅速且つ公正なる判決をなし得なくなつたので、ここに從來からの不文法主義を一擲して、少くとも成文法典を編纂するべき必要を痛切に感ずるに至り、すでに三代將軍の時代においてこのことを上申したけれども、それでは法の内容が外間に洩れてその眞信を損ずるといふ理由に依つて許可さるるところとならなかつたほどである。

しかしながら、世の趨勢は幕府の意圖するところとは異つて成文法典を編纂することの必要を促して止まず、仍つて八代將軍吉宗は享保五年(西曆一七二〇年)に寺社奉行、町奉行および勘定奉行のいはゆる三奉行に命じて、從來の判例を取捨し且つ條理に立脚して新らしい刑法典を編纂せしめむとした。そこで、この命を受けたる

色々な方面から説明することができ、極めて大まかに分けると凡そ次の二つになる。すなはち第一に、舊時代においては立法技術が未だ甚だ幼稚であるが故に、個々の二三ヶ條より成る法は臨時的にこれを作り得たけれども、一個の組織ある成文法典を作ることは到底容易の業ではなく、止むを得ずして從來の判決を例として裁判するの外なかつたのである。この故に、わが古法において判例とか慣例とかが法の淵源として重要なはたらきをなして來たことは、中世の御成敗式目や近世の御定書百ヶ條を見れば明かに知ることが出来る(註一)。第二に、法の内容を民衆に秘してその威嚴を損ぜざらむとする祕密主義的思想の現はれであつて、成文法典を作るのならば如何にしてもその内容が外間に洩れて、以て法の威信を傷けると考へられたことを擧げねばならぬ。わが國においてかくの如き思想が最も顯著に現はれたのは徳川幕府法においてであつて、第一の點と共に特に注意すべき問題であると考へる。すなはち、徳川幕府の刑法

三奉行は大いに努力して寛保二年(西曆一七四二年)に公事方御定書を作り上げて將軍に呈した。この間實に二十三年を費して居るのであつて、相當に大事業であつたことをこれだけでも想像し得るのであるが、更に況むや本法典の内容を検討するならば、苦心努力の跡は一層歴然たるものがあるの感ずるのである。

ところで、この公事方御定書は體裁上、内容が上・下二卷に分けられた。今その内容を検討すると、上卷は全文が八十一ヶ條から成つて居つて主として訴訟手續に關する規定が收められて居る。これに對し下卷の方は全文百ヶ條に達し、中には訴訟手續その他に關する規定もないではないが、主として刑法に關する規定が大部分である。だから、わたくしがここで徳川刑法といふのは實はこの公事方御定書の下卷を指すのであることを注意されたい。そして、世にいはゆる御定書百ヶ條、或ひは單に百ヶ條とも謂はれたところのものは實にこの下卷の部分であつたのである。尤も、かやうに編纂されたが、その後には到つて新らしい判例や條理やに依つて更にこの内容が改正さるる必要に迫られたので、十代將軍家治のときになつて更にこれを補訂し下卷を百三ヶ條となし、上・下兩卷を合せて科條類典となしたのであるが、しかし、百三ヶ條に増補せられた後も猶ほ依然として『百ヶ

條』と指稱された。それほど『百ヶ條』は著名なものになつて居たのである。しかして、猶その後に至つても御定書の内容は時々補訂を加へられて、その度ごとに追加として本條中に追補せられたが、延享二年（西曆一七四五年）以後の修正は別冊として、これを『御定書に添候例書』といつた。従つて、御定書と例書とは共に兩者が一體となつて行はれたわけである。

そこで問題になるのは、かやうにして幕府が御定書を編纂してしまつた後は、幕府は例の秘密主義を抛擲したのであるかといふ點に付てであるが、實は決して秘密主義は捨てられたのではなかつた。否、それどころではない。幕府がその後においても如何に強く秘密主義を墨守せむとして居たかは、次の事實に依つても明かである。すなはち、御定書はこれが施行の前においても後においても曾てその全文を國民の前に公布されたものではなく全く秘密に附せられ、いはば裁判官のための心得書とでもいふべき性質を帯びしめ、御定書を手にし得るのは現在の裁判官のみに限られ、しかも、その裁判官が辭職するに際しては常に必らずその御定書をば一旦幕府へ返上しなければならなかつたのである。蓋し、かくの如く嚴重にしなければ法の内容が外間に洩れる懼れがあるからである。法の秘密主義もここに至つて實に極まれば

と謂はねばならぬ。

尤も、實際問題として、幕府がかくの如く秘密主義を採つたといふことと、それが果してよく保持し得たか否かといふことは全く別個の問題であることは謂ふまでもないのであつて、あれほど法の秘密に附せられねばならぬことを強調せられたにも拘らず、事實において御定書の内容の外間に洩れたるものすこぶる多く、従つてそれが一般民衆の間に廣く知られるに至つたことは當然の成行で今日その民間において爲されたる筆寫本は多數に傳へられて居るのである。だから、われわれとしては秘密主義の保持が如何に困難であるか、少くとも民衆の生活を直接に規律せむとする法の内容は絶對的にこれを秘し通し得るものでない所以を歴史的に教えられるのである。

以上の記述に依つて大體わたくしは徳川刑法なるものを説明し得たと思ふが、猶、そこに一言注意しなければならぬことは、これは飽くまでも徳川氏の刑法であつて、日本全國に行はれたものではなく、たゞ徳川氏の直轄地——これを天料・天領などと謂つた——内においてのみ行はれ、他の地域においてはそれ／＼當該の大名が自己の領地内のみに行つたべき刑法を有つて居たのである。この意味において徳川氏は一個の大名としての性格

をも有つて居たわけである。但し、徳川氏は諸侯の主君であつた關係上、その法令が諸侯によつて摸倣される如きことのあつたのは當然であるが、しかし、それは摸倣以上に出づるものではない（註二）。

かくして、わたくしは今や愈々本題に入るべき順序に達したわけであるが、以上述べるところに依つて明らかであるやうに、本編において取扱はむとするところは専ら御定書百ヶ條に見える刑罰に就いてであつて、従つて、それは徳川中期以降におけるものであることを諒解されたい。事實、同じ犯罪に對しても初期と幕末近くとは全然刑罰を異にせるものがあるほどである。

（註一） 判例がわが古法史上で如何に重要なはたらきをなして來たものであるかといふことに付ては、拙著『日本固有法の展開』（昭和十四年）第一頁以下を参照。

（註二） 各藩の刑法典をここに一つ、一つ挙げる餘裕を有たぬ。が一例を示せば、備藩刑典・盛岡藩律・福井藩御仕置條目・等々の如し。但し、藩によつては成文の刑法典を作らずして、單に判例と條理とにのみ依存せるものあつたのは云ふまでもない。

二 刑罰の目的

徳川刑法における刑罰が如何なる目的を持つたものであるかといふことは頗る重要な問題であるが、この點に

付き曾て中田黨博士は一般豫防主義および特別豫防主義を兼ねたるものにして應報主義を採用せるものではなかつた、と説いて居られる（註一）。しかして、中田博士はその理由として四點を挙げられ、第一に、『或種の刑罰及びその執行方法から見て然か論結することが出来る。例へば死に處するの後、梟首する獄門の刑、磔・獄門・火罪・死罪等に附加されたる引廻や鋸挽・磔等に附加されたる晒の如き屬刑、此等極刑執行に際し刑場其他の場所に建てられたる科書の捨札、或は又磔、獄門等の刑を科すべき或種の罪人が牢死せる場合に、その死骸を鹽詰としてこれに刑を加ふるの類は、何れも威嚇主義の刑罰若くは處刑方法に外ならぬのである。現に徳川幕府の裁判官も右に示した獄門・引廻・晒・捨札等の制度を以て公衆威嚇の手段であると心得て居たのである、』とせられ、第二は御定書に見える舊惡免除の規定であつて、『此規定は今日の執行猶豫とはその形式に於てこそ相違して居るけれども、その根本思想に於ては全然一致する所のものであつて、刑罰の目的を以て犯人を懲戒し改善せしむることにあるとの見解の下に於て初めて見ることを得べき規定である。蓋し、應報主義の下にあつては刑罰は正義に基づく應報であるから、一度罪を犯せる以上、後日これを悔悟するもその應報を免かるるの理由

はない。反之、懲戒主義即ち特別豫防主義の下にあつては、犯人が已に悔悟の意を表する以上、更にこれを懲戒するの必要はないのである。従て若し他に重大なる弊害がこれに伴ふことなくば、一切の刑罰を免除することが却て當然の結論でなければならぬ。吾人は此舊惡免除の規定に依て徳川刑法が所謂特別豫防主義を認めて居ることを明瞭に看得るのである。次に第三は、當時の奉行や裁判官の思想に付て見るに、寛政元年九月十六日松平越中守が評定所一座に心得のため與へたる書付に、『公事裁許其外御仕置の事ハ、一人の休戚に預り候儀にも無之、天下邪正勸懲に預り候儀ニ而、風俗をも變化いたし候本に候上は、云云』とあるのは、これ『明らかに御仕置を以て獨り犯人自身の懲戒たるのみならず、天下公衆に對する勸善懲惡の手段と見た思想である』とされ、最後に、第四は、以上述べた如き刑罰思想は又、徳川時代における學者或ひは政論家の刑罰論に現はれて居るところと全然一致するとして、太宰春台・山縣周南・安井息軒・中井履軒・大塚孝威らの所論を引用せられ以て、『此等の説を見ると、或者は刑罰の目的を以て犯人懲戒にありとし、或者は公衆威嚇にありとして居るけれども、他のものは場合によつて或は懲戒と云ひ、或は威嚇と云ひ、兩者を判然と區別して居らぬ處を以て考ふれ

ば、徳川時代に於ける學者・政論家の胸中には刑罰を以て犯人を懲戒し・改善せしむるの手段なりと見る思想と、公衆を威嚇し・教育する方法であると解する思想とが互に相往來して居たものと見ることが出来る、』とされ、かくして、『以上引擧げた四種の例證に依て、徳川時代に於ける刑法主義が所謂應報主義にあらずして、一般及び特別豫防主義に相當するものであることが充分證明されたと信ずる』と結論づけて居られるのである。さて、中田博士の以上の見解はもとより傾聴すべき一種のものを含むで居ることはいふまでもないが、しかし、わたくしとしては少くとも御定書に現はれたるところに就いて見ると、矢張り應報主義的思想の存在して居たことを承認せざるを得ないのである。例へば中田博士が第一として擧げられた點に就いて見るも、鋸挽・磔・獄門などの如き人をして面を覆はしむるが如き殘虐なる刑罰を採用したといふことは、これは豫防主義の外に、犯罪に對する應報として行つたものと解すべき理由が十分に存在すると考へられる。若しも單に豫防主義を目的として刑罰を行ふに止まるならば、死刑を行ふにしても、兎に角、犯人の生命を奪ふのみに止むべきであつて、その生命を奪ふに就いて各種の酷薄なる方法を以てする必要は少しも存在しない筈である。民衆は假令それ

が如何に安易な方法を以てせらるるにせよ、死刑に處せられるといふことを何よりも恐れるところの人間性を有する者であるが故に、豫防主義的目的のみに止まるならば犯人の生命を奪ふにつき最も安易なる方法を選ぶでこれを執行も十分に目的を達成し得るわけである。それにも拘らず各種の殘忍なる死刑の種類を定めて居ることは、徳川刑法が應報主義的刑罰目的を濃厚に有して居た證左であると謂はざるを得ない。現に御定書百ヶ條の第五十條には『男女申合相果』(これを別に『相對死』ともいふ。現今のいはゆる『心中』或ひは『情死』にあたる)たる場合に就き『不義にて相對死いたし候もの』はその死骸に對してまでも刑罰を加へて、死骸を取捨て、弔らわせず間敷候と規程して居るのであつて、これなどは明白に應報刑の思想を具現せるものだと言はねばならぬ。死人に鞭撻つとは正にこの種の刑罰を謂ふのであらう。

る疑問である。彼等の中には單に支那思想を受賣りするに止まつて居る者が少くないのであり、就中、太宰春台の如きはその典型的人物である。それで、中田博士が第三點として當時の奉行や裁判官たちが勸善懲惡を説いて居られるけれども、これも矢張り例の儒學者の所説の影響を受けたものであつて、かやうな儒教的思想がそのまま御定書の根本思想となり得たかどうかは猶ほ疑問であると謂はざるを得ないのである。しかし、それだからといつて豫防主義的思想が無かつたといふのは勿論ない。すでに中田博士も引用されて居る如く、嘉永四亥年の御仕置詮議には、『且引廻・晒其外死骸を晒候御仕置は、見懲之御趣意之段、文化七年評議ニ御下ヶ被成候、……御書取之趣も有之、專見懲之御趣意ハ、勿論ニ候得共、云云』とあり、また年代不詳牧野大隅守伺書に、『存命に候得ハ、引廻し或ハ科書建候も、畢竟世上見懲之ため被仰付候處、以來病死候共、五ヶ所科書捨札建可然哉に奉存候、勿論評定所一座江も申談候處、附火いたし候もの、至重き惡事ニ付、世上見懲之ため、五ヶ所科書捨札建可然旨、評議仕候儀ニ御座候、云々』とあるから、これらに依つてみるに、豫防主義的なものあつたことは明らかであるが、しかしながら、何といつても基本的には應報主義で

更に、第四に擧げられて居るところの當時の學者、政論家の議論であるが、なる程、そこには中田博士の謂はれる如く勸善懲惡的議論がよく展開せられて居るのであるけれども、これらは實は多くが支那の儒教思想における教化主義的考へ方を説いて居るまでであつて、かかる思想がどの程度まで法律の中に採り入れられ得たかは頗

る疑問である。彼等の中には單に支那思想を受賣りするに止まつて居る者が少くないのであり、就中、太宰春台の如きはその典型的人物である。それで、中田博士が第三點として當時の奉行や裁判官たちが勸善懲惡を説いて居られるけれども、これも矢張り例の儒學者の所説の影響を受けたものであつて、かやうな儒教的思想がそのまま御定書の根本思想となり得たかどうかは猶ほ疑問であると謂はざるを得ないのである。しかし、それだからといつて豫防主義的思想が無かつたといふのは勿論ない。すでに中田博士も引用されて居る如く、嘉永四亥年の御仕置詮議には、『且引廻・晒其外死骸を晒候御仕置は、見懲之御趣意之段、文化七年評議ニ御下ヶ被成候、……御書取之趣も有之、專見懲之御趣意ハ、勿論ニ候得共、云云』とあり、また年代不詳牧野大隅守伺書に、『存命に候得ハ、引廻し或ハ科書建候も、畢竟世上見懲之ため被仰付候處、以來病死候共、五ヶ所科書捨札建可然哉に奉存候、勿論評定所一座江も申談候處、附火いたし候もの、至重き惡事ニ付、世上見懲之ため、五ヶ所科書捨札建可然旨、評議仕候儀ニ御座候、云々』とあるから、これらに依つてみるに、豫防主義的なものあつたことは明らかであるが、しかしながら、何といつても基本的には應報主義で

あつたと謂はねばならないのである。

殊にここに注意を要するのは、當時の儒學者たちは盛んに犯人の改過遷善といふことを唱えて居るけれども、徳川刑法の刑罰組織においては後に述べる如く何ら改過遷善せしむべき施策をなして居らないのであつて、追放刑の如き却つて犯罪人をして無宿放浪の無頼漢に化せしめ、『犯罪人の卵』たらしむる刑罰が平然として且つ大行的に行はれて居たのであるし、また牢屋は未決監であつて、既決監としての性質が極めて稀薄であるといふ状態であつたのである。かやうな點において、その有する豫防主義的な一面も甚だ制限されたものであつたと謂ふべきである。

次に、徳川刑法には連帶主義と身分主義とが行はれた。前者は、犯罪そのものには何等の關係がなくても犯罪人と地縁的乃至血縁的に一定のつながりがある場合には處罰されたものであり、後者は武士とか百姓町人とかであることに依つてそれ／＼刑罰を異にする場合があつた。以上の二點に就いては既にわたくしの論じたところであるから(註二)、ここでは省略して置くが、猶一言しておきたいのは刑罰は公刑主義ではあつたけれども、特殊の場合には私刑の行はれたことである。例へば御定書

百ヶ條の第四十八條第三項には妻が他の男と密通(姦通)せる場合に男女とも夫が殺した場合につき

一、密通之男女共ニ夫殺候ハ、無紛におゐてハ無罪とあり、次に第四項但書では、若し密夫が逃げ去りたる場合には、妻は夫の欲するままに處置さるべしとて、之を『夫之心次第ニ可ニ申付』といひ、第五項では、女が同意しないのに密通を申し掛けたり、或ひは家内へ忍び入つたりせる男を發見せる夫が殺しても、その不義を申し掛けたる證據が明かであれば罪を問はないとし、しかも第十二項に依れば、これは妻の場合にも妾の場合にも差別なく適用されるものの如くである。また同條第二十四項にも、他家の家來又は町人等が下女と密通いたし忍び入りたる場合に、男は江戸拂の刑に處せられるも、女は『主人心次第可爲致』とあつて、主人が自由にこれを處置することを許されて居つたのである。

更に第四十九條においては、婚約中の娘と不義をなせる男及び娘をもろ共に切殺したる親は、確かに現場を見届け紛れなきにおいては罪とならない、と定められて居る。すなはち、婚約中の女は法律上妻に準じた地位が與へられるから、妻の密通の場合よりは刑罰が少しく軽くはあるが、とにかく犯罪を構成し、しかもその處罰が親の手によつて行はれて居たことがこれに依つて知られ

る。されば、以上で明かなる如く極めて例外的にはあるが、徳川刑法は私刑をも承認して居るのであつて、これは戰國時代よりの遺風であるといふべく、もちろん、かかる若干の規定が公刑主義を妨ぐるものでないことは謂ふまでもない。

(註一) 中田博士『徳川刑法の論評』(法學志林、第十八卷第四號、第三頁乃至第九頁)。

(註二) 拙著『日本固有法の展開』第二七五頁以下參照。ここでは『徳川刑法の三原則』を論じておいた。

三 刑罰の種類

刑罰に如何なる種類があつたかに付ては、御定書百ヶ條の第三三條に『御仕置仕形之事』といふ項下で定められて居る。御仕置とは即ち刑罰のことであるが、かやうに一定の刑罰が法定されて居る以上は、裁判官としてはここに定められてある以外の刑罰を考へ出してこれを科するわけにはゆかぬこととなつた。例へば、ゲルマン中世においては手や指を切り取り、舌を抜き、鼻や耳を削り取るところの不具刑 (Verstümmelungsstrafe) が行

はれて居つたが(註一)、かやうな刑罰は徳川刑法には全然定められてないが故に、如何に專擅的な刑事訴訟手續が行はれて居た時代とはいへ、裁判官はかかる不具刑

を宣告することは許されなかつたわけであつて、御定書に刑罰の種類が定められたといふことは決して意義なき事柄ではないのである。しかし、それだからといつて、徳川刑法が近代的な罪刑法定主義に立脚せるものでないことは既に前に述べた通りである。

この時代の刑罰はこれを大別すると、死刑・遠島刑・追放刑・身體刑・監禁刑・過料の六種となすことができる。このうちで遠島刑は追放刑の一種の如くにも見えるが、また兩者は多少觀念上において異るところも見受けられるから、ここでは兩者を區別して説明することとした。しかし、これらの内で追放刑が最も頻繁に行はれたものであるが、これを行つた爲に犯罪人を却つて多數に作り出すこととなつたので、幕末にはこれが緩和せられたこと後に述べる如くである。

以上御定書百ヶ條における刑罰の基本體系であるといふべきであるが、以下わたくしは之等の各々に就いてやや詳しく説明を試みたいと考へる(註二)。

(註一) H. Plautz, Germanische Rechtsgeschichte 1936, S. 220.

(註二) 身分主義が行はれて居た結果、これらの基本體系は主として百姓町人・神官僧侶などに適用せられ、また下級武士にも適用せられて居るが、しかし上級の武士、例へば

大名などには適用されて居らぬ。上記の死刑の中に切腹が包含されず、また離縁状を受取らずして再婚した女に對する處罰の如きは全く庶民にのみ適用せられたこと謂ふまでもない。これ等の點をあらかじめ注意する必要があるわけである。

四 死 刑

戰國時代における殺伐なる氣風の影響を受けて、徳川時代の死刑はその種類においても殘虐性においても實に典型的なものを有つて居る。すなはち、死刑には鋸挽・磔・獄門・火罪・斬罪・死罪および下手人の七種があり、その輕重の度合も鋸挽最も重く、下手人もつとも輕いといふ順序であつた。尤も、最も輕いといはれる下手人も實は犯罪人の生命を奪ふ刑罰であるのであるから、決して生ま慢さしいものでなかつたことは謂ふまでもなからう。

先づ鋸挽であるが、これは『一日引廻、兩之肩ニ刀目を入、竹鋸ニ血を付立置、二日晒、挽可申と申もの有之時ハ、爲挽候事』であり、附帶刑として田畑・家屋敷・家財などの沒收を伴つた。尙、この場合に晒をなすに付ては一定の方式があつたのであつて、晒の場所へ三尺四方の箱を埋め、その中へ囚人を縛り置き、完料に

て蓋をなし、穴から首だけを出して、完料の跡へ土俵を三俵積み、左右へ鋸及び竹鋸を建て置き、朝五時から夕方の七時まで晒し置く。但し食事並びに兩便のときは完料の穴より弁ずることとなつて居る。これは最も殘忍な死刑である。

磔は淺草または品川で行ひ、在郷では犯罪ありたる場所へ差遣すこともある。尤も科書の捨札を三日間建て置き、非人をして番せしめる。但し引廻すこともあるが、犯罪によつては引廻さないこともある。けれども田畑家屋敷家財等の沒收されることは鋸挽と異らない。しかし享和二年の定めにおいては、晒の上にて磔になる者の晒日數は先例が區々になつて居るけれども、今後は三日晒し、三日目は半日も晒せば直ちに處刑されることになつて居る。尙、磔刑の執行に關する具體的方法は次の如く明確に定められて居る。

一、御仕置場江囚人引來候得ハ、下働非人六人にて馬よりおろし、罪木仰向ケニ乗せ、足首を横木へ結付、貳人ツ、左右江廻り、高腕を横木へ結付、囚人之衣類を左右脇下より腰之程迄切破り、胸板之所左右より卷付、三所迄繩にていほ結ニ致し、胴繩たすき繩を手傳人足拾人餘にて起し、根を穴の内へ三尺餘埋込、土にてかため、彈左衛門手代檢使與力へ伺、下役

同心囚人之名前承り、彈左衛門手代江突掛リ候様差圖いたし、下働非人、鑓を持、左右へ分候内、壹人見せ鑓を突出す、囚人面より二尺程隔ア、残り壹人鑓を構へ居、見せ鑓を引、直ニ脇腹より肩先へ、鑓之穂先壹尺餘突出し、一ツ捻り鑓を抜、其後ハ左右より代り／＼突く、鑓數貳拾本參拾本位突、檢使江伺之上、咽咽吭右左より止め鑓をさす、

一、突候鑓ハ彈左衛門より出ス

次に獄門は淺草又は品川において行ひ、地方では犯行の地で行ふこともある。引廻・捨札・番人等はすべて磔のときと同じであり、また首は牢内で刎ね、沒收になる財産も皆磔と同様であるが、獄門の方法は死罪の場合と同じように『首打落し候得ハ、非人直ニ首引揚、手桶之水にて洗ひ、兼而手當致し置候俵ニ入ル、獄門檢使・町方年寄同心雙方貳人出居、右首請取先へ幟捨札建之、其跡より首入候俵を非人兩人にて差荷ひ、檢使同心差添、淺草、品川御仕置場江罷越、獄門ニ掛ル、但、引廻無之候得ハ幟無之』といふ方法であつた。しかして、この獄門首の晒日數は三日二夜であり、捨札は三十日間建てられた。

火罪は放火犯人に對してのみ適行されたものであるが、これは引廻の上にて淺草又は品川において處刑せら

れ、地方は放火した場所で行ひ、捨札・番人・沒收等はすべて前と同じく、ただ盜犯放火でなければ捨札に及ばない。火罪は文字通り火焙りの刑に處するものであつて、その執行方法にも詳しい規定がなされて居る(註一)。

(註一) 火罪の方法は次の如し。

一、六七寸廻り之大竹貳ツ割ニシキ、五尺廻り之輪ニいたし、同四ツ割竹長サ七尺折廻し、大輪を釣り火罪木江結付候、此輪ハ囚人入候ため計りにハ無之候、仕懸ケ之ためニ拵候、右之輪竹不殘舞繩ニ而ひしと卷、其上を土すきを入、疾と塗込、又候其上ヲ細繩ニ而土留まき塗申候、

一、囚人あふり候横輪三尺程退輪之形ニ堅積重申候、勿論輪江囚人入候と、仕懸ケ之節、働之もの出入之ため貳尺程も道を明ケ、右之横積重申候、

一、同茅横廻り積重申候、仕懸相仕廻候得ハ、右働之もの出入道を横茅ニ而ふさき申候、

一、囚人場所江引來候節、馬よりおろし、いましめ之儘ニ而、右之輪之内江入、兩高腕を釣り竹に結付、次に細腰柱ニ結付、次ニ高股柱ニ結付、次ニ足クヒ一足ニ寄柱に結付、何れも大繩貳ツ重懸ケ、志かと結付、土ニ而塗込、其上小繩ニ而卷、又候塗申候、小男ニハ横を踏セ申候、

一、塗付廻いましめ之首繩を切、大繩貳重ニ隨分ゆる／＼柱ニ結付申候、同右之通土ニ而結目を疾と塗仕廻、働之もの立去り申候、

一、茅二三把一手に持、火を付参り、風上より積候茅之中程へ火を移し、莖にてあをる、時宜ニ寄、所々よりも火を移す、囚人相果候様子を見計、燃殘等引拂ひ、茅四五把ツ、一手ニ持、火を付、左右より参り、一方よりハ鼻、一方よりニ陰囊を焼、

但、女ハ乳を焼、皆とゞめなり、

それから、ここに注意すべきに、鋸挽・礫および獄門には引廻が附加されて居るが、同じ死刑でも火罪以下のものにはこれが附加されて居らないといふ點である。それは右の三刑が殊に重いからに外ならない。そこで引廻しの方法に就いてみるに、先づ罪人を牢屋から出し、改番所前にて三寸廻り程の藁太繩を腰繩と爲し、孳細引を増繩に掛け、非人足が取り圍んで裏門より出、非人たちが囚人を抱えて馬に乗せる。この引廻しの檢使は町方と與力との雙方が二人馬上にて付添ひ、下役の同心は囚人の人數によつて不同である。かくして引廻しの行列に移るのであるが、それには先き拂ひの非人五人が轎を持ち、その他多勢の非人や官の者たちが付添つて行列に移るのであつて、これは要するに、一般豫防主義の現はれ

であると共に、應報としての性質を有つて居ると謂はねばならぬ。

斬罪は淺草又は品川において町奉行組同心が執行し、御徒目付および町與力が立合つた。そして田畑家屋敷家財等が悉く沒收されること上述のものと異らぬ。

死罪は首を刎ね、死骸を取捨て、^{カシモ}操者に申付けられ、且つ財産の沒收は斬罪と同じである。ここにいふ操者とは即ち操斬りにせられることであるが、武士・神官・僧侶・穢多・非人・濕瘡強く煩える者等はすべて操者にされないから、要するにこれは百姓町人のみに適用されたものと謂ふべきである。

最後に下手人は、首を刎ね、死骸を取捨てるけれども、財産の沒收が行はれないばかりでなく、操者にされない點において死罪と異つて居るのである。

未完



外地行刑座談會

「刑政」編輯部では、先般の刑務所長會同に、各刑務所長が上京されたのを機に、五月八日午後五時より上野池ノ端雨月莊に、外地各刑務所長を招待、内外行刑聯絡に關する座談會を開催した。左記はその要領筆記である。

出席者	司法書記官	安達勝清
同	同	國宗榮
同	司法事務官	中尾文策
同	同	小川太郎
同	同	寺光忠
朝鮮總督府法務局行刑課長	大野憲光	
臺北刑務所長	山田榮次郎	
旅順刑務所長	十河竹次郎	
滿洲國司法部行刑司第一科長	瀧澤勝司	
蒙疆政府	野村瀧雄	

安達 潜越ながら私から一寸御挨拶申上げます。「刑政」の編輯につきましては、平素から何かと御援助をいたゞいて

みますが、今回刑務所長會同に際し、みな様方御上京になりましたのを機會に、更にいろ／＼の御話を承つて、行刑上の參考ともいたし、又「刑政」の資料ともいたしたいと存じまして、御疲れの折柄をわざ／＼御足勞御願ひ申し上げましたところ、御快諾の上、打ち揃つて御出席下さいましてまことに有り難う存じます。何か座談會といふやうな形式で、みな様の御意見をうかゞひたいと存じますが、

今夕は内輪の人だちばかりのことでもありそれに筆記はとりましても御差障りのあるやうな點は紙上には割愛致しますか

ことにはまだ經驗が淺いのですが幸に専門の方々も御見えになつてゐられることでもあり、旁々、胸襟を開いて、忌憚のない御話し合ひが願ひたいのであります。

私思ひまするに、今日はいはゆる東亞共榮圈の確立といふことが叫ばれてゐて、軍事、政治、經濟それ／＼の部門において日滿支共同一體の實が結ばれつ、あるやうにも聞き及んでゐますし、否、一部ではすでにその實が結ばれて、相當の成長を見てゐるときへ聞き及んでゐるのであります。がさうした際、我が司法の部門においても、同じく日滿支一體の原則に則つて、東亞共榮圈確立といふ我が國の大理想に向つて、側面からなり、何等かの形において寄與貢獻して行くことが最も必要なことではないかと考へられるのであります。尤も司法一般に互つての日滿支一體といふことになりますと、これは非常な大問題であります。

て、一朝一夕にその實現を期し得ないこととでありませうが、しかし問題を行刑關係のことに限るとなると、話は又自ら別になるのではないかと思ひます。その邊をいろ／＼研究して見て、若し共同一體的分野を發見し得るならば、それを開拓育成して行くことも又私共行刑關係者の任務であると存じますので、この機會に十分御意見の程をうかがひたいと存ずる次第であります。

瀧澤 御趣旨はよく解りましたが、しかし便宜上、大體日滿蒙間に連絡を要すると認められる事項について御話ししたいものか、それとも、現地の實情について御話しの方がいいものでせうか、何れにませうか。

小川 「刑政」編輯の立場から申しますと、やはり東亞共榮圏の確立といつた大きな問題が自らその對象となつて來ますので、どうでせう、漠然とはしてませんが「民族と行刑」といふやうな題目について御話し合ひを願ふことにしたらどんなものでせう、つまり政治としての行刑です

やはり同じことがいへるのではないかと思ふのです。苟も東亞共榮圏の指導者として率先か九等を率ゐて行かなければならない日本人が、たとへ犯人とはいへ、かりにもかれ等から侮蔑を受けるやうなことがあつてはならないと思ふのです。滿洲のやうに、日本人だけの特別の刑務所のあるところはしばらく別としても、朝鮮、臺灣等ではどんなものですかね。

大野 内地人の受刑者だけを別扱ひにするといふことは、少くも朝鮮の場合、全く許されないこととせうね。といふのは、それは總督府の統治方針と背馳することになるからです。今の南總督の統治方針はその最後の目標を内鮮一體といふところに置いてあるのです。文字通りに鮮人を内地人と同一扱ひするといふ趣旨かどうかは私もよく知りませんが、少くとも、鮮人を内地人のレベルまで育て上げて行かうといふのが總督府の理想であり、現にその理想へ向つて努力を續けつつあるのです。内地人と鮮人との間に決して差別待遇を行はない、少くも鮮人の

な。

瀧澤 一昨年の秋、新京で日滿司法事務の連絡會議を開きました際、刑事民事の代表者は参加いたしました。行刑の方はどなたも見えませんでした。私も當時内地に在つて、別にこれといふ問題も考へてなかつたのですが、共助法から見ても、行刑の方は、刑事、民事程には問題がないやうに思はれるのですが……それとも又特に連絡を要するといふやうな問題でもあればですが……。

安達 では私の方から一つ問題を提出しますが、私は共助法を全面的に活用して、滿蒙、朝鮮、臺灣等で宣告を受けた内地人の犯人は、刑の執行を現地でせず、一應内地へ送つて貰つて内地で執行することにしたらどんなものかと思つてみますが、どんなものでせう。

瀧澤 さうですね。私の考へとしてはむしろ逆の意見を出したいところでせう。つまり内地の受刑者を滿洲へ送つて、滿洲で繼續して刑の執行を行ふんですね。少くも滿洲に關する限り、私はそれがい

いと思ふんですが……それはともかく、安達さんの御考へは、現存の共助法で行くと、難しいんではないですか。

安達 死刑、苦刑以外なら、出来るんじゃないですか。

瀧澤 さア出来るでせうか。

安達 何故私がそれを言ひ出したかといふと、私は先達つて、南洋へ行つて見て、そのことを痛感したんです。南洋は勿論、行刑制度などとんと整つてゐず、刑務所といつても名ばかりのものですが……ま、それはともかくとして、私はそこで内地人と島民とが同じ刑務所に一緒くたに收容されてゐるのを見て相當考へさせられたのです。刑務所に入つてゐる内地人を見て島民は何と思ふだらう。日本人にもこんなものがあるのか、といふ目で見て、そこから内地人に對する侮蔑感が生れて來はしないか。果してさうとすれば、これは統治上にも障礙になることではないかと私は當時さう考へたのです。これは南洋に限つたわけではなく、朝鮮、臺灣、若くは滿蒙についても

目にさう映じさせたいといふのが今日の朝鮮統治上の根本方針となつてゐるのですから、従つて刑の執行についても、兩者を區別することは禁物となるわけです。實際、内地人の受刑者だけを内地の刑務所へ送るといふことにすると、鮮人としては内地人だけを優遇するといつて、感情上面白くなく思ふでせう。さうなつては、總督府の統治方針に合致しなくなるのです。

瀧澤 その點は滿洲にしたつて同じこととです。御承知のやうに、滿洲では五族の協和といふことを立前にしてゐます。その手前からいつても、行刑上にも、日本人と滿人との間に區別を置かないといふ感じを滿人に有たせることが必要だと思ひます。尤もそれは、程度の問題でもありませうが……。

大野 これは小さいことですが朝鮮では、内鮮を問はず、受刑者にはみな同じ服装をさせてゐます。鮮人の服装は修理が難しいから、といふ理由もありませうが、事實上鮮人にも内地人と同じ服装を

させてゐるのです。些細なことですがそこまで注意してゐるのです。

瀧澤 安達さんは、今の共助法で、内地人の犯人を内地へ送ることが出来るといふ御解釋なんですか。

安達 私は出来ると思ひますがね。

瀧澤 例へば朝鮮で判決を受けた犯人が滿洲へ逃げて行く場合、滿洲の刑務所に刑の執行を囑託するといふことは、これは共助法ではつきり決つてゐることです。私から問題はないのですが。

私はかつて川越少年刑務所にゐたことがあります。あそこへ入つて來る程のものは、大てい家庭が悪いのです。そして釋放後再びその悪い家庭へもどしてやるのですから、これはなか／＼良くなりつゝありません。少年のことですから指導と環境さへ宜しきを得れば直して直し得ないことはないと思ふのですが、それがうまく行かずに、いつの間にか前科何犯といふやうな大それた人間にしてしまふといふことは、私共としても相當考へねばならぬことだと思ひます。元來累

犯防止の問題を、内地だけで解決しようとするのが、すでに少し時代後れの考へではないかと私には考へられるのです。日本人の活躍の舞臺が日に／＼擴大されつゝある今日の場合、少くも少年受刑者位は、大陸へ持つて行つて更生の道を取らせた方が、より効果的ではないかと思はれるのです。行刑も、内地ばかりでなく廣く大陸をも含めて、何處でも、適當な場所において刑の執行を行ひ、釋放後もその土地において保護指導してやる事が、効果も多く、又時代もそれを要求してゐるのではないかと思はれるのです。そして同じ大陸へ持つて行くとしても、釋放後よりも、刑の執行中に持つて行つた方が一層效果的だと思ひます。

ふやうに行きませんでした。しかし刑の執行中に連れて行くのならばいゝでせう。

安達 それも一つの見方でせうが、しかし私は、少年犯罪者を滿洲へ送るのはどうかと思ひますね。といふのは、元來少年の心理は、文化と切りはなすことの出来ない關係にあると思ふのです。成程文化の刺激によつて、少年が犯罪に陥るといふ場合もありませうが、同時に、文化の刺激なしには少年は生きてゐられないのではないかと考へられるのです。少年犯罪者が、釋放後滿洲のやうな田舎に果してゐつけるかどうか、疑問だと思ふのです。みつけないとすれば、折角連れて行つても、ムダになるわけですね。

は、多くの場合、そのためでせう。

瀧澤 私はやはり、累犯防止の問題を内地だけで解決しようといふのが第一無理だと思ひますね。日本の勢力が、相當廣範圍に亘つて擴大されてゐるのですから、行刑や保護の問題も、見解をもつと廣く取つて、大陸を利用することに乗り出した方がいゝと思ひますがね。特に少年犯罪者の更生には、それが最も必要だと思ひますがね。

安達 それから、内鮮一體、五族協和は勿論結構なことであり、理想はそこになければならぬでせうが、しかし、實際問題として行刑の内容に立ち入つて考へる場合、内地人が鮮人の看守から引き廻されるといふやうなことは、どうでせう、内地人として快く感じないだらうと想像されますがね。快く感ぜず、従つて鮮人看守を白眼視するやうなことがあつては行刑の効果も自ら擧らないといふことになるのではないですかね。

大野 さういへばそんなものですが、しかしそれは今日考ふべき問題ではない

と思ひますね。今日の段階においてはむしろ反對に、内地人の受刑者が鮮人の看守に指導されてゐる現場を、鮮人に見せてやるのがいゝではないかとさへ思はれる位のもので、内鮮融和の見地からいつてよすね……。

その點は或程度考慮を要すべきことでせうし、又鮮人の刑務官にも、いろ／＼感服出来ない點があるとしてもですね、ともかく別扱ひはいけませんね。鮮人の看守たちにも出来るだけ明るい氣持で仕事をさせないと、思想的にも面白くない結果を生じます。それに事實問題として内地人の受刑者で、鮮人の看守に指導されるのがイヤだといふものは一人もありませんよ。

小川 朝鮮には内地人の受刑者がどの位ありますか。

大野 さア、全體の一割五分位のものにせうか。

中尾 蒙古はどうですか。

野村 蒙古は御承知のやうに治外法權が撤廢されてないので、短期刑は、現地

で執行してゐますが、長期刑は長崎や小倉に送つておます。現地の監獄といつても現在すでに接收してゐる監獄ですが、その收容者の大部分は漢人で、蒙古人は極く僅かしかありません。蒙古といつても住民の大半は漢人なので、自然さうなるわけですね。民族的問題は、現在のところ格別目立つものはありませんが漢人と蒙古人とは本來仲が悪いのですから、それ等を一ツ監獄に收容するとなると、何れは問題が生ずるだらうと豫想されます。唯現在、刑の執行の對象としては、前申すやうにその殆んど全部が漢人といつてもいゝのですから、これといふ問題もなしに済んでゐるわけですね。

次に職員は、日系、滿系、蒙系、漢系の四通りあります。中でも一番多いのは漢系で、蒙古系はホンの少數ですがどうも兩者の折合がうまく行かないので困つてゐます。滿系も少數ですが、日系は更に少數です。現在ほとんかく、將來は職員同志の間にも、民族的の葛藤が發生するのではないかと心配してゐます。受刑者

には日本人は一人もありません。

安達 臺灣はどうですか。

山田 臺灣は大體内地に則つてやつてますから、別に問題はありません。内地人の收容者は約一割位のものでせう。

中尾 安達さんのいはれるやうに、かりに内地人を内地へ送るとすると、ひとしく亞細亞とはいつても民族がそれ／＼に違ふのだから、拘禁分類のことが問題になりますね。拘禁はやはり民族別にするのが一番合理的でせうね。

大野 民族別はいゝんですが、朝鮮だけは別ですね。

小川 それは、民族的にするべく、朝鮮はすでにその段階を過ぎてゐるといふ御趣旨でせうが、結局その點に關する認識、問題ですね。

大野 さうです／＼。民族別にするといふ御趣旨は解りますが少くも朝鮮に關する限り、それは絶對にいけません。そんなことをしやうものなら、過去三十年統治成績が根本からひっくりかへつてしまひます。

瀧澤 満洲にしたつてやはり同じこと

が言へると思ひますね。處遇上には、民族的考慮もいゝでせうし、又時には必要でもありませんが、方針としてはやはり何處までも五族協和の精神で行きたいですね。満洲は折角治外法権が撤廢されて、日本の力がグン／＼伸びて行つてゐる時ですから、満洲を特に低位に見るやうな態度は慎むべきだと思ひます。私は東京に内地人だけ、刑務所があることさへ、餘り香しくないことだと思つてゐるのです。

中尾 關東州にどうですか。
十河 關東州は、千三百程の收容者の中、内地人が約半分、占めてゐますが待遇は同一です。唯食物だけは内地人が粟と米、支那人が粟と其他といふわけとその點一寸區別があります。鮮人は、全く自分は内地人だといふ氣持でゐます。鮮人を内地人と區別すると、かれ等は怒ります。區別するなら支那人と日本人とを區別してくれといひます。朝鮮語で書

いてやることすら、鮮人は喜ばないので

瀧澤 餘りに民族に拘はるのは、少し深辨にすぎると思ひますね。外地の行刑には、政治的考慮も必要だと思ひますね。

中尾 それはさうでせうがしかし改善の對象として考へる場合、各民族で、文化や道徳意識もちかへば、風俗習慣もちかふといふわけですから、やはりそこに手加減が要るし、結局民族別といふところに落ちつくのではないですか。
瀧澤 ですから、處遇上には手加減があつていゝのです。
大野 朝鮮は前にも申したやうに、統治の方針が、鮮人を全部日本人のレベルまで高めやうといふことに在るし、鮮人の方でも亦本當の日本人にならうと努力してゐるのです。行刑にしても、この大方針に順應して行かねばならぬものと思ふのです。
小川 満洲には、受刑者は何人位ゐるま

すか。

瀧澤 内地人が六七百、鮮人を加へて千六七百位でせうか。
野村 各民族の行刑は、指導原理を一本建にしたものでせうか、それとも民族別に考慮すべきものでせうか。

瀧澤 處遇上は民族的でいゝが、政治的關係を考へると、出来ることなら一本で行きたいものですね。
大原 被征服民族は、どうしてもひがみ、強いから、區別してゐると思はせてはいけませんね。
國宗 南洋はどうですか。
安達 南洋には監獄といふ程のものはありません。

ありません。

國宗 内地人を内地へ持つて來るといふのも、滿蒙などは、政治的に日本の力が強いから、やらうと思へばやれるだらうか、支那は難しいでせう。
安達 何しろ行刑文化の度かちかふので困る。
小川 分類方法は難しい問題たとして

も、共助法的に移送の道をひらくことはいゝでせう。

大澤 それはいゝでせう。
安達 内地へ送つた方がいゝといふものだけを送る程度なら出来るでせう。

瀧澤 刑務所長だけで出来ることはやつて見るがいゝでせう。
安達 さてだん／＼有益な御話を承りましたが、この邊で一つ話題をかへて、かりに將來亞細亞監獄會議といつたやうなものが開かれる機會がありとすれば、その議題としてはどんなものが考へられるでせう？

瀧澤 さア、それは問題か餘り大きすぎますね。それよりも、實際問題として當面解決を要することは、假釋放者の取締り問題ですね。例へば満洲で内地人を假釋放すると、寄留地が内地に在るので本人一應内地へ歸りますが、その際の取締りは誰れがするかですね。これなどは現實に且つ急速に解決を要する問題なん

ですから、内地の方で主となつて、何とか一つ決めていたゞきたいと思つてますかね。

安達 反對に内地で假釋放したものが満洲へ行つた場合はどうなりますかね。
大野 内地の規定では、假釋放後、現地へ行くことは出来ると思ひます。
瀧澤 朝鮮はいゝ。
大野 朝鮮へ送つてもしかし、警察には監督の義務がないでせう。

小川 取消の場合はどうなりますか。
十河 取消は假釋放を許した土地ですることになつてゐます。假釋放は、釋放後何處で監督するかの問題が厄介なんです。
瀧澤 満洲には假釋放後の取締規則がないので、内地人はどし／＼内地へ送つてゐますが、別に内地の警察がこれを監督するといふわけでもないで、その邊がどうも……。

大野 結局その土地／＼で監督するよ

り外はないでせうね。

瀧澤 實際問題として、假釋放者は満洲から内地へも澤山來ますが又内地から満洲へも澤山行つてゐます。何とか取締の問題を解決して置きたいものです。

野村 この機會に蒙古側としての希望をいろ／＼申し上げたいのですがね。先づ第一に、職員との交流をやつていたゞければ大へん結構だと思ひますがいかゞなものでせう。次に刑務官の留學生といつたやうなものを内地へ連れて來て仕込んでいたゞきたいし、一方内地からも蒙古へ人をやつていろ／＼見學研究させるといふ方法を探つていたゞきたいと思つてゐます。次に東亞犯罪の研究といふやうな仕事も必要ではないかと考へてゐますと同時に、行刑一般、司法保護並に先刻も御話のあつた徒刑者の移送といふやうな問題なども、蒙古が今後治外法権撤退といふことにでもなれば、隨分問題となる事柄で、研究を要することだと思つてゐ

ます。又東亞全體をひつくるめての行刑機關雜誌といふやうなものも追々は必要になつて来るのではないかと考へてみます。つまり一種の綜合雜誌で、行刑に關する事項を各國語で記載して、それによつて互に智識や資料の交換を圖りたいといふわけです。しかしそれ等は今々すぐにといふわけにも行きませんが、蒙古からの留學生と、日系職員との交流とは出来るだけ早き機會において是非實現していただきたいと考へてみます。

安達 承つておきませう。

瀧澤 滿洲には、内地の前科者が澤山やつて来るんですが、本人の身分帳を送つていたゞくわけには行かないでせうか。

安達 身分帳を送るといふことはどうだらう、出来るかしら……。

中尾 身分帳は永久に保存するといふことになつてみますが、共助法により滿洲で永久保存しておけばいいでせう。

小川 責任を以て保存するといふことにすれば……。

安達 しかしそれもどうかと思ふから、成るべく「寫し」を作つて送ることにしては。

瀧澤 「寫し」といつても、部厚なものは随分厄介でせう。何しろ、内地の前科十犯も、滿洲では初犯になるんですから刑の執行上困ることがあるんです。さうした際、身分帳があると、非常に便利なんです。

中尾 身分帳は、或る程度書式を一定して、土地々々で、それらの欄に記入するといふことにしたら便利ではないですか。

瀧澤 公文書を外國へ送るといふことは、八ヶましくいへば問題でせうね。

安達 前科者といふことはどうして判りますか。

瀧澤 本人に訊くんです。

中尾 東亞各國に共通する行刑目的と

いふものを樹て得るものでせうか。朝鮮は問題がないとしても……。

野村 東亞共榮權の確立といふことが叫ばれてゐる今日、行刑にもやはり、東亞に共通する一つの大きな指導原理が欲しいと思ひますね。それがなければうまく行かないのぢやないかと思はれます。

瀧澤 成るべく一本建で行きたいものです。つまり日本の指導原理を以て、東亞全部を包括し得るやうになればいいのすがね。

中尾 八絃一字です。

安達 臺灣の方は何か御註文がありますか。

山田 臺灣の行刑は、大體内地と變りがなく、改善方針も内地から指導していただいてゐるわけですが、唯先刻も御話のあつた人事の交流ですがね、出来ることなら判任官程度の人事交流をやつていただければ非常に都合だと思つてゐます。臺灣では、特に技術員が不足なので

困つてゐるのです。

安達 技術員の不足は内地でも困つてゐますがね。——先刻蒙古の留學生といふ御話が出ましたが……司法省では現に、滿洲國の留學生を年々養成してゐるわけですが、あの連中は一體何を望んで來、又何を擱んで歸るのでせう？。

瀧澤 留學の直接の目的といへば、日本行刑の理論や技術を學ぶためといふことになつてゐますが、實際は少しでも多くの人間を日本へ送つて、出来るだけ日本の實情を見せてやりたいといふのが眼目になつてゐるんです。外地にはとかく餘り感服出来ない日本人が多いので、外地の日本人ばかり見てゐたのでは日本人の本當の「良さ」が解らない、それに何といつても百聞は一見に如かずですから、實地に日本の實情を見せてやるのが非常に必要なのです。刑務官の職務に對する責任觀念といふやうなことも、かれ等としては日本の刑務官から大に學

ぶべき點、又學ばねばならぬ點が多々あるだらうと思ひます。そんなわけで、日本に留學することは、やはり相當の効果があります。

安達 主として精神的方面ですな。

瀧澤 滿洲でもいろ／＼議論があつたんですが、細かいこといふよりも日本の「良さ」を知らせることに重點を置いたといふことになつたんです。判事、檢事の方は、仕事が或意味でより多く技術的ですから、これは日本でその方々みつちり仕込んで貰へば、それだけその方面の效果があるわけだでせうが……。

安達 日本に來た留學生は事實いゝですか。

瀧澤 事實いゝですな。いゝので實は困つてゐるんです。といふのは、日本に來たものは日本語も多少覺えるし、仕事も出来るので、すぐ他所へ行つてしまふんです。最初日本へ送るときは、歸つて來たら、刑務界で働かなくてはなら

いぞ、他所へ行くなら日本へはやらないうで。いぞといふて聞かすんですが、やはり歸つて來ると、とかく尻が落ちつかないやうです。

國宗 使ひにくゝなりません。

瀧澤 いゝ、そんなことはありませ

國宗 滿洲で人から聞いた話ですが、日本へ行くと、成程末梢的なことは多少覺えて來るが、どうも根本の精神が擱めないで困るといふやうな話を聞きまして……。

瀧澤 その點はあるかも知れませんが、……少くも刑務官に、同じ人間を四月五月も留學さすよりも、期間を短くして人をかへた方がいゝといふ説もありま

安達 いろ／＼御話を承つて大に參考になりました。では、最後に、外地の刑務所には外地獨特な、いろ／＼ユーモラスな挿話もあること、思ひますから、記

事の賑はひとしてそれを承つて打止といふことにしませう。

中尾 これは人から聞いた話ですが、

鮮人の受刑者はとても人柄がよくつて、護送の際など、看守が途中何か忘れ物をしたのを思ひ出し、それを取りに歸へらうと「わしが歸るまで御前こゝに待つてをれ」といつて受刑者を道傍に抛り放しにしておき、方通して歸つて見ると、

受刑者はいはれた通りにチャンとそこに待つてをるとかいふじやありませんか。

大野 今じやなか／＼そんなわけに行きませんね。

中尾 昔の話かな。

瀧澤 満人は、國民性つていゝますか、非常に運命に従順ですね。満洲の刑務所は、随分建物不完ふたんです。逃走つてことをやりませんね。

野村 蒙古では——北京でもさうです。看守が劍を吊つてないので何かか

う締りがないうらに感じられますね。善いか悪いか知りませんが……。

安達 その代り、機關銃か何か、すばらしいのが控へてゐるのではないか。

野村 いや、收容者はみなおとなしいですよ。荒びるものなんて殆んどありません。つまり運命に従順なんですよ。

瀧澤 没法子の思想だナ。満人でも漢人でもさうですよ。あれは吉林でしたが看守が或る日受刑者を馬車で護送して行つたはいゝが呑氣な看守もあつたもんで、先生、馬車の上で、グ／＼眠つてしまつたんです。それでも受刑者は、チャンと歸つて来てますからね。

安達 満洲では、作業は受刑者が主任みたいになつてゐるのではないですか。

瀧澤 刑務所が新しいからかもしれせん。國宗 満洲の思想犯人はどんな工合で

満澤 みなおとなしくしてゐます。尤もいつまで續くか分りませんが……。

大野 内地でも、看守が減りますか。

安達 年に千二百名位減ります。従つて三年未滿のものが六千もゐます。

瀧澤 新京の監獄では、看守が一年に八十パーセント方入りかかります。

小川 關東州では、まだ笞刑をやつてゐますか。

十河 やつてゐます。あれは是非存續して貰ひたいものです。

小川 臺灣はどうですか。

山田 やはりやつてゐます。

大野 朝鮮では止めましたが、あれはいゝですよ。簡単なものは、あれで結構なほつてしまひます。

安達 満蒙には、牢名主といふやうなものがあるんですか。

野村 蒙古にはありません。

瀧澤 満洲は、牢名主といふ程ではありませんが作業に苦力頭といふのを利用してゐます。それが又、成績がいゝので

す。つまり内地でもさうですが、普通の受刑者としては、職員よりもさういつた連中の方が恐いのですね。その意味で苦力頭はなか／＼申が利くんです。

中尾 假釋放は喜びますか。

十河 とつても喜びますよ。旅順には馬賊や匪賊の無期刑が多く、今でも一つの刑務所に六七十人はゐますが、假釋放してやると喜びますね。最近にもだいぶ出してやりました。

安達 匪賊の頭目などが入つて來ると差入れが多いでせうね。

十河 いやありません。匪賊といつても旅順に來るのは大てい落ちぶれか、ベイヤ／＼なんです。同志から見はなされたやうな連中が多いのです。勢力のあるものは、奥へ／＼と逃げて行つてしまつて容易につかまらないのです。

安達 事變が影響してゐますか。

十河 影響してゐます。内地人、朝鮮人は大體非常時意識が昂まつてゐます。ですけど、旅順の刑務所は支那人が半分で、大體が渡りものたんですから、郷里もまち／＼で、送金や何かに非常に不便を感じてゐます。大體事變のことを、支那はどうなるかつていふやうなことをです。支那人に話していゝものか悪いものか、その點一寸行刑上苦心があるんです。内地人や鮮人なら、大に事變のことを話してやつて、非常時意識を掻き立てるがいゝと思ひますが支那人は別ですね。

安達 支那人は死際がきれいだったひますね。

十河 きれいです。死刑囚など、今殺されるつていふのに平氣な顔してゐます。

瀧澤 全く支那人は、平氣で死んで行きますね。その點實に運命に従順です。

よ。立派に死ぬと、未來によく生れかはるといつたやうなことを信じてゐるらしいですね。

安達 臺灣には何か變つた話がありましたか。

山田 可笑しい話ですが、昔は前科者といふと御嫁入りの希望者が多かつたんです。といふのはつまり、刑務所に入るといはゆる文化に浴して、ハイカラになつて歸るからなんです。島民の生活より、刑務所の生活の方が遙に文化的なんです。例へば、島民は一年中人浴といふことをしませんが、刑務所に入ると、ともかく入浴する、といつたわけで、萬事が文化的なんです、あの人ならといふやうなことになるんでせうね。しかしそれは以前の話で、今日ではそんなこともありません。

安達 それではこの位にしておきませう、みなさん、有り難うございました。

Criminology in Germany
 Werner S. Landecker

ドイツに於ける犯罪學(二)

ウエルネル・ランデツカー

三、人類學上の見地に立てる 研究方法

犯罪並びに犯人の研究についての人類學的方法は、犯行は犯人の肉體の特質にその對當物たるべきものを有つものである、といふ假定から出發してゐるのである。ドイツのクリミノロジーに於て、吾人はこの學派に二種の異つた思想の方向の存することを見出すのである。人類學の見地に立つ最初のクリミノロジストはイタリアのロムブローソの思想の流れを汲むもので、犯人は隔世遺傳即ち退化に基く肉體的異常によつて識別されるものであるといふ彼の學說を承認してゐるのである。ドイツに於けるロムブローソの追隨者の重立つたものはハンス・クーレラであつて、彼は一八九三年に「犯罪者の博物學」(H. Kurella, Naturgeschichte des Verbrechers, Stuttgart, 1893)を公にしたのである。クーレラは原則としてはロムブローソの忠實なる學徒であつたけれども、犯罪人たる身體上の特質が退化 (degeneration) の結果であるといふ自分の師としたロムブローソの説には服さなかつたのである。彼は、犯人の由て以て判別される肉體上の特質は種々異つた原因から生ずる

といふ説を立てたのである。此の等の原因の中に、彼は誕生以前の疾患、大脳麻痺及び急性性脊髓前角炎 (Infantile Paralysis) 其他犯人本人のノーマル (正常) な發達を阻害する種々の條件を舉示してゐるのである。時を同じうして、ドイツに於けるロムブローソの學說の流布は彼の主張をくつがへす試みとなつたのである。多くの反對者の中に、特にベルリンのプレツツェン刑務所の醫務主任たりしアドルフ・ペールはこの施設に於ける收容者について種々の測定をなし、遂にロムブローソの主張を立證し得ないといふ結果に到達したのである。ペールの意見によれば、犯罪は肉體的生理的な現象ではなく、社會的現象であると云ふのである。彼はどんな要因が犯罪となる行動の發生を促すにしても、結局は、諸の環境の力に支配されるものである、と信じてゐたのである (A. Baer, Der Verbrecher in anthropologischer Hinsicht, Leipzig, 1893)。

刑事人類學 (criminal anthropology) に於けるドイツの學徒の初期の研究が外國からの刺激を受けてゐたものであつたに反して、後になつてからは、この分野に於ける研究はドイツ自國の一科學者によつて發見される所があつたのである。この一科

學者とはエルンスト・クレツチマーのことである。クレツチマーは、ロムブローソと同じく、形態に重きを置くアンソロポロジスト (人類學者) として分類され得るけれども、しかし、ロムブローソが頭蓋骨、顎、耳、鼻及び齒牙の如き人體の細部の研究にその努力を集注せるに反して、クレツチマーは概括的に人體の構造及びそのタイプに關心を有つてゐたのである。なほ其上に、彼の興味は犯人及び犯人の特性の上に集中されなかつた點に於て、彼はロムブローソと異つてゐたのである。それにも拘らず、彼の一派の學徒の或るものが彼の學說を犯人研究に應用することを試みるに至つたので、彼の研究はクリミノロジーにとつて重要な意味を有つてゐるのである。

athletic) である。このタイプに屬するものは、中肉中脊で、肩巾廣く、筋肉強く發達し、臀部はひきしまつてゐる。最後に、ピクニック型 (the pyknic) で、クレツチマー自身の言葉で巧みに描かれてゐる。「身長は中位で、丸々とした恰好で、短太い頸筋の上に滑かな大きな顔がのさつてゐて、肥満した下腹部 (丹田) が體軀の下部の方へと廣がつてゐる水落の深い胸から突き出してゐる。」

クレツチマーの説の依つて立つ主たる假定は、人體構造上の特質と行動の特質とは相關聯してゐるものであるといふことである (E. Kretschmer, Physique and Character, transl. by W. J. H. Sprott, New York, 1925)。體格と行動との間に存する關係を決定するために彼の用ひたる方法は理想的で模範的なものである。即ち、彼は、人の體格と行動とに或るタイプを定めてゐるのであつて、各個人は固より此等のタイプの完全な標本であるものはないが、いづれもその中のどれか一つのタイプに近いものである、といふのである。クレツチマーは體格に三つのタイプを區別してゐる。即ち、其一つは、虚弱型 (the

asthenic) 第二のタイプに屬するものは、長身拮据で、肩巾狭く、腕細く筋肉薄弱で、胸部も狭い。次に、強健型 (the

しかし、數字に現はれた統計上の調査の結果は僅かに一部のみに、此等の主張を裏書してゐるのみなのである。今から十年前に、二つの研究の結果が公にせられたのである。此の二つがいづれもが百個のケース (犯人) に基いたもので、一つはドイツ

の或るプリズンの收容者を取扱つたもので (Kurt Föhner, "Untersuchungen über den Körperbau des Verbrechens," Monatschrift für Kriminal psychologie und Strafrechtsreform, vol. XIX (1928), pp. 193-209). 他の一つはロシアの或る州に住居する土耳其人系の殺人犯人を取扱つたものである (S. Eshkov, "Zur Frage nach dem Körperbau des Verbrechens," Monatschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform, vol. XX (1929), pp. 212-216). この二つのグループに在つて、ピクニツク型の割合は他の二つのタイプのそれよりも著しく低かつたのである。しかし、ドイツの研究は、ピクニツクスが強暴な犯罪を行ふといふ假定を支持しないのであつて、むしろ、アステイック(強健)型がかゝる犯罪と關係のあることを示してゐるのである。ロシアに於ける研究では——豫期に反して——取扱はれた殺人犯人の中には虚弱型のもは他の二つの型のいづれのものよりも數に於て優つてゐることが發見されたのである。この研究者は、虚弱型のやる犯罪の手口は豫謀に出て、陰險で、屢々強盜犯を伴ふものであるが、之に反して、ピクニツク型の犯罪は突然の衝動から起るものである、といふ結論に到達したのである。

此等の研究をウイレムスが南阿聯邦 (The Union of South Africa) に於ける二ヶ處のリホームトリで行つた少年犯人の研究と比較してみると興味がある (W. A. Williams, "Constitutional Types in Delinquency," New York, 1932)。ウイレ

ムス氏は、虚弱型の犯罪は精力の缺乏、外部の影響に對する敏感、臆病、卑怯な行爲、緻密な打算、單獨遂行の傾向等によつて特色づけられてゐることを發見したのである。強健型の犯罪は右の如くは、つき、特色づけられてゐないようであつて、ウイレムスは只だその自信の深く自己中心癖の傾向の存することを認めてゐる。最後に、ピクニツク型の犯罪は、普通、瞬間的の襲撃、窃取した自動車を乗り廻はして世間を騒がせるいたづら放縱なる性欲、暴飲等である。

合衆國に於ては、クレツチマリの研究方法は、ハーバート大學教授アーネスト・アルバート・フートンに影響を及ぼしたのであつて、フートンは最近この國に於て犯人の人類學的研究を復活して各方面からの注目を惹いたのである。フートンの方法はクレマツマリの體格の分類を變化さして應用したもので、彼のカテゴリーは全く身長と體量とに基いてゐるのである。彼は、體格上のタイプが或種犯罪と關聯するものであることを決定的に證據立て得たと信じたのである。彼の發見の最も重要なものは、短軀細身と夜盜及び竊盜との關係、身長の高サと謀殺との關係、肥滿漢によつて示されたる先入主的な性的犯罪への偏傾等である。

最後に、尋ねたいのは、クリミノロジストにとつてクレツチマリの學説がどんな意義を有つてゐるか、といふことである。體格と性格との間に聯絡が存するといふ説は、犯罪學の領域に於て應用せらるゝ場合には、極めて慎重な態度で取扱はれな

ればならないのである。今日の心理學者はキャラクター(性格)といふ一箇の獨立した實在物を認めないのである。しかし、また、他方に於ては我々は、人はそれ／＼一定の様式の反動によりて外部からの刺激に應答するものであることは知つてゐるのである。而して反動の過程に在つては當然肉體的組織が或る役割を演ずるのであるから、この反動の様式が其人の體格と聯絡のあることは期待され得ることである。で、この事は犯罪たるべき行動として分類される反動のモード(様式)にも亦た宛てはまらなければならぬことは明白である。しかし、また、行動の型の形式に異つて力ある種々の他のファクター(因子)の存することも見逃がしてはならないのである。この場合、今日のサイエンスは、猶ほ未だ他のファクターに比較してファクターとしての體格の分擔部分を決定し得る地位には立つてゐないのである。體格上のファクターが(クレツチマリの意味に於て)常に犯罪への傾向に責任を持つものと主張するクリミノロジストは、よし有るにしても、それは少ないにきまつてゐるのである。之に反して、犯罪傾向の既に固つてしまつたものには、其等の場合に於て、屢々體格上のファクターがこの傾向の具體化さるゝ犯行のタイプを決定するものだといふことは、恐らく多くのクリミノロジストの等しく是認する所だらうと思ふのである。

四、心理學上の見地に立てる研究方法

犯罪の心理學的研究は既に久しくドイツに於て培はれて來た

のである。この國のアレキサンダー・パーメリーはグスタフ・アシアツフエンブルグの有名な「犯罪とその防遏」(Custive Aschaffenburg, Crime and Its Repression, transl. by A. Althrich, Boston, 1913)への序文に於て、歐洲大陸の三主要國のクリミノロジーに貢獻した所のものを比較して、此等の國に於ては常にそれ／＼特殊の傾向が看取し得られたのであつて、イタリヤは犯罪の人類學的方面に、フランスは社會的方面に、それ／＼重きを置いてゐると述べてゐるが、しかし、現在に於ては、ドイツの學者はもはや犯罪の心理學的方面に重きを置いてゐないのであつて、初期の研究の多くのものはこの分野に於ける最近の新しい發達によつて廢絶に歸してしまつたのである。しかし、それにも拘らず、過去二三十年間にドイツの心理學者によつてなされた多くの貢獻は今日猶ほ犯罪學上の調査研究にとつて多大の意義を有つてゐるのである。

ドイツの心理學の學派にして、塊太利のジグムンド・フロイド (Sigmund Freud (1856-1939)) の學説から起つた精神分析 (psychoanalysis) の運動より以上に犯罪者の研究に於て大きな影響を受けたものはないのである。現在の關係に於て興味のあるフロイドの學説の根本をなす主點は次のように要約され得るのである。——

- イ) フロイドは人間の精神は一部は本人の氣着かない過程で構成さるゝものであると信するのである。此等の過程を彼は「無意識」(The "unconscious")と呼んでゐる。

(ロ) この無意識は概して其人の幼時の生活中に得た経験によつて形づくらるゝのである。

(ハ) その内容は大部分性欲的であるか又は主我的な性質のものである。

(ニ) この内容となつてゐるものは意識の水準に達すれば苦痛であることが分るもので而して抑壓の手段によつて無意識の域に押し込まれたものを材料として出来上つてゐるのである。

(ホ) 而して、抑壓せられたものは本人にとつて一層容易に受け入れられ得るものによつて意識の中にとり替へられるのである。

(ヘ) 是に於てか、或る人に抑壓作用の生じた場合に於ては、其人の行動の性質は只た抑壓せられたる欲望と意識中に於ける其の代替物との關係を赤裸々に抉出することによりてのみ説明せられうるのである。

クリミナル(犯人)の研究に斯の學說の應用せらるゝ筋道は極めて賭易いのである。犯行を理解するには犯人の無意識の中に葬られてゐる動機を決定することが必要なのである。更に亦た、此等の抑壓せられたる動機は一般の犯罪現象を説明する手段として役立つのである。犯罪學のフロイド派の二人の重立つた代表者であるフランツ・アレキサンダー及びフリーゴ・スタウプは、抑壓作用に於ける差異によつてクリミナルをノックアウトし、人は抑壓の程度によって異なるのである。その見出されなかつたために水泡に歸した欲望の結果である、と主張するのである。フロイドから大きな影響を受けた一群のアメリカの社會學者並びに心理學者は、實際、犯罪の原因に於ける挫敗感の作用を強調したのである。此等の學者は、挫敗感は常に人をして攻撃の態度を取らしむるに至るものであるといふ自分達の假定を證據立てようと努めたのである。彼等は、挫敗感の生じた場合に於て人は攻撃の行爲に出でてこのいやな内部の經驗に報ゆるものである、と主張するのである。この場合、攻撃は必ずしもこの挫敗を惹き起した動因として一人なり物なりに向けられるとは限らないのである。この假定が亦た犯罪を説明する場合に利用さるゝのである。それは、犯罪がその行はるゝ社會の一人又は多數のメンバーに害を蒙らせるものである、その故に、攻撃の所爲である、といふ理由に基くのである。

犯罪の原因を挫敗感の影響に歸せんとする試みに於て、彼等は挫敗感を構成する要素が犯罪と關聯あることの發見せられたる社會的事情の中に存することを主張するのである。挫敗感を生ぜしむる社會的要素は——貧困、不満足なる職業上の地位、收入能力を低下させる貧弱な教育、稼ぐ力のないのが挫敗感となつてゐる年齢の弱少、人並みより身長の小なること、容貌の醜陋と身體の不具、社會的に劣等視せらるゝ人種に屬し及びか

ミナル(犯人ならざるもの)から區別しようとする試みるのである(C. F. Alexander and H. Stahl, *The Criminal, the Judge and the Public*, transl. by G. Zillorg, New York, 1931, p. 24)。彼等の説く所に從へば、犯人は生來の遺傳的な特性によつて社會の他の人々から異つてゐるのではなく、むしろ、犯罪となつた行動は本人の社會順應を難からしめたる移り變つて行く情況の然らしめたる結果なのである。

精神分析派のクリミノロジストに從へば、各個人は、その終に犯罪者とならざるに論なく、すべて生れながらにして犯罪者たるの精神的裝備を具へてゐるのである。といふのは、各個人は社會生活の必須條件と調和しない衝動を具へて生れてゐるのである。ノーマルな人間ならば、かういふ衝動を抑壓して、これを社會的に承認せらるべき努力に變化させることができるのであるが、將來クリミナルになるような人間はこの節制調和の工夫を運らすことができないのである。自己の生來の衝動を抑制して而してこれがために社會的に無害なる放出の方法を發見する能力を有するや否やは、一に其人の受けた教育に繋つて存するのである。是に於てか、フロイド派の見たる犯罪の起原について決定的な重要性を有つものは教育の社會的要素なのである。

或る欲望が満足せしめらるゝことによつて排除されない時にも、はじめにその欲望を抑壓する必要が生ずるのである。自分の欲望を實現しようとする場合、そのかゝる生ずるものは、女にとりて挫敗感を抱かしむる不健全なる家庭事情等である。犯罪の數量は、一方に於ては挫敗感の程度、他方に於ては、豫期さるゝ刑罰の程度、この二者間の相互作用並びに釣り合ひに從つて變化するものである。即ち、或る社會に於て行はるゝ犯罪の多少は挫敗の結果と豫期された刑罰との間の釣合の開きの大小に依るのである。

犯罪の原因を決定する試みに於て、精神分析派(フロイド派)の學說は、犯罪が合理的な動機 缺いてゐるように見ゆる場合、即ち、犯罪が普通同じ種類の行爲の基礎をなす動機に發するものと看做す能はざる場合に、最もその應用の妙を發揮するのである。例へば、盗んだ品物が犯人に對して何の役も立たないものであつても、猶且竊盜の行はるゝことが往々にしてある。かゝるケースに於て、犯罪行爲は屢々犯人の抑制するに努めた性慾の一つの吐け口なのである。と精神分析派は説明するのである。(William Healy, "Psychoanalytic Contributions to the Understanding and Treatment of Behavior Problems," *The American Journal of Sociology*, vol. XI, V (1939—1940), pp. 422f.)。同様にして、放火は、往々にして性的衝動にまで遡つてその原因が究められ得るのである。(William Healy, op. cit., p. 422)。多數のケースに於ては、犯罪が自分はダメだといふ劣等感(sense of inferiority)を賠ふ手段となることがある。また、犯人はわざと自分の手剛さと喧嘩腰の態

度と誘示して、他人に頼りたがる自分の性癖と女々しさを
掩ひかくやうと試みるものである (Franz Alexander and

William Healy, *Roots of Crime*, New York and London,
1925, pp. 67 and 223 ff.)。なほ別な他の動機は、前者と等

しく無意識なもので、「怨みの反動」(“spite reaction”)と稱せ
らるゝものである。犯人が自分を世話する責任を有つてゐる
と信じてゐる或る人によつて無視され又は損害を蒙らされたこ
とを見出した場合に、彼は自分で犯罪を行つて其人に不名譽を
蒙らしめて怨みを報ゆるのである (Alexander and Healy, op.

cit., p. 67)。犯罪の精神分析的説明の他のもう一つの典型的
な例は「身に罪有りとの感念から自ら進んで犯人」(“The
criminal out of a sense of guilt”)となる場合である。精神

分析派の主張する所によれば、自分で意識はしてゐないが、始
終罪があるといふ感じを負はされてゐる場合に、往々にして犯
罪が行はるゝといふのである。かゝる感情は許されざる願望、
恐らくは血族戀愛的の性質のもので、犯人が幼時窃かに抑壓し
てゐた願望にその源を發してゐるのである。それは、この身に
罪有りとの感情の苛責から免かれるために自ら罰を求めるので
あつて、この目的を達する手段として犯罪が行はれるのであ
る。更にまた、他のケースに於ては、犯人が自由社會に於ける
生活の責任と磨擦とに堪ゆる能力がないので、自分の行動を自
分で決断する必要に迫られず、日々一定の規律の下に依存の生
活のできるかんこくに入るために犯罪を行ふのである。
フロイド派が種々の無意識な動機にまで遡つて犯罪の原因を

廻り、填め合せをするために、買つたキャンデーの一部を他の
小供達に分けて與へたのである。

ソシオロジスト(社會學者)にとつて特に興味のあるのは、
犯罪の社會的として文化的な原因を決定する手段としてアード
ラーの原則を應用せんとする試みである。この試みはドイツの
ケルン大學の犯罪學研究室の長たるゴットホルド・ポーネ教
授 (Prof. Gottlob Polne) によつて爲されたのである。ポ

ーネの目的は、ドイツに於ける殺人犯率の増大並びに傍若無人な
る手口(犯罪)増加、特に人命尊重の念の缺如の漸く甚しきを
加ふるに至りし所以を説明するに在つたのである。ポーネは、
この傾向は近代生活に於ける個性の衰退によつて説明せら
れ得るものであると、假定を提唱してゐるのである。近代に入

つて十九世紀の中頃まで、歴史は個人を束縛してゐたあらゆる
權威のつき／＼と崩潰するのを面り眼にして來たのである。人
間はだん／＼と社會的制縛から解放せられ、而して、この趨勢の
加はると共に、益々人間固有の價值が認めらるゝに至つた
のである。しかし、この傾向は産業革命の壓迫によりて逆轉せし
めらるゝに至り、再び社會的並びに經濟的制縛が生じて、生

活は益々工業的となり機械化されて、その結果として、個人は
更らに再び自己獨立の一個の存在としての自己の創意と使命と
を奪ひ去らるゝに至つたのである。複雑に錯綜した産業機械中
の渺たる一個の齒輪に成り下がつてしまつたので、個人は何事
をか成就するの満足、目的の追求を達成するの満足と喜悅とを
失つてしまつたのである。彼は自己の手腕を尊重するの念を失

尋ねると同時に、アードラー [Alfred Adler (1870—1937)] の
一派は犯罪をたつた一つの衝動の結果として考へるのである。
アードラーにとつては、人間の行動に於ける主たる動力となる
ものは他に勝らんとする願望である。若し、人ありて自分は弱
い自分はダメだといふ感情を経験するならば、彼の優越慾は彼
を促して他に抽んせんとする努力によつて箇のダメだと思ふイ
ンフェリオリティー・フィーリング(劣等感)から免かれしめよ
うとさせるのである。この努力の強弱大小は彼の経験した劣等
感の深淺大小によつて決定せらるゝのである。是に於てか、極
度の劣等感はこの缺點を填充せんとする過大な行き過ぎた努力
へと人を導くのである。

アードラー派の「個性心理學」(“Individual Psychology”)
に従へば、犯罪は深い劣等感に對する「填め合せ」の過大に失
したものである (“overcompensation”)。アードラー自身
も、少年犯人に關する一論文で、一少年犯人の竊盜のケースを
取り上げて、その少年は兩親が彼を警戒して函や引き出しに錠
を下したことから、劣等感を懷くようになつて、この
劣等感に對するコンペンセーション(填め合せ)の手段として竊
盜を働くに至つた、といふ風に説明してゐるのである。アードラ
ーの擧げてゐる他の例は、自分の妹が明かに自分よりも兩親か
ら好かれてゐることを知つて、非常な挫敗感を経験したといふ
一人の男の兒のケースである。その結果は、そのボーイは母親
から錠を盗んで、その錠でキャンデーを買つてしまつたのであ
る。そして、彼は家の外で賣つて家の中での自分の劣等な位

ひ、而して全體の機構の中の微々たる無意味なる存在に過ぎな
いものだと感情を懷くに至るのである。物の數ではない、劣
等だといふ感情の深まつて行くに連れて、他を制御する權力、
他を壓倒する聲望を與へるような行爲、さなくば少くも、他を
して目を聳てしめるような行爲によりてこゝいやかな感情のコム
ペンセーション(填め合せ)をしようといふ切なる内部の要求
が等しく加つて行くのである。現代の文化的生活の自然の結果
として、かゝるコムペンセーションに對して漸く高まつて行く
要求は、ポーネの意見によれば、逐次犯罪の増加し且つ犯罪遂
行に於ける手口の益々傍若無人の度を加ふるの事實に就て責を
負ふべきものである。

若し、この因果關係の解剖がドイツに於ける情勢について誤
つてゐないとするならば、而してそれは少くも犯罪の傾向の
形成に於ける幫助的な一要素を闡明してゐると思はれるので
ある。然らばそれは尙更一層善くアメリカの情勢に適用し得
らるべきものと云はなければならぬ。一方、於て、生活のス
タンダリゼーション(定準)とメカニゼーション(機械化)
の方法は諸外國に於けるよりも台衆國に於て一層烈しく拍車が
かけられてゐるのは事實で、諷つて他方に於ては、具眼の視察
者は、このアメリカに於ては、他しづれの國に於けるよりも
一層高く犯罪者が一種病的な聲望を享受してゐることと夙に指
摘してゐたのである。この合家國には、一種の英雄崇拜の眼を
以てクリミナルを眺めてゐる民衆の層があるのである (He,
Alexander and W. Healy, *Roots of Crime*, pp. 232f.)。かゝ

る事情の下に在つては、コムベンセーションといふ要素を強調してゐる解釋は犯罪の解釋として極めて恰好な打つてつけのものといへるのである。

アードラー式の解釋、特にそのボーネによつて代表せらるゝものは、固より犯罪の社會的原因を看過がしてはゐないのである。心理學上の見地から出發したにも拘らず、ボーネ一派は、當然とは云ひながら犯罪の社會的並びに文化的の根據に相當の考慮を拂つてゐるのである。これは、精神分析派の場合に於ては、心理學派ほどにしかく全く判然としてゐないのであるが、しかし、精神分析派は犯罪の精神的方面に重きを置いてはゐるが、彼は決してこの研究方法によつて犯罪の原因が全體的に決定されるものとは思つてゐないのである。「犯罪の根原」(The Roots of Crime) を書いたアレキサンダーも(ヘリーも共に犯罪の完全なる解釋は社會學並びに心理學双方の見地から着手されなければならぬことを認めてゐるのである (Alexander and Healy, Roots of Crime, pp. 273 ff.))。實際、犯罪の發生には社會的並びに精神的の兩方のファクターが作用してゐるのである。この事實が心理學者並びに社會學者の双方から承認されてゐる限り、この場合に於てのみ、犯罪の限割せられたる方面に於ける兩者各自の専門的研究が歡んで迎へられ得るのである。

(C.C.C.)

Journal of Criminal Law and Criminology,

February, 1941

「プロベーション(保護觀察)の一オンスはプリズン(行刑處遇)の一パウンドに相當する」。

元米合衆國司法省行刑局長
サンホード・ベーツ

The effect of the depression on the prison commitment and sentences

罪刑に及ばず不景氣の影響(一)

レオン・トーマス・スターン

經濟危機の時代には刑の宣告が加重され、惡事をなして収益し生活の資を獲んとする者の行動を制止し彼等に警告するといふ理由を以て、判事と矯正當局はその責任を負ふといふ理論は、未だ研究の對象とはなつてゐない。しかしこゝに二人の著述家、一つはドイツ的觀點から、他はポーランドに於ける研究の結果からこの理論を強調してゐる。

一九三三年にゲオルグ・ルーシエは「刑罰處分と勞働市場の狀態には一定の關係が存在する。勞働力が拂底してその大需要期に於ては、刑罰處分は寛大になり、勞働市場が飽和狀態になり慢性的失業狀態が發展してゐるときには、刑罰處分は苛酷になる」。又曰く「犯罪は階級的現象で、政治的權力を持つ上層階級は勤勞者の犯罪鎮壓手段として法律を用ひる。世の中が好景氣で犯罪への誘惑が少いときは強力を使用する必要は少

い。しかし失業に依つて、自由を刑罰施設の人的な好處遇に交換せんとするときには、これ等の諸施設は禁止され、刑罰一般は、犯罪への誘惑を中和するために、一層苛酷にならねばならない。「合衆國に於ける不景氣の特徴は莫大なる犯罪者の増加、苛酷なる鎮壓手段……監獄收容者の過剰……怠惰、無明、絶望となつて現れてゐる」。

ポーランド犯罪統計の權威グレゴール・ヴィルシュエプスキーは一九三四年の著述に於てポーランドの行刑を暗澹たるものとして描いてゐる。彼は「死刑への後退しかも一九二六から二八年の經濟的改善手段に對應して死刑を執行した。この後退は經濟的繁榮時期が終つても行はれた。一九三〇年に於ける失業の増加は莫大であつたが、裁判所は死刑の宣告を中止した。併し爾後經濟的危機の到來に依つて國家の彈壓は益々加重して、より苛酷なる傾向が一九三二年迄續いた。經濟危機の後暫時にし

て死刑の執行が復活した」と言つてゐる。

アメリカに於けるこの問題は尙ほ寛かな貌を帯びてゐる。ロバート・エス、ヘレン・エム兩リンド氏著『過渡期の中流都會』中の一九三七年の敘述から『マンシーとインディアナの裁判所は、不況期に於ける犯罪の波と失業者に加重する經濟的壓力の下に浮動的な罪刑宣告を行つてゐる。』宣告は加重する傾向にある……併しこの傾向は……裁判が他の方向に傾くことに依つてしばしば調整される」といふ事實が知られるのである。内亂後に於ける犯罪の増加に對して注意を喚起したエディ・アボットのペンシルヴァニア東部州立ベニテンシャリーの報告文もこれに關連してゐる、同文に曰く「有罪者を罰し他の犯罪を制止するために、裁判所は恐怖と刑罰の手段として長期拘禁手段に依つてゐる」。

この一文は、刑罰の峻厳性は不況期中に加重するといふ假定の正當性を試験する企圖を現はしてゐる。この目的のために、重罪を以て州立監獄に收容された犯罪者の刑期を十年間に亘つて分析する研究が行はれた。

その資料は不況期の前後を通ずる重罪處分に關するものである。科されたる刑罰の種類及び刑期に應じて刑の宣告の研究が行はれた。不況期の前後を通じての監獄收容の比率が分析され、不況期中の事實が不況前の事實と比較された。かくて監獄に於ける不況期の影響を明らかにする。ゆゑに、此の十年間に東部ペンシルヴァニアの裁判所が重罪を以て拘禁した者の大多數を含むこの研究とその拘禁人員の考査は、首府、都會、農村及びその工業人口を含む同州の代表的地域の重罪犯人に對して言渡されたる罪刑研究の好適な基礎となすものである。

援用された資料は十年間に二監獄に收容された全受刑者に關する著者の註解付調査表から引用した。それは罪質、刑期、パロール釋放の時、前歴、犯罪行為等である。調査は官廳の後援を受け、州の福利局、東部州立ベニテンシャリー理事會復権・パロール委員會と連絡をとつて行はれた。そこで、スタッフの募集は州の基金に依つて賄はれた。一九三三年に内務労働管理局書記團がこの研究に着手し、一九三四年から一九三五年迄研究を繼續し、聯邦緊急救済管理局地方労働課からの應援を得て完成された。それ等の官廳や同州行政部の支援を以て、研究のために教誨師を補充してくれた聯邦労働救済局の認可を得て、必要な記録の細部に亘つてまで研究することが出來た。調査資料は官廳、裁判所訴訟記録の綴込書類から採擇された。履歴はベニテンシャリー、郡監獄、オイヤ、ターミナー兩區裁判所、市裁判所、市・區のプロベーション部、同州パロール局、フィラデルフィア犯罪人鑑識警察の綴込書類から採つた。

獄收容に反映するものとしての刑の言渡し政策と經濟的變化の關係が研究された。

此の調査の中には、一九二四年から一九三三年に及ぶ期間中に、二年以上の懲役刑に該る者として東部州立ベニテンシャリー及びフィラデルフィア郡監獄收容を言渡されたる全重罪犯罪者を含むものである。兩監獄とも最も嚴重な設備を有する堅固な監獄で、或る程度收容者の作業を營んでゐた。兩者とも監獄として非常に廣汎な範圍に教育を實施してゐた。調査實施時期迄、州立監獄は殆ど個別的處遇を與へてゐなかつたが、ベニテンシャリーではやつとそれに着手してゐた。收容者の訓練に關しては、兩施設とも『嚴しい』といふよりむしろ刑事政策として酷であるとの風評もしばしば聞かれた。

兩施設の中、東部州立ベニテンシャリーはペンシルヴァニア州東半部の全長期犯罪者を收容する州立監獄である、但し同種の受刑者の收容を許可せられたる郡監獄に移送されたる者を除く。特別法令に依つて、ペンシルヴァニアの六十七郡の中九郡は重罪犯人を地方監獄に拘置することが出来る。また判事は、地方監獄が懲役獨居拘禁に有利であると判断した場合、同様の措置を取ることが出来る。乍併、フィラデルフィア郡を除いて、通常判事は長期刑犯罪者を州立のベニテンシャリーに拘置することを出来る。ベニテンシャリーの訴訟記録に依つて犯罪事實を年代順に調べることが出来る。最初の調査素材は、宣告の分析に必要な資料として調整するために整理し最近の素材と照應された。説明に必要なその他の事實が追加補充された。

犯罪人の拘置と全期間を通じての罪刑宣告政策を分析するために、調査は先づ、不況期と不況前期を個別に一括せずして、十年間の全資料を通じて行はれた。

一九二四年一月から一九三三年十二月迄に、一三、八九九人が東部州立ベニテンシャリーとフィラデルフィア郡監獄に收容され、その中五一、四パーセントに該る七、一四〇人はベニテンシャリーに、四八、六パーセントに該る六、七五九人は郡監獄に收容された。最初兩施設に收容された一三、八九九人の中六八パーセントに該る九、四五七人はフィラデルフィアの諸裁判所の言渡を受けた。他の裁判所は全數の一パーセント以下から三パーセントまでの言渡しを行つた。

再犯と前科に關する調査も行はれた。この目的のために一三、七九三人の中一二、八九九人が選ばれた。最初の二三、八九九人の中一〇六人は、言渡の變更或は他の法律の適用に依り、パロール或は刑期満了釋放に依らずして釋放されたので除

外された。

一二、三七〇人の中、五一・二パーセント六、三四五人が東部州立ベニテンシヤリーのみにて受刑し、四六・九パーセント五、六八三人がフィラデルフィヤ郡監獄のみで受刑し、二・七パーセント三四二人が兩施設で受刑した。受刑者全數の中一、一三五人が一監獄で一回受刑し、一、二三五人が一或は二監獄に於て二乃至五回受刑した。一二、三七〇人の中六、二五五人即ち五〇・五パーセントが累犯者であり、六、一一五人四九・四パーセントが初犯者であつた。受刑者は前述の如く明瞭に二監獄に分れ、累犯者の割合はほぼ相等しい。

さて數字を照合してみると、再犯者を東部ベニテンシヤリーに送る傾向があることが看取された。初犯者六、一一五人の中三、一一二人五〇・九パーセントは東部ベニテンシヤリーで服役し、三、〇〇三人四九・一パーセントはフィラデルフィヤ郡監獄で服役した。再犯者六、二五五人の中三、二三三人五一・七パーセントは東部ベニテンシヤリーだけに收容され、二、六八〇人四二・八パーセントはフィラデルフィヤ郡監獄にのみ收容され、三四二人五・五パーセントは兩所に收容された。

最初に收容した一三、八九九人の犯罪分析の目的を以て、警察統計使用のために聯邦調査局の採用せる標準分類と、合衆國國勢調査局の採用せる司法及び刑事統計の分類に依つて犯罪者

總數を一五郡に分類した。

窃盜郡（自動車窃盜を含む）が三、八六八人二七・九パーセントを以て首位を占め、夜盜（Garblers）が三、二四九人二三・四パーセントを以て第二位、強盜が第三位二、二九六人一六・五パーセントに該る。かくて、六七・八パーセント三分の二以上の人員が窃盜、夜盜、強盜の犯罪人である。

この九、四一三人の財産重罪グループの中四、七二三人はベニテンシヤリーに、四、七〇〇人は郡監獄に收容された。乍併、それ等の犯罪を個々に觀察した場合には、窃盜はベニテンシヤリーに於けるよりも約七〇パーセント以上が郡監獄に、強盜と夜盜は郡監獄に於けるより以上にベニテンシヤリーに收容されたる事實を發見した。東部ベニテンシヤリーは約六〇パーセント多くの強盜犯罪者、三五パーセント多くの夜盜犯罪者を收容してゐる。

過去十年間の全收容者を考察し、各事件の最高宣告刑期を分析して、最初に言渡しを受けた一三、八九九人の中六、八〇九人四八・九パーセントは五年以下の最高言渡しを受け、三、三八六人二四・三パーセントは五年から九年の言渡しを受けてゐる。一、九八二人一四・二パーセントは一〇年から一四年、三八六人二・八パーセントは一五年から一九年、七七九人五・六

パーセントは二〇年、三一五人二・三パーセントは二〇年以上、二三五人一・八パーセントは無期、七人が死刑の宣告を受けた。最高宣告の二分の一は五年以下、他の一半が五年以上の重刑を言渡されてゐる。

郡監獄と州監獄の最高刑期の收容者數を比較すると、別個の一面が展開する。各監獄收容者の最高刑期受刑者の圖表は、郡監獄收容者の大多數四、三三六人六四・三パーセントは五年以下、一、五四一人二三パーセントは五年から九年、八八二人一二・七パーセントは十年以上の刑期である。これ等の數字を東部ベニテンシヤリーと比較してみれば、二、四七三人三四・六パーセントは五年以下、一、八四五人二五・九パーセントは五年から九年の刑期である。合計四、三一八人は十年以下、全受刑者數の六〇・五パーセントに該る。残り二、八二二人が十年以上の刑期である。

五年以下の刑期の割合をとつてみれば二對一の比率を以て郡監獄の方が多い。五年から九年までの比率は略々相等しい。十年以上は三對一の比率を以てベニテンシヤリーの方が多い。ゆゑに、短期の場合は郡監獄、長期の場合ベニテンシヤリーに收容される傾向が看取され、中間の場合その比率が相等しいことが看取される。

兩監獄收容者の在監期間はそのパロール政策に依つて左右さ

れる。この點に於て兩者は根本的に相異してゐる。ベニテンシヤリーの條件はより困難で、それは委員會と州釋放局の司掌するところである。同監獄と釋放局はパロールに對して嚴格な條件をつけてゐる。不景氣の時期に於ては、保證人と職業といふ通常の條件の上に（この時期にはそれを得ることは困難である）、パロールの候補者は、就職の見込なき場合、パロールの條件として一定の金額を所有することを釋放局は要求した。然らざれば監獄内でパロールを勤めたのである。

受刑者が最短期間を勤めざる限り、法律を以て、州立監獄はそのパロールを許可しなかつた。判事はその最短期を言渡し、釋放局に複雑な情願をなして減刑されることも屢々である。判事が言渡しの際宣告する最短期間は最高期間の半分或はそれ以下である。それ以上は許されない。通常それは最高期間の半分である。

郡監獄の收容者は、收容を命じたる判事に依つてパロールされパロールの一般的標準や條件は一定されなかつた。ベニテンシヤリアニヤ・パロール規定は地方監獄收容者に對して有利に機能する。裁判所は釋放局とは無關係にパロールに附することを得る故に、彼等はパロールに浴し易い。判事が有利なりと考へた場合、如何に早期なりともパロールに附される。控訴院の決定に依つて、郡監獄に收容されたる犯罪人は收容後何時なりと

も、宣告判事の命令に依つてパロールに附される。これは法律に依つて判事の決定せる最短期間とは無關係に行はれる。上級裁判所も亦その決定は罪質及び罪の輕重に拘らず、全郡監獄收容者に適用すとの意見を持つてゐた。同裁判所の見解に依れば、法律は郡監獄と州監獄とに對して別個に二つのパロール組織を設定する意向を持つといふのである。

郡監獄收容を命じたる判事は、犯罪者の釋放が過早ならざるやうその處分を採りたる旨の談話を屢々試みたが、ベニテンシヤリーに收容する筈の犯罪者の郡監獄收容言渡しは一般に輕罪或は寛和の度大なりと認められてゐた。この事實は、次の統計に依つて明かなる如く、この研究期間に與へられたパロールの考察に依つて特に闡明にされた。ペンシルヴァニア州東部各郡から東部州立ベニテンシヤリーに收容され一九二四年から一九三三年の十年間にパロールに附されたる三、二四〇人の中二、六九二人八三・二九パーセントは最短期間或は稍々長期を勤め、此の中二、二七九人七〇・三四パーセントは最短期間拘禁され、四一三人一二・七五パーセントが最短期間より稍々長期を受刑した。五四八人一六・七一パーセントのみが州の恩赦、特赦、減刑に浴して最短期間前に釋放された。

フィラデルフィヤ郡から郡監獄に收容されこの期間にパロールに附されたる一、二八九人の中九八一人七六・一一パーセン

トは最短期間以下を勤め、三〇八人二三・八九パーセントのみが最短期間満了迄拘禁された。地方監獄に收容された七八九人の最短期間受刑年數總計二、一四一年の中八五八年、裁判所の言渡せる總年數の四〇パーセントのみが實際の受刑期間であつた。

全十年間の資料を一括すれば、全收容は略々等分に兩監獄に收容され、累犯者と初犯者の割合も略々相等しい。兩施設ともその訓練は同程度に嚴しく、累犯者をベニテンシヤリーに收容する傾向が幾分看取される。全收容者の半數は最高刑期五年以下、他の一半は最高刑期五年以上である。統計數字はまた、刑期五年以下の犯罪者は郡監獄に、十年以上の犯罪者はベニテンシヤリーに、五年から九年迄は兩監獄に收容される傾向を示した。重大財産犯罪の中竊盜は郡監獄に、強盜及び夜盜はベニテンシヤリーに收容される傾向にあつた。郡監獄收容者は州監獄收容者以上にパロールに依つて減刑される傾向があつた。郡監獄のパロールは州監獄よりも容易に而もしかく組織的に行はれないといふ事實は、實際の刑期が短縮される公算が大きい故に、地方監獄拘禁の言渡しを寛和的のものたらしめた。(つゞく)

The Journal of Criminal Law and Criminology, March-April, 1911

發明の葉

物資の節約は銃後の護

湯川左右

今や世界動亂によりあらゆる物資の需要が増加し自分達の仕事に對し大に圓滑を缺くものがある。是れが獲得には相當頭を悩しながら先輩や同僚のお陰でどうやら今日迄自分としての職場には曲りながら仕事を續けて來た。結局は良い學友と良い知人を持つて居るからであると心から感謝して居る。然しある物には制限がある。事變前の様に充分に消費する事が出来なくなつた。備て品不足といふ問題は二通りに考へる事が出来る。即ち一方的に流れて、流れの少ない方では不足だと見る見方と、又一方では充分に使えないから不足だと云つて居る。此の事變により物資の不足は解りきつた事で、不足と云ふ言葉があり愚痴を云ふ様になるからいけないと思ふ。然し人間は變な

ものでお酒がないお菓子がないと云ふとやたらに呑みたい、やたらに食べたい。私も事變前より甘いものを食べる度數が多くなつたのは甘味が少なくなつたからでなく修養が足りないからだと思ふ。同盟を結んでる日獨伊の三國は大體に於て物の無い國である。此の物の無い國はどうして戦争をやり續ける事が出来るか。有つても無くつても續けねばならぬ、又如何にしても戦争には勝たねばならない。目的を達する迄は戦争はやり續けねばならない、十年か、五十年か、百十年か、何かが物が有るとか無いとか言つては居られない。必要な物資は生み出すか造り出さねばならない。茲に始めて吾々は腕前を振ふ時である。要は頭の使い方だ、智識だ、科學の力だ。物が無いとか不

足だとか言ふよりも、それを補ふ様に努力する事だ。口許りの消費節約ではなく、實質的に節約をやらねば駄目だ、而して必要な方面へ物資を流さねばならない。今日必要だと言ふ重要な物資でも大昔には無かつたものもあるが先輩が考へたり作つたりしたのである。要は便利であると云ふ事に馴れ過ぎたので、少しでも圓滑を缺く時はすぐに不足だ不足だと云つて直に愚痴を言ふ。田舎で生れ都會で育つた者は都に馴れて偶々郷里に歸つて田舎は不便だと云ふ事を耳にするが、事實都よりは田舎の方は交通其他不便で不足のものが多し。然し都會とても一朝交通機關が止つたと假定したならば田舎よりもつと不便となる。近頃の様にお菓子一つ買ふにしても都會では少なからぬ時間を費やし行列を作らねば買えぬ。買ったお菓子がインキキである、田舎のものがかえつて砂糖と小豆のアンコでおいしい。非常時今日の物資は丁度都會に於ける交通機關の杜絶とインキキお菓子買ひと同様である。即ち物資が流れなくなつたのであるから我々は常に用意が肝要

である。又貯金が必要である。然し誰れしも其場合に逢着しなければ考へもしないし實行もしないのが普通である。我が瑞穂の國でも米が足らなくなつた、木炭が足りない、木材が足らないと言つた様に有らゆる物が足らなくなつて来た。代用品だ代用食だ節約だとかやましくなつて来た。私も木材の節約は大阪刑務所時代から小材廢材の利用で玩具を作らせたが、知合せたりして卓子等を作らせたが、それ等の節約は僅少なものであつた。

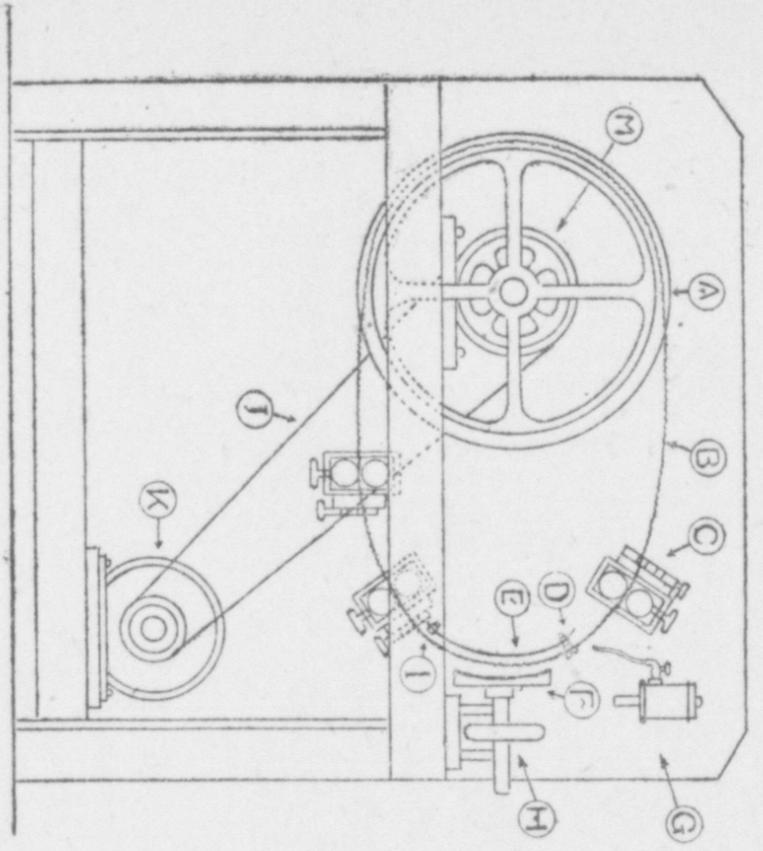
曩に商工省の提唱とかで製材の鋸をベニヤ鋸の如き薄鋸を使用させて一ヶ年數十萬石の節約を見たと言ふ事を知り、桶樽製作が餘りに進歩してないばかりか樽木を胸に當て削り能率も亦衛生上からも面白ないのでその材料の節約のため「ガイド」附桶樽用機械鋸の特許出願した譯である。

に掛けられて居り帶鋸(B)の緊度は(C)なる調節車で調節し滑車(M)モーター(K)に掛けられた「ベルト」(J)で運轉させ「ガイド」(E)は弾力性強大なる鋼鐵の極めて薄い板で圖面(E)に示す如く其の表面に目盛がある。(D)は締附螺子であつて(I)を固定し(D)は蝶螺子であるから自由に(D)(I)の兩部の間隔を調節し得る様になし「ガイド」(E)の目盛に合せて調節して締付く今所要の桶樽の寸法を經一尺經一尺二寸經一尺五寸經二尺經二尺五寸經三尺のものとし「ガイド」(E)(I)間を六寸として之に對する中心角度は經一尺のものは七三度四分分經一尺二寸は六〇度經一尺五寸は四七度一〇分經二尺は三四度五四分經二尺五寸は二七度四分分經三尺は二三度四分となるので之等の中心角度に對し弧の長さ

の上に油を滴下させる。

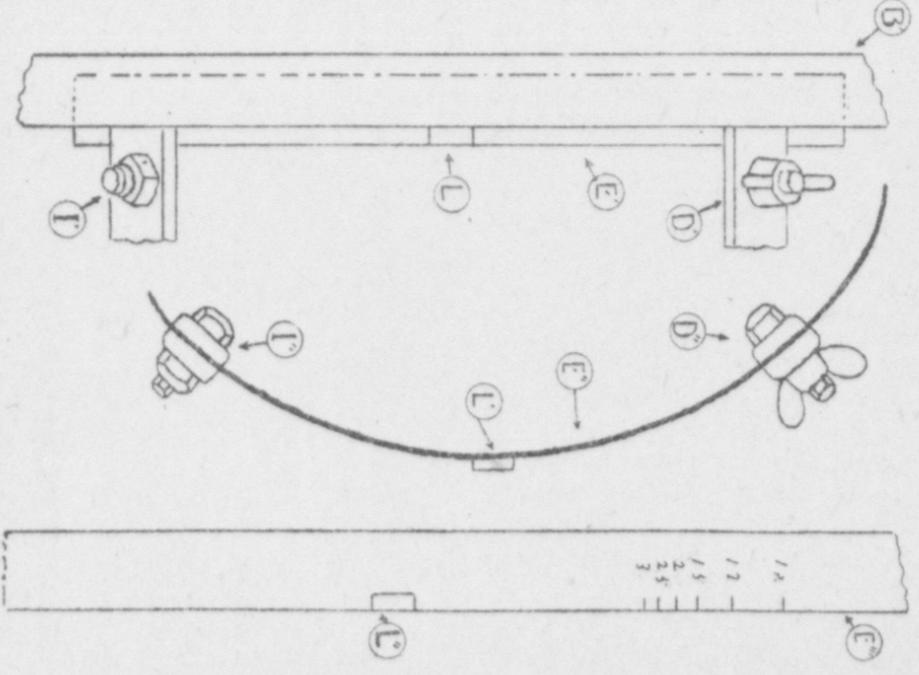
本考案は右の如く構成せるが故に「ガイド」(E)を有する事に依り所要の「カーブ」で帶鋸を支持し且所要の幅を保たせ切截には「アサリ」の出し方により何等支障なく且螺子(D)(I)に依り其の曲率を適宜決定調整する事を得、更に定規(F)に依り板の厚を適宜決定するを以て本装置によれば一つの盤材から所要のカーブの板と厚さとを有するものを多數連續的に切截し得る効果がある。本機によれば木材の節約となる事は勿論であるが木材の品質なども論じない多少有節でもよいから尚は一層の節約となる。今日我國で桶樽材として多量に消費されて居るが、本機の普及に依り一ヶ年平均十萬石製材するとすれば三割は完全に節約が出来るか、三萬石の木材の節約となる。一石三十五圓と見て百五萬圓の節約となるから飛行機一臺十萬圓として十臺出来る譯である。此の機械は私の方の職場で使用して居る。私はテニスや釣りや繪をかいいたるためである讀者諸兄の御參考ともなれば欣快至極である。

ガイド附桶樽用機械鋸



SCALE 1:10

特号	名称
A	滑車
B	帶鋸
C	調節車
D	蝶螺子
E	ガイド
F	定規
G	油槽
H	送車
I	螺子
J	ベルト
K	モーター
L	滑止
M	滑車



ガイドの図

1:2

海外時報

アメリカ合衆國々防に關する

模範妨害防止法案

Model Sabotage Prevention Act

先般來首府ワシントンに於て開催せられてゐた合衆國政府並に州政府の共同主催にかゝる國防法規勸行問題に關する會議(Federal-State Conference on Law Enforcement Problems of National Defense)結果としての模範妨害防止法案(Model Sabotage Prevention Act)が起草せられたのである。この會議のリポーター(議事録作成係)たるシカゴのノースウエスターン大學教授ワーナー氏はこの法案の理由書を作成してゐる。このアクト(法案)の最も重要な部分の要旨を下に掲げる。

第二條 財産に對する故意の加害及び妨害

國防又は戰爭のため合衆國又はステート(州)の準備を妨害し、遅延せしめ、若しくは合衆國政府に由る戰爭の遂行を妨ぐるものと信ずべき十分なる理由あるにも拘らず、故意に土地又は私有財産(Real or personal property)を破壊し、毀損し、妨害するものは何人たるを問はず、十年以下の禁錮に處し、又は一萬ダラ以下の罰金を科し、又は二

者合せて之を科するものとす。但し、右の者にして始めより國防又は戰爭のための合衆國又はステートの準備を妨害し、遅延せしめ、若しくは合衆國政府の戰爭の遂行を妨げる目的を以て右の行爲に出づる場合には、一年より少からざる禁錮を以て最少限度の刑とす。

第三條 故意による技術上の瑕疵

國防又は戰爭のための合衆國又はステートの準備と關聯し又は合衆國政府の戰爭遂行のための使用に充てらるる物品なることを信じ、又は右の物品にして使用に充てらるる類似の物品中の一なることを信ずべき十分の理由あるに拘らず、故意に右の物品に瑕疵を作り又は作らしめ又は検査の際瑕疵に記號を附することを怠る者は十年以下の禁錮、又は一萬ダラ以下の罰金、又は兩つながら合せて之を科するものとす。但し、右の者にして始めより國防又は戰爭のための合衆國又はステートの準備を妨害し、遅延せしめ、又は合衆國政府の戰爭遂行を妨ぐる目的を以て右の行爲に出づる場合には、一年より少からざる禁錮を以て最少限度の刑とす。

第四條 未遂罪

この法律に規定せられた罪を犯して遂げざるものは既遂罪に定められたる刑の一半を以て處罰せらるるものとす。このステートの法律によりて未遂罪を構成する所爲の外に、このアクト(法律)によりて規定せられたる犯罪の教唆(犯罪の遂行あるを要せず)、即時又は後日右の犯罪の遂行

に使用するの目的に出づる材料の蒐集、又は、現場に於て右の犯罪を行はんとする目的を以て、許可の有無に關せず、他人の建物、圍柵、其他構内への侵入は右の犯罪の未遂罪を構成するものとす。

第五條 共犯

二人以上の者このアクトに規定せられたる犯罪を行ふため共謀する場合には、各人共犯の罪あるものとし、且つ行爲の何たるを問はず或る行爲の共犯進行中に作されたと否とに拘らず、遂行せんと共謀したる犯罪を遂行したると同じ刑罰に該當するものとす。共犯者の一人が放免せられ、逮捕せらるることなく若しくは有罪の判決なく、裁判を受くるの義務なく若しくは有罪決定以前又は以後特赦又は他の方法にて釋放せられたる事實は、この條により起訴せられたる者のために判決、刑の言渡又は刑の執行の中止の理由又は抗辯を構成せざるものとす。

第七條 地所内への不法立入

國防又は戰爭のための合衆國又はステートの準備若しくは合衆國政府の戰爭遂行に使用せらるべき製品の製造、輸送、又は貯藏、又はガス、石油、石炭、電力又は水力の製造、輸送、配給又は貯藏に従事せる又は従事せんと準備中なる個人、合名(合資)會社、組合、株式會社、都市自治體又はステートの一行政區劃、又は、公共事業を經營する上記の自然人又は法人は、その所有地の内、水(湖、河、海)に面する部分又は鐵道車輛、運搬車、人又は物のため

の入口の存する部分を除き、他の部分の所有地にして柵又は壁、又は柵及び建物によつて圍繞せらるる場合には、その所有地の周圍の門、入口、ドック又は鐵道入口毎に及び水に面する部分の百フヒート宛を隔て、「許可ナクシテ立入ルコトヲ禁ズ」(No Entry Without Permission)と記せる標示板を立つるを得。上記の土地所有者の許可なくして故意に右の標示ある構内に立入る者は十日以内の禁錮又は五〇ダラ以下の罰金、又は兩者合せて之を科せらるるものとす。

第八條 容疑者の抑留及び訊問

警官(Police Officer)又は第七條に規定されたる標示ある敷地に見張りとして又は監視として雇用せらるる者は、第七條によつて許可なくして立入ることを禁せられたる敷地に於て發見さるる人を何人たるを問はず呼び止め、其人の姓名、住所及びかかる場所に於ける用件を訊ぬる目的を以て本人を抑留し且つ訊問することを得。上記の警官又は職員にして質問せられたる人の答辯によつて本人のかゝる場所に在るべき權利を有せざることを信ずべき理由を有する場合には、警官は直ちに其人を釋放すべく又は第七條の規定違反の科により拘引狀なくして逮捕するを得。上記の職員は直ちに本人を釋放し、又は警官に引渡すべきものとす。引渡を受けたる警官は第七條の規定に違反したる科を以て拘引狀を要せず直ちに本人を逮捕するを得。

第九條 道路使用の制限と禁止

国防又は戦争のための合衆國又はステートの準備又は合衆國政府の戦争遂行に使用せらるべき製品の製造、輸送又は貯藏、又は、ガス、石油、石炭、電力又は水力の製産、輸送、配給又は貯藏に従事し又は従事せんと準備中なる個人、合名(合資)會社、組合、株式會社、都市自治體又はステート又はステートの一行政區劃、又は、公共事業を經營する上記の自然人又は法人にして事業に使用さるる土地を所有し、而して、右の自然人又は法人がかゝる土地に隣接する一個以上の國道 (Highway) 又は其の部分の一般の使用及び旅行が制限又は禁止さるるにあらざれば右の土地に危険の及ぶものと信ずる場合には、市 (City)、町 (Town)、郡 (County) の道路局 (highway commissioners) に右の一個以上の道路及び其の部分の一般使用及び旅行を禁止又は一個以上の國道及び其の部分に於ける使用及び旅行を命令によつて制限することを得。

かゝる請願を受理したる道路局は審査の日を定め且つ土地所在の市、町又は郡に於て發行部數の最も多き新聞紙上に日取りの公告をなすべきものとす。公告は少くも審査に定められたる日取りの七日前になさるるものとす。審査終了後道路局が公安及び請願者の土地の安全を維持するために必要なりと決定せる場合には、道路局は適當なる命令によつて上記國道的一個以上又は其部分の一般使用及び旅行を禁止し又は制限すべきものとす。但し道路局は道路局の命

ずる條件並びに形式に於て責任あり命令ある人士に對して右の使用を禁止又は制限せられたる國道を旅行する許可證を交付するを得。命令により閉鎖又は制限せられたる國道の兩端には少くも三インチ大の文字にて記されたる告示板を掲出すべきものとす。道路局は何時たりとも右の命令を取消し又は變更するを得。

第十條 閉鎖又は制限せられたる國道の通行に對する罰則
第九條の下に發せられた命令に違背するものは十日より長からざる禁錮又は五〇ダラより多からざる罰金、又は兩者の刑を以て處罰せらるるものとす。

第十一條 勞働の權利
この法律の規定は如何なる場合に於ても雇傭者及び其代表者の團體組織權、勞働團體を結成し、勞働團體に参加し、又は勞働團體を支援するの權利、自家選出の代表者を通じて團體交渉 (collective bargaining) をなすの權利、及び、團體交渉又は其他相互扶助或は相互防衛の目的のために、協力運動を爲すの權利を毀損し、削減し又は破壊するものにあらず。

Journal of Criminal Law and Criminology,
April, 1941

第三十三回刑務官練習所卒業式

第三十三回刑務官練習所卒業式は七月十九日午前十一時より刑務協會第一講堂に於て舉行、金澤練習所長を始めとして長嶋大審院長、三宅司法次官、阪野民事局長、秋山刑事局長、森山保護局長、佐佐木民事地方裁判所長、島刑事地方裁判所長、佐藤秘書課長、佐藤人事課長、石田會計課長、日沖調査部第三課長、門田事務官の諸來賓並に安達、中尾、國宗各司法書記官、芥川衛生官、寺光司法事務官、岡、伊江、河邊、吉田、東の各刑務所長、齋藤典獄補その他赤塚、平田、野崎、苅屋、久保田、中山、野原、長谷川船津の各行刑局屬、伊藤四男、大原 三並各刑務協會主事、鈴木囑託等參列の下に、大原主事の開會の辭に次ぎ、一同宮城遙拜、黙禱、國歌齊唱を行ひたる後、金澤所長より卒業證書及び賞品、賞狀を授與し、左の訓辭を行つた。

本日茲に、第三十三回刑務官練習所卒業式を舉行するに際し、所懐の一端を披瀝するの機會を得ましたことは練習所長として眞に欣幸に存ずるところであります。

過ぐる三月五日、入所式に當り、私は、此の同じ講堂に於て、練習期間中一意専心研學の功を積むと共に見聞を廣め、人格の練磨に眼め、以て他日行刑の第一線に於ける中堅幹部たるの實力を鍊成し時局の急に對處せられむことを、練習生諸君に希求したのであります。爾來、諸君には異常なる決意を以て、日夜螢雪の勞を踐み幾多の尊い試練を経て、豫期以上の好成績を示され、今日目出度その業を修むることを得たのであります。

しかしながら此の練習期間は其廣範圍に亘る學科に比し、充分と言ひ得な

いことは申すまでもありません。唯、此の四ヶ月間に國家が要請するところの有爲なる刑務官としての素地を培はれたに過ぎぬのでありますから、今日此の卒業式に當り、改めて入所當時諸君の抱いたあの希望と決意とを回想しつつ、覺悟を新たに於て今後共飽くまで倦むことなく、より一層研鑽せられむことを衷心より希望致すものであります。

方今世局は愈益重大性を加へ一人の偷安をも許さざる眞に緊迫した狀況に在ることは茲に多言を要せぬところであり、特に今日の練習生諸君の中からは中途、公用の爲歸郷し本日の卒業式に列し得ないものが數名あるのであります。此の如き超非常時局の突破に當り、諸君歸任の上は、冷靜にその職域を守りつつ、如何なる緊急事態に直面するも、日常擔當の職責に關して、些のゆるぎなき用意と心構へとを有たれたいのであります。而して、此

の度、講師諸先生より享けたる教訓を
體し學理を活用し之を各般の執務の上
に如實に顯現すべく精進せられたいの
であります。收容者教化作用の十全に
ついても、將又隔離作用の確保につい
ても、斯界が諸君の將來に囑望する所
絶大なるものあることを銘記せられ
たいのであります。

最後に御來臨の講師各位に一言御挨拶
申上げます。各位は公私御多端の身
を以て特にわが練習生のため、その貴
重なる時間を割愛し、蒞臨を傾倒せら
れ、以て熱誠薫育に當られましたこと
は、實に練習生一同の喜びであるのみ
ならず、私の最も感激措く能はざると
ころであります。茲に深甚なる感謝
の意を表する次第であります。

卒業式に際し練習生一同の前途を祝
福すると共に蕪言を呈して以て饒けと
致します。

次で左の如き近衛司法大臣の祝辭（三
宅次官代讀）があり、

祝 辭

行刑ノ目的トスルトコロハ犯罪人ヲ
社會ヨリ隔離シ之カ教化改善ヲ達成ス
ルニ在リ、懺悔善導ノ方途ヲ講シ其ノ
天賦ノ良能ヲ探求誘發シ釋放後再ヒ刑
辟ニ觸ルルカ如キコトナカラシムルヲ
得ンカ、之ヲ行刑教化有終ノ成果ト爲
スヘシ、然リト雖、刑ノ尊嚴ヲ維持シ
且ツ社會ノ公安ヲ確保シテ遺憾無カラ
シムルハ即チ行刑ノ第一義ニシテ、如
斯ハ亦教化作用ノ基底トシテ必須ノ要
件タルヘキナリ、刑務官更タルモノハ
常ニ其ノ身心ヲ鍊磨恪勤シ事ニ臨ミ嚴
正ナル紀律ヲ保持シ、收容者ヲ率ヒル
ニ端嚴ナル人格ヲ以テシ、如何ナル事
態ニ直面スルモ國家ノ拘禁力ニ一點ノ
乘スヘキ間隙ナカラシムルコトヲ要
ス

諸子ハ、全國刑務所ヨリ夫々考試ヲ
經テ刑務官タルノ資質ノ優秀ナルヲ認
メラレ此ノ練習所ニ入所シ茲ニ其ノ第
三十三回ノ課程ヲ卒ヘタリト聞ク、眞
業式ヲ舉行セラル、ニ際シ閣下並ニ諸
先生ノ御賞臨ヲ忝フシ且ツ御懇篤ナル
御訓諭ヲ賜リタルコトハ生等一同ノ深
ク光榮トスル所ナリ

顧レハ本春三月練習所入所ノ榮ニ歡
喜シ欣然帝都ノ一員トナリ緊迫化ノ一
路ヲ辿ル重大時局下ニ於テ閣下並ニ諸
先生ヨリ高邁ナル御薫陶御指導ヲ相賜
ルコト茲ニ四閱月有半關係諸學ノ大綱
實務處理ノ指導精神ヲ體得スルヲ得幸
ニ本日笈ヲ收メ各自其ノ應ニ歸ルノ喜
ヲ頌タル生等一同此ノ光榮ニ感謝感激
措ク能ハザル所ナリ

惟フニ事變勃發以來既ニ五星霜東亞
ノ戰雲未ダ收マラザルニ國際情勢ノ變
轉極リナク西半球ニ於ケル戰火ハ愈々
擴大スルノミ今ヤ世界ハ大動亂ノ前夜
ニ在リ皇國ノ前途俄ニ逆賭スルコトヲ
得ズ國ヲ擧ゲテ一大決心ト努力トヲ要
スル時ニシテ行刑亦此ノ新事態ニ即應
スベク刑務官ノ責務益々加重サル、ニ
至レリ而モ誠ツテ生等甚ダ微力ニシテ

ニ邦家ノ爲慶賀ニ堪ヘサルトコロナ
リ、今ヤ世界ノ政局ハ刻々ニ變轉シテ
吾人ノ端倪ヲ許サス、此ノ國家非常ノ
秋ニ當リ中堅幹部トシテ充分ナル教養
ヲ授ケラレ將ニ行刑ノ第一線ニ歸任セ
ントス、今後益々奮勵シテ講師諸彦ノ
薫陶ニ應ヘ行刑ノ目的ヲ把持シ深ク時
局ニ稽ヘ其ノ職域ニ於テ愈盡忠奉公ノ
誠ヲ效サレムコトヲ期待ス、

祝 辭

銃後の護りは治安の維持に依つて固
められます。若し一人の治安を紊すも
のがありましたならば、その治安を紊
した行爲自身の影響は勿論、それに依
つて生ずる波紋は幾多の不安を醸さず
には居りませぬ。私共は單りこの不安

其ノ任ニ遠キヲ慮ル此ノ上ハ只管閣下
並ニ諸先生ノ御教訓ヲ深ク身ニ體シ一
同眞劍ニ自己ヲ反省スルト共ニ熱烈ナ
ル責任遂行ノ精神ヲ以テ斯界ニ粉骨碎
身シ以テ山高海深ノ師恩ノ萬一ニ對ヘ
ン覺悟ナリ

諸先生幸ニ今後一層ノ御鞭撻ヲ賜ラ
ンコトヲ伏シテ懇願シ以テ答辭トス
昭和十六年七月十九日

總代 金澤刑務所看守 鈴木與三

最後に右の卒業生總代の答辭があつて
正午閉式、次で一同刑務協會玄關前にて
記念撮影をなし、午餐を共にして散會し
た。

第三十三回刑務官練習所卒業式の舉
行に際し、聊か蕪辭を述べて卒業生各
位の前途に對し祝辭と激勵の辭を寄す
る次第であります。

答 辭

本日茲ニ第三十三回刑務官練習所卒

質 疑 應 答

◎少年受刑者・準少年受刑者

(問) 少年受刑者及準少年受刑者ノ定義如何、
(答) 「有權解釋」

少年受刑者トハ少年法第九條ニ依リ刑ヲ執行ヲ受クル者、
準少年受刑者トハ司法大臣ノ定ムルトコロニ依リ之ニ準ジ
テ刑ヲ執行ヲ受クル者ヲ謂フ (一)(二)(三)

(一) 昭和八年十月二十六日司法省令第三十五號行刑累進
處遇令第三條參照

(二) 大正十一年法律第四十二號少年法第九條參照

(三) 大正十一年六月司法省訓令甲第九三二號ノ一參照

「説明」本問ハ以上ノ如ク至極簡單ニ解答シ得ル提問デア
ルガ、今仔細ニ各關係法規ヲ検討シテ見ルト兩者ノ定義若クハ
分界ニ付一應ノ疑義ヲサシハサミ得ルモノ及相矛盾スルモノ
ノアルコトヲ發見スルノデアアル。

(質問者モ恐ラクスル法規ニ當面シ懷疑セラレタモノト思
フ)

依テ先ヅ之等關係法規ヲ列擧シテ見ルコト、スル。

出スコトガ出來ル。

扱而右(一)乃至(三)ニ依ルト少年受刑者ノ定義ニ付少年法第九條ニ
依リ刑ヲ執行ヲ受クル者即懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタル十八
歳ニ滿タザルモノ(少年法第九條第一項及同法第一條參照)及同
條第二項ニ依リ本人ガ十八歳ニ達シタル後モ二十三歳ニ至ルマ
デハ尙少年受刑者ナリト解スルモノ、如クデアアル。特ニ(二)ノ通
牒中第三號ニハ「少年受刑者(及準少年者)ニシテ二十三歳ニ
達シタルモノト雖」ト明記シ十八歳ヲ超ユル少年受刑者ヲ判然
ト認メテキルノデアアル。

然ルニ一方(四)ニ於テハ準少年受刑者タルベキモノヲ掲ゲ之等ノ
モノハ十八歳未滿ノ者ニ準ジ處遇ストアルヲ以テ一應少年受刑
者トハ十八歳未滿ノモノヲ指スカ如キノ觀ヲ受ケ而テ又(五)ノ司
法次官注意ニ至ツテハ「少年及準少年ニシテ不定期刑ニ處セラ
レタル者」ト明記シ少年法適用ニヨリ不定期刑ノ言渡ヲ受ケ執
行中ノ準少年受刑者ノ存在ヲ判然ト認メテキル(換言スレバ十
八歳ヲ超エタル場合ニハ不定期刑執行中ノ者ト雖準少年受刑者
ト解スル趣旨ナラン)

右述ノ如ク現行ノ訓令、通牒又ハ次官注意等ノ間ニ於テハ少
年受刑者ノ限界引イテハ準少年受刑者ノ定義ニ付疑問乃至矛盾
ガ存スルノデアアルガ各法令ノ効力ノ點カラ見テ省令タル累進處
遇令ニ規定スルトコロヲ有權解釋トシテ採リ本問ノ解答トシタ
次第デアアル(又斯ク解スルコトガ少年法ヲ設ケ且少年受刑者ニ

(一) 前記行刑累進處遇令第三條

(二) 昭和三年五月行刑局長通牒行甲第八一三號「少年受刑者及
準少年受刑者ノ拘禁並處遇ニ關シ注意ノ件」抄録

(三) 第一號「少年法第九條ノ規定ニ依リ執行ヲ受クル者(少年
受刑者)ハ其ノ他ノ者ト分離拘禁スベキモノナルヲ以テ……
以下省略……」第三號「少年受刑者及準少年受刑者ニシ
テ二十三歳ニ達シタルモノト雖……以下省略……」

(四) 昭和三年四月司法省訓令第五六五號「受刑者教練規程」第
二條抄録「男子受刑者ニシテ少年法第九條ノ規定ニ依リ執
行ヲ受クル者及之ニ準ジ處遇スベキ二十三歳未滿ノモノ……
以下省略……」

(五) 大正十一年六月司法省訓令行甲第九三二ノ一「二十三歳未
滿者拘禁ニ關スル件」抄録「懲役囚中年齡十八歳以上二十
歳未滿ノ初犯者及二十歳以上二十三歳未滿ノ初犯者ニシテ
情狀ニ因リ之ニ準ジ處遇スル必要アル者ハ……省略……十
八歳未滿ノ者ニ準ジ處遇スベシ」

昭和六年六月刑務所長會同ニ於ケル司法次官注意抄録
「少年及準少年ニシテ不定期刑ニ處セラレタル者ニ對スル假
釋放ノ適用ハ……以下省略……」

行刑法規輯纂ノ頁ヲ逐ツテ調べテ見ルト大體以上ノ如ク少年又
ハ準少年ニ付テノ有權的ナ解釋ト目スベキ訓令、通牒等ヲ拾ヒ

付特別處遇ヲ爲ス法ノ趣旨並ニ行刑ノ實際ニ最モ妥當スルモノ
ト思考ス。(赤 塚 孝)

東京司法保護委員の事務局開く

司法保護委員制度が實施されて既に三年、その成績は犯
罪防止に、保護に、顯著なものを示してゐるが、全國一萬
二千餘名の保護委員の指導訓練と諸施設や關係官廳との連
絡または司法保護事業に關する調査、司法保護思想の普
及、宣傳の機關として今度新たに東京司法保護委員事務局
を創立、その開所式が十八日午前十一時から澁谷區千駄ヶ
谷四の六五八の新廳舎で開かれた。

新事務局は東京思想犯保護監祭所と背中合せに新築され
た洋風二階建の瀟灑なもので、この日の式は宮城遙拜、
祈念に始まり長谷川(瀏)局長が式辭を述べ司法大臣式
辭を三宅次官が代讀續いて松阪東京控訴院檢事長、森山
保護局長の挨拶、長島大審院長、岩村檢事總長(一本檢
事代讀)東京市長代理安井厚生局長等の祝辭あり午後三
時散



刑務所便り

七・七赤誠譜

小菅刑務所

事變滿四週年記念日の前日が免業に當つたので、當所では事變の記念教誨が持たれた。岡田教務課長は『記念日を迎ふる心構へ』といふ題で切々人に迫る講演をなし、次いで歸還勇士田口福次氏が約一年半の實戰體驗を熱烈而も興味深い口調で語り、聴衆に深い感動を與へた。

次いで遙拜所前で記念式典を舉行。意味深い所長の訓示を終つて、教務課長より記念行事、慰問袋、慰問文、標語募集の經過について詳しく報告があつた。金額三百二十圓、慰問袋百六十個を求めて陸海軍恤兵部に送つた。

慰問文は百五十九通に上り、遙かに昨

年、一昨年を超すものがあつた。かくて滿四年に互る事變の記念日に事變當初をも凌ぐ熱誠なる愛國の至情を表はして奉公の眞を披瀝した。

特殊講座開設

千葉刑務所

畢竟犯罪原因の大きな役割を爲してゐる者が社會生活の順應性たる職業的智識の缺如である以上は、之が應補強の道が講せられぬべきは蓋し何人も否む所ではあるまい。我等の見地は茲にあり、見解は茲に重點を置いて、特殊講座を開設するに至つたのである。

現在の實施狀況等を摘録すれば

- 甲、講座 講師及回数 本市太郎 (外來講師) 每週一時間
- イ、書道 每週一時間
- ロ、珠算 檜垣清 (外來講師) 每週一時間
- ハ、農業 渡邊技師 (外來講師) 每週一時間

- ニ、日本佛教史 黒田教誨師 隔週一時間
- ホ、菜根譚 安達教誨師 每週一時間

將來は木工、竹工等に關する専門家の講座をも計畫しつゝあり。尙補講として、家庭衛生講話、日本精神講話等の準備をも爲してゐる。

- 乙、期間及時間
- イ、六ヶ月を以つて一期とす
- ロ、還房後約一時間とす
- 丙、聽講生の選定及人員
- 本所收容者全員に告知の上任意應募せしめたる處、各講座共人員相當多數なりし爲め、左記の者を除外したり。
- イ、四級者
- ロ、晝夜獨居者
- ハ、其の他行狀不良等のため適當ならざるもの
- 購座別人員
- 書道 四一
- 珠算 三八
- 農業 四〇
- 佛教史 二七
- 菜根譚 四五
- 丁、教室及設備

教室は舊教誨堂にして、從來は用度の代用倉庫なりしが、今回格納物品を整理移轉し、以て教室に充つ。椅子、卓子等は總集教誨用の剩餘分を充當す。

未だ開講日尙淺く、其の成績の結果を豫測するは早計の感あるも、開講式に於ける、講聽生總代の答辭並びに其の後に於ける修學狀況極めて眞摯なるに徴し、其の成果の良好なるべきを豫斷するも敢て誇稱妄斷の誹を受くるに至らざるべきを確信する所以である。

敢て秃筆を訶して稿を爲す所以のものは他なし。大方諸彦の卒直なる批判と是正を求めんが爲なり。(完)

第一回洋裁縫工職業實習訓練修了證書授與式

概況

浦和刑務支所

當支所に昨年十月開設された洋裁縫工職業訓練は、九ヶ月の履習期間を終了したるを以て、六月三十日河邊本所長、朝岡作業、高不庶務兩課長、各講師並當所

本訓練所長以下幹部及作業課職員一同參列の下に事務所樓上に於て修了證書授與式を舉行せり。

- ### 式次第
- 一、開式
 - 一、國民儀禮
 - 一、修了證書授與
 - 一、賞狀授與
 - 一、式辭 訓練所長(支所長)
 - 一、訓授 本所長
 - 一、挨拶 講師
 - 一、閉式

この日梅雨霽れの氣温三十一度にして相當蒸し暑い。

先づ井上作業主任の開式の辭ありて、榎本訓練所長より實習夫十七名に修了證書並成績優秀のもの二名に對し賞狀を授與したる後一時局下一層精勵し一河邊本所長より一本訓練は當初二十二名なりしが諸種の事情の爲中途に於て五名の落伍者を出し遺憾なりしが、然し各自は何れも好成績にて芽出度修了證書を授與せられ邦家の爲め誠に同慶に堪へず、今や時局は益々重大なる秋、各自は克くこれを認識し、斯業の習得、心身の鍛鍊に努め、以て職域奉公に邁進さるべく一終り

に今井講師(東京洋服學校長)より訓練の補足的説明等ありて一同感激裡に式を閉じたり。

尙本訓練開設に當り實習夫を選出せられたる各所に對し深甚なる謝意を表する次第なり。(昭和一六、七、三記)

戒護新體制

函館刑務所

左の標語に依り着々戒護の實績を擧げてゐる。

- | | |
|--------|--------|
| 行刑教化 | 智徳涵養 |
| 日本精神昂揚 | 情操教育 |
| 臣道實踐 | 人的資源確保 |
| 國際情勢認識 | 規律訓練 |
| 規律訓練 | 事故防止 |
| 協同戒護 | 體位向上 |
| 秩序維持 | 隣保制度確立 |
| 作業督勵 | 善行同覽板 |
| 生産擴充 | |
| 職域奉公 | 勤勞時間尊重 |
| 公益優先 | 空地利用 |
| 物資愛護 | 奉仕作業 |
| 職能技術解放 | |



海外異聞録

◇怪奇「起死回生」の實驗

「死體再生」といふ怪奇な實驗が、戦争にもなふ實際問題として試みられ、アメリカにグロナ話題をまき起してゐる。ポストン刑務所の電気椅子で處刑された殺人犯人氏がその實驗臺とされ、ビリリと電氣が通じて彼氏の頭からサツト臭いけむりが上つてから三十五分、まづ警察醫ウイリアム・ブリツタレイ氏が用意のアドレナリン（止血劑）を數回注射してから胸にマツサージを行ひ心臓部に電氣刺激を加へた。すると死刑囚の兩腕がヒクヒクとかすかに震へてきたので、それ大成功と思つたがそれツキリ。

◇英國、切符制の裏に殖へた万引

戦争の激化と共に英國も切符制度時代と化し、新たに洋服も切符制度となつたが、爆撃被害や海上輸送の關係からでもあらう、切符の内容が頻繁に變る。その切符制の話題の中心は、なんと云つても衣類切符だ。家族内では切符の融通が出来るので、女房が亭主の切符で自分や子供の買物をするのは差支へないが、許婚の女が許婚の男の切符を使用するのは御法度だ。一番の嘆きは「晴着なき花嫁」の嘆きで、女一生の場合とて何等か特別のはからひをして貰ひたいといふ聲があがつてゐる。いま一つの嘆きは靴下であつて、ストッキングは切符二枚だから一年分の六十六枚を入れあげても三十三足、働いてゐる娘に言はせれば月三足は要るから、これでは足りないさうである。そこで折から夏に向ふ時でもあり、ノー・ストッキングが流行し出し、會社や銀行も、大勢に應じて勤務中もノー・ストッキングで差支へないといふことにしたとのことだ。ところで一方、政府にも款きはある。それは萬引のふえたことで、切符制で制限を受け

た結果、萬引の件數が増加して來たことは簡易裁判所でも報告してゐるところである。

◇「不具者に限り採用」の珍會社

腕一本、足一本はおろか指一本でも片輪となれば不具者として世をはかなむのが通例だが、これはまた不思議、アメリカでは「不具者に限り採用仕り候」と言ふ看板を堂々と掲げた珍會社がある。ニューヨークの「メーブル・サード・グイス」商會がそれで、此處の従業員二十五名に揃ひも揃つて全部跛片脚、片腕、半身不隨、盲目、啞等ばかりである。仕事は一般書狀はもとより商業通信から案内狀、通知狀に至るまで、最近ではデパート、運送屋、宗教團體等から大量の依頼が續々と殺到し、毎日の取扱數十四萬通に達する盛況さで、昨年度の收入八萬五千ドルに上つてゐるといふ。ところでこれだけの人數で、然も身體の不自由な不具者のみでこれだけの仕事を片付けていくためには機械力を極度利用してゐるので、エレヴェーター、手動椅子はもとより自動速記機、復字タイプライター

1、手動又は機械宛名書き、石版寫眞機、自動謄寫版等あらゆる近代式機械が完備してゐる。社長のゴールデン君は小兒癡癖のため身體が不自由となつたのが動機で此の不具者採用會社を創めたものである。

◇諾威文學は一切禁止令

ノルウェーを占領したドイツ政府は、その後着々と國內再建をめざして通信、交通、要塞の整備に大童であるが、最近宣傳省を通じて「ノルウェー文學は一切禁止する、從來のノルウェー文學の研究書並びに小説の發刊及び夫等の書物を一般市民が愛讀することをお固く禁ずる、右違反者は嚴罪に處す」旨の強硬な文化統制の通牒を發し、ノルウェー國民に大きな衝撃を與へてゐる。そしてこの原因は「ノルウェー文學は國民社會生活、特にヨーロッパの新秩序建設に非常な害を及ぼすものである」といふのであつて、今後ノルウェーの出版家が書物を出す場合には、政府の嚴重な許可を要することを強調してゐる。

◇メリケン粉でロンドン

爆撃

米國の參戰熱が高まるにつれて人道論は次第に影をひそめ、近頃では過般の獨軍非占領地帯に對する食糧補給の如きも實際に於いては、それに依つて結局占領地帯へも食糧を送つた結果となり、獨軍はアメリカの小麥粉でロンドンを爆撃したのだとの珍論まで飛び出してゐる。こゝにメリケン版「春秋の筆法」を紹介すれば、斯うである。一近代戰に於ける食糧の補給は實際上軍需品の補給と何等選ぶ處はない、即ち五萬噸の小麥粉はその榮養價から見て十八萬七千五百噸の馬鈴薯を節約することが出来るが、この馬鈴薯から又一萬六千八百七十五噸のアルコールを精製することが出来る、ところでこのアルコールは一萬一千噸の航空用ガソリンの代用をなすのであるから、つまり五萬噸のメリケン粉は航空用ガソリン一萬一千噸に相當し、このガソリンで獨空軍がロンドンを爆撃するとすると五百臺の爆撃機が二箇月の間毎夜ロンドンの空に現れて爆撃を續けることが出来る、従つてメリケン粉がロンドンを廢墟にしてゐるのだ。

◇佛の敗戰責任者の裁判 近く開始

ドイツ政府は昨年八月來敗戰責任者糾弾のためリオン特別高等法院で鋭意審理を急いでゐたが、調査のみでも數萬ページにわたり裁判開始が遷延、今日に至つてゐたところ、いよいよ大體の調査を終り、近くダラディエ元首相、ガムラン元フランス軍總司令官、ギラ・シャンブル元空相、ブルーム元首相の取調べを開始することゝなつたと傳へられる。

◇上へ逃げるスペインの空襲避難

空襲警報のサイレンが鳴ると下へ下へと先を争つて地下室に潜り込むのがロンドン市民の避難法だが、これと反對にマドリッドやバルセロナのスペイン人はスワ空襲といへば、眞ツ先に高層ビルディングの頂上に駆け上るさうである。スペイン人にはせれば、何處にもようと眞撃彈を食へばどうせ助からぬ、しかし爆彈が近くに落ちた際はなるべく上の方にゐた方が爆彈の破片を受ける心配がなく、済み、生理にならぬ、だからといふのである、だからスペインでは空襲ともなれば教會は何れもその尖塔を開放、空襲避難所にあててゐるといふ。



高橋白鶴

書道變遷(三十五)

清代

王鐸、王鐸は字は覺斯。河南孟津の人である。明末の萬曆二十年に生れ、天曆二年進士にあげらる。その後禮部尙書から東閣大學士になつた人である。順次年間に清に降つて矢張り禮部尙書の位を授けられ、同九年六十一歳を以て逝く。

彼、賦性高爽、偉大なる體軀に長髯を垂れ、見る者は皆その風手に傾倒したといふ。又史學に精しく、詩文書畫共に善くせざるはなかつた。

王鐸は常に書法の難きことを語り『書法の始以つて帖に入り難く、繼いで以つて帖を出で難き也』といはれて居たとの

ことである。この一語を以つてしても、その道に如何に苦心したかを傳へて餘りあるものである。

彼は又一生、一日帖を臨し、一日人の請ひに應ずる事を日課としたとも傳へらる。

又『草書を作るには須らく高山の絶頂に登るの意あるべきなり』ともいはれ、王鐸の草書には洵に蒼鬱雄暢を極めたものがある。

殊に丈餘に達する大堂幅に一行二十字前後の字數を一氣に連綿の狂草風にて揮灑するかの獨絶の精力に至つては未だ曾つてこれに追隨するものはない。王鐸の平常推服する所のものは唯黃道周一人のみ、其餘は眼中になかつたといふ。然

尙書に至つた。世人呼んで張司寇ともいふ。

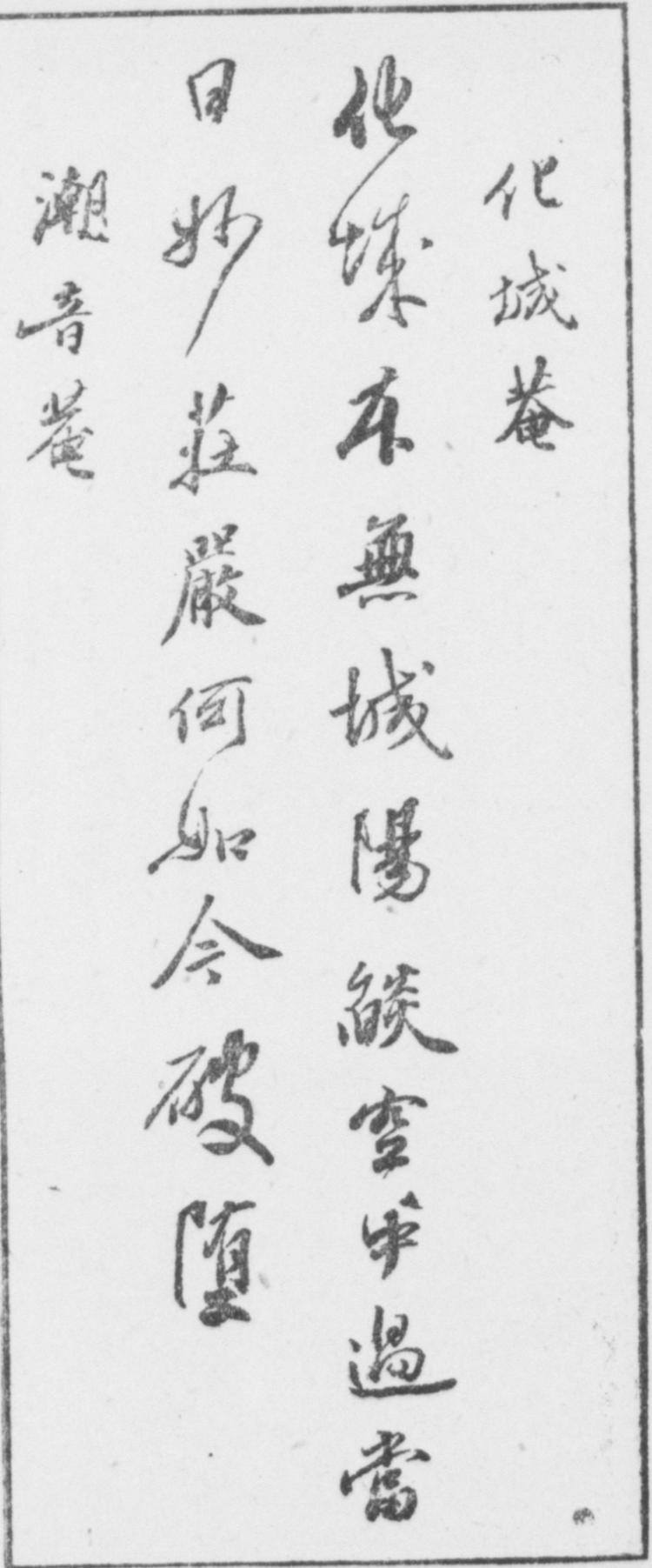
乾隆十年に年五十五にて卒し、文敏と

乾隆帝の懷舊詩に曰く。

有米之雄。而無米之略。復有董之整。而無董之弱。義之後一人。

に足るものである。

王澐王澐字は若霖、或は弱林といつた。號は虛舟、或は竹雲と稱し、江南金



化城菴

化城本無城陽跋雲中過當

日妙莊嚴何如今破墮

潮音菴

謚せらる。張照の著に天瓶齋題跋あり、刻に天瓶帖がある。

張照性敏、才博學で、尤も書を工にした。

舍照誰能若。

王羲之以後の第一人者と曰ふに至つては、少し譽め過ぎて居るやうであるが、乾隆帝の推重官ならざりしを知る

し乍ら彼の才思のゆくまゝに興に乗じて揮灑し去る時は往々にして氣分に陶醉して、玉山の頽るゝが如く情趣爛漫たる感があつたといふ。

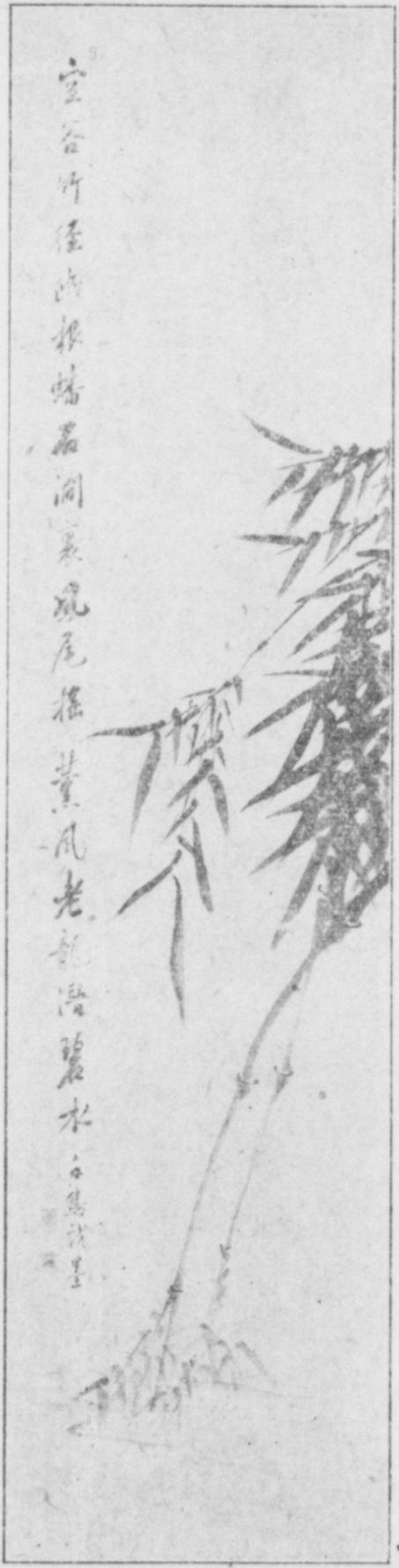
傳山、傳は初め名を眞山といつた、字は青竹といつたが後に名を山、字を青主と改め齋廬と號した、又公之佗とも號し、別に僑山召道人、朱衣道人の諸號があつた。山西太原の人である、萬曆三十三年乙巳に生まれ、幼にして書を讀んで過ぐれば輒ち能く誦を成し、平生の生計は書畫に仰ぎ、且つ字に傳ふる醫方があつて、之と并せ資して獨立してゐたといふ。平日好んで苦酒を飲み自から號して老樂禪といつて居られた。書は上は秦漢の篆隸より、下は晋唐の行書に及ぶまで一として精しからざるはなく、ことに連綿の狂草は絶妙である。

壇の人である。無錫に住し、康熙年間進士に登り、その後吏部員外郎となる。古碑刻の鑑定に精しく、専ら書を巧にす。竹雲題跋、虛舟題跋、淳化閣帖考正

等の著がある。
 成親王、成親王は清の乾隆帝の第十一子である。嘉慶帝の兄にあたり、諱は永理といった。哲と諡せらる。
 幼少の頃より書法に精しく、深く古人の用筆法を體得せられ、其の書を刻した

石庵、初め趙子昂を學び、後諸碑法帖を究めて、重厚にして古拙樸茂、超然として、世風を追はず獨特の書風を成して一家法を傳へた人である。其の書風の品位の高いことは清朝第一と稱されてゐる。又帖學派の大立物でこの時代の大集

石庵は専ら魄力を講じ、王夢樓は専ら風神を取つた。濃墨宰相、淡墨探化の併稱がある。濃墨宰相とは劉石庵は平素濃墨を用ひたからで、王夢樓は常に淡墨を用ひたので世人かく呼んだものであらう。



ものに詒晉齋帖、快雨帖、快齋帖等がある。

成家といはれてゐる。石庵の書を集めたものに清愛堂帖の刻がある。

劉甯、劉甯字は崇如といふ、石庵と號した。山東諸縣の人で乾隆十六年に進士に登り、官は體仁閣大學士となる。文清と諡せられた。

王文治、王文治字は禹卿、夢樓と號した。世に呼ぶ王夢樓はこの人である。江蘇丹徒の人で乾隆二十五年の探花、雲南臨安の知府となつた人である。

條幅 (望廬山瀑布) 李白詩
 日照香爐生紫煙、遙看瀑布掛長川。
 飛流直下三千尺、疑是銀河落九天。

老龍潛碧水。

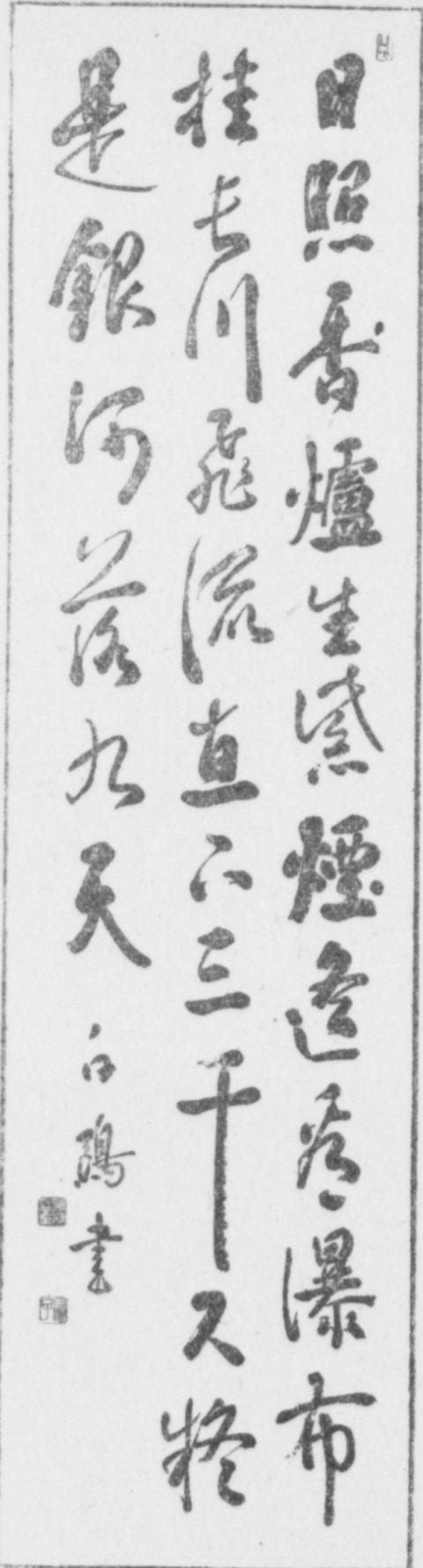
第十四回競書募集

一、課題、六月號掲載の手本揮毫のこと。

一、注意、級位あるものは級位、所屬氏名、雅號あるものは雅號等を明記せる

一、締切、九月五日。

一、發表、十月號本欄。



一、隨意、臨書自運何れにてもよろしい

一人一枚。

一、條幅、小畫仙半截大、書體隨意一人一枚。

小紙片を貼布すること。新に應募するものは級位は新とすること。

◎寫眞掲載は王文治(夢樓)快雨堂詩稿の一部。

一、送先、東京市品川區西品川三丁目八
 三一高橋白鷗先生宛送付のこと

化城本無城。陽羨空中過。
 當日妙莊嚴。何如今破墮。

選歌しつづ (四五)
歌の話

大翼

以上を約めて見ると、歌は人の心を元として出来るものだといふ點はすなはち歌の根本論であつて、歌はだれでも詠めるものだといふ點は、その性質論であるが、歌の本來の性格を説明するとすれば、まづこれで説き得たものであらう。歌とは何んなものかといふことは、これで明らかにされて居るのである。

貫之は以上の説明につづいて、更に歌の持つ力の素晴らしいことを、歌の人の心に及ぼす作用を説いて居

る。それによると、われわれは、貫之が歌に對して實に深い理解とすぐれた考へ方を持つて居たことを知ると共に、おどろくべき歌の力、それが人の心にはたらきかける作用の強さといふものを説いていかにも巧みであることを學ぶのである。かれは、力をも入れずして天地を動かし、目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ、をとこ女の中をも柔らげ、猛き武士の心をも慰むるは歌なり」と言つて居るのであるが、力を入れずして天地をうごかし、目に見えぬ鬼神をも感じさせるといつたやうな説明からは、われわれは、前に言つたやうに、貫之みづからの歌に對する體得の深さと考察の鋭さを思はせられることである。歌は眞にさういふもの

毎月 募集

刑政歌壇

當季雜詠 縮切 毎月五日限 用紙ハガキ一葉三首

白井大翼選

- 一 府中井上忍
- 二 宇都宮高島實
- 三 札幌來生忠次
- 秀逸 青森 一
- 東 拘 高田國康
- 人憩ふ清水もありて峠路は下りになりぬ海展けつつ 名 刑 兼 平 義 郎
- 弟なれど神の如くにおもはれて論功行賞おし戴きぬ 宮 城 志 賀 宮 童
- 朝の街へ行く乙女の夏の帯あざやかなれば眼を離れがたき 久留米 香
- 病む母の安けき眠り祈りつゝ庭木の蟬をそと追ひにけり 折

- いさかひのまゝ別れ来て野路行けば時雨淋しく降りかゝりけり 久留米 池田香折
- 雨晴れてポブラ青葉の清々し朝の始業のサイレン響き來 威 興 岡 本 舜 水
- 見るからにのどけかるらし山里はあさけのけむりゆたかに立のぼる見ゆ 札 幌 來 生 忠 次
- 佳作 小倉耶枝子
- 黄泉の道踏み迷はんと幼子を嘆きて七夜うつろなるひと 名 刑 露 草 子
- 細々と小雨けふれる春の宵ふと悔ことのおもほゆるかな 名 刑 飯 田 久 子
- いち早く彼岸櫻は咲きにけり獄苑の春眞晝しづけき 豐多摩 倉 持 達
- つとめはててかへりし父をかこみつゝ母亡き子らの夕餉ときかな 前 橋 佐 藤 比 敏
- 齡老ひし母ののぞみを今日はしも果すとわれら温泉の旅へ 横 濱 柳 田 北 斗 星
- ふるさとのかほりてほしも送り來し母がこゝろの笹の千巻に 岡 山 中 野 惠 美 子
- 五月雨の今ふりやみてみどり木の葉かげに白き蝶のとぶ見ゆ 三 重 梶 田 草 民
- 枕邊にかしつき呉るる者もなしあた淋しも上寮にし病めば

であり、この説明は歌の持つ力の素晴らしさを餘すところなく言ひつくしたものである。

次に貫之は歌に對する歴史的な考察をもまた筆に上せて、開闢の昔と共にわが國の歌の發祥したことを述べ、それが三十一字音を定型としたのは、素盞鳴尊の歌「八雲たつ出雲八重垣つまごめに八重がきつくるその八重垣を」にはじまると言つて居る。「八雲たつ」を三十一字の歌の起源とする點では、現に學者の説くところが一でないといふことだけをここに言うておくが、ともかくこの歌を定型の最初とし、その後時代の下るに隨つて内容の複雑化と共に、歌道のいよいよ隆盛になつたことを述べて居る。

○ 札 幌 今 村 尙 貴
 ○ 神 戸 高 橋 秀 夫
 ○ 札 幌 館 山 タ カ 子
 ○ 明日の運動會を樂しそうにはしやく隣近所の子等
 ○ 神 戸 和 田 櫻 枝
 ○ 召されたる記念寫眞の懐しく六月の夜はふけやすきかな
 ○ 神 戸 田 中 甲 陽
 ○ 踏み迷ふ心正せよ更生の只一筋の道を求めて
 ○ 名 刑 鞍 田 愛 月 姓
 ○ 丹精に飼へる蠶もきほひよく獨り銃後を守る人妻
 ○ 岡 山 片 山 登
 ○ 風薫る若葉の墓地のこゝかしこ感謝にぬかづく乙女ひとむれ
 ○ 青 森 奈 良 一 葉
 ○ 野田かせぐ夫につかへ車押し水鏡すれば日焼せし顔
 ○ 名 刑 近 藤 司 郎
 ○ 聞えくる方はいつ邊か笛の音のほろほろ流がる晩春の宵路を
 ○ 岐 阜 高 木 孤 月
 紫雲英咲く小田に耕す人のあり青雲高く雲雀鳴き鳴き

選歌しつ (四六)

歌の 話 (7)

「かくてぞ花をめで鳥を羨み霞をあはれび露をかなしぶ心ことば、多くさまさまになりける」と書いて居るが、言ひかへると、初歩の單純なものから複雑な深いものへ入つてゆくことは、何によらず物ごとの常道でありあだかも乳呑兒が意味をなさぬ片言から口を利きはじめて、その育つに従つて、だんだん長い整つた言葉を話せるやうになり、混み入つた心持をも表白できるやうになるのと異りがないので、この事は、短歌といふ文學型態そのものの發達を歴史的に見る場合もさ

一 浦 上 三 浦 成 光
 五月雨の一とき霽れてしづかなる裏手の山に栗の花散る
 二 名 古 屋 關 本 文 景
 移築せる女監の路にいみじくも盛りなりけり立葵の花
 三 豊 川 梶 田 草 民
 きひしからむ今日の暑さを思はせて蟬なきしきる朝の作業場
 秀 逸
 ○ 宇 都 宮 木 子
 ほの／＼と明けゆく窓に書よめば青葉をわたる風こちよき
 ○ 岐 阜 梶 田 草 民
 汝が學友彼も彼の子も世に出ぬと舊師はのらすはげます如くに
 ○ 名 古 屋 鞍 田 愛 月
 さみだれの降れる朝に免囚をむかひの人のたたつみるたり
 ○ 松 江 兒 朗
 未だかも早しと思ふ縁談も老行く母に我はうなづく
 ○ 三 重 無 蓋 柳
 かひがひし早苗を植うる手のひまもうしろのあせの子等を守りつ

うだし、また、短歌を學ぶ個人の進歩の跡を見る場合も同じことである。すなはち、歌の内容となる感情が多種多様になり、繊細に、複雑に深化してゆくものである點をいふて居るのである。

以上説いたところを概括すると、歌は人の心や感情が本となつて出来るもので、春夏秋冬、自然を環境として生き、また、人間同志社會を形成して生活をいとむ以上、さうした外部との關繫において人の心の中に種々の感情の生起することは固より當然である。その生動する感情をば、これが機縁となつた外部の事象に托して三十一音律の形で述べたものが歌である。従つて心の内部に生動した感情であるかき

り、それがどういふ種類のものであつても歌にならぬといふものはないのである。喜怒哀樂はいふまでもなく、皇室と國家に對する忠誠の情も、人類と社會に對する仁愛の情も、親子の愛情も朋友の友情も、すべて歌の内容としてこれを取扱ふことが出来、然かもこれ等の感情は何人と雖もこれを持つて居り、あらゆる人に普遍的なものであるから、結局、歌は普遍的な文學である。従つて、これを見る者の心に忽ち共感を呼び、共鳴を起さしめ、その力の強さは鬼神をも泣かすほどのものである、といふのが貫之の所説であるが、これによつて、歌は何んなものが、大體理解出來たかと思ふ。

佳作

- 小倉 耶枝子
- ぬれ／＼てねがけの玉の笑む如し幼き我にのこせし亡母も
- 岐 阜 國 枝 湖 外
- 靜かなる秋は此處にも忍び來て今宵虫啼く監房の窓
- 三 次 邊 峽
- 獄窓のすきまをもるゝ月影に手を合すみれば我が子を祈るか
- 岡 山 滿 里
- ひたむきに餌を運べりわか家の燕は今日も雨ふる中に
- 名古屋 鞍 田 愛 月
- 早苗挿す青田の上を一陣の風吹き渡り涼しくなりぬ
- 神 戸 田 中 甲 陽
- 寫し繪を見る度毎に思ふ哉在りし其日の母の慈愛を
- 西 巢 鴨 小 林 翠 月
- 梅雨上り早苗の蒼き田の畔につばくろ飛びて春は來向ふ
- 札 幌 一 洲
- せせらぎの音ききつつ參道をわれは歩みぬ清き心に
- 旅 順 高 氏 盛 策
- 運動を今し終り囚徒らの見上ぐる空に編隊機過ぐ

○ 獄園に葵の花の色々に咲きはこりけり梅雨降る頃 名古屋 鞍 田 愛 月

○ 嚴かに鋏入式はとざされて囚徒勇みて農園へ向ふ 同

○ 肥桶の水にも清く影落ちてみみづの鳴ける夏の夜の月 青 森 奈 良 健 藏

○ いたつきの弟みとりて寝もやらぬ母のおん顔ふと思ひけり 姫 路 久 次 米 嗜 山

○ むつとする青葉の香街路樹の鈴懸並木すがしき朝 東 拘 高 島 政 夫

○ 常よりも早く終りし田植なり蔭に幼き奉仕隊の汗 府 中 矢 吹

○ 子供つれ出水の川の岸に立ち水をほれる話などせり 神 戸 和 田 櫻 枝

○ のりつけし母のなさけのゆかたきてはたる飛びかふ河岸にたたずむ 岡 山 中 野 ル ミ 子

○ 何時の日も短かく書いてとちる日記に今日は嬉しきポーナス感想 神 戸 藤 原 き く ゑ

山火の句など

花 蓑

慶びのある夜山火も美しく 天留翁
慶びといふのは嫁入のことせう、村の
或家に嫁入があつてその慶びを祝福するや
うにその夜は山焼の火も格別に美しく見え
るといふのです、その家の門前には篝火が
焚かれ嫁見の人が集つて纏て向ふから見え
て来る嫁御寮の提灯が見えて来るのを今か
今かと待つてゐる、そら見えたといふ
人がある、どこによまだ見えないよあれは
山火だよなど、わい／＼騒いでゐる、そん
な情景さへ想僞に浮んで來ます。

今はわが妻でありけり櫻餅 泣草子
競争者の多い中に遂に、我がものにして
今はわが妻であるとの中に誇りを感じて
ゐるのでありませう、今は戀に成功して樂
しい幸福な家庭を営んでゐる満足感に浸り
つつ愛妻の侑むる櫻餅をつまんでお茶の一
と時を樂しんでゐるのでありませう。
セルを着てはや日焼して男らし
静枝女
前の句は女房禮讃の句でありましたがこ
の句は我夫禮讃の句でありませう。

夏の初めのまだセルを着てゐる時分であ
るのに早や浅く日焼してその逞しい筋骨に
瀟洒なセルの姿が似合しく如何にも男らし
くも頼もしく見えたのでありませう。
海岸寺として睦ゆく遍路かな 香 雲
海岸寺といふのだから海岸にある寺と思
ふが漸くこゝまで辿つて來ると向ふに海岸
寺が見えて來たのでお遍路は少しでも近道
を取つて道をそれて睦道を傳つてゆくので
せう。この句を假りに畫に描くとすると遠
景に海岸寺を描き、海岸寺の向ふに海が少
し見えて居る。——中景に田圃を描き、田
搔牛が一匹見えてゐる。——近景に睦道を傳
つて行く遍路を描くことになるでせう、畫
に描かずともこの句そのまゝの景色を描い
て居ります。

二度滝るゝ程には足らぬ新茶かな 松 石
紙に一とひねり新茶を隣からでも貰つた
のでせう、それは二度滝るゝに足らぬ程の
少しばかりの新茶だけれども却つて之を珍
重する心持が出て居ります。
鶺鴒の巢は炎ゆる日よりも大いなる 透 水
木の間の鶺鴒の巢に恰度入日がさしかゝ
つて見えてゐる、然し鶺鴒の巢はその入日よ
りも大きく今は入日の正體を隠して只爛々
として炎ゆるやうな餘光の中に黒々と鶺鴒の

毎月 募集

刑政俳壇

題當季隨意
締切毎月五日限
用紙官私製葉書

いふと美 選

一本の球摩川べりの夕櫻 諫早 雅 石
提げてゐる時計鳴り出し道長閑
春灯や鶴の湊の美しく
花屑の中に落ちたる椿かな
瀬戸の渦春の入日に輝ける
囚人の顔ふとくらし櫻ちる
柔かな暎のさしそめし落花かな 高松 いしろ
松原に分校のある島すゞし
螢とぶ闇の中なる大薬家
胡地へ征く兵と語らひ春惜む 松本 市川紅東
日輪の色ただならず野焼の火
五月雨の晴れて乗鞍岳は雪
鯉轍學童遅刻する勿れ 新義州 濱田青村
城壁の残るばかりや花あんず
アカシヤのこぼるゝ下の花延

初夏の笛吹き寄りし水邊かな 名古屋 設樂銀月
日盛や農場開く鎌の音
榮轉の上司見送る扇かな
獨房のこゝまで春日廻りけり 横濱 先崎寧芳
春浅く風船張りの囚徒かな
獄窓を蝶のよぎりし影親し
すねる兒の顔が寫りぬ金魚玉 福岡 宗霞舟
凄しき雨となりけりチューリップ
常會の鐘が鳴りをり更衣
事多きまゝにあやめの花過ぎぬ 名古屋 はつゑ
喪の門の白きさうびに露しとゞ
時鳥獄屋の空を鳴き過ぎぬ 神戸 和田櫻枝
あの邊の闇過ぎけらし時鳥
長梅雨の厨房晝も灯しをり 群山 曉 夢
夕刊を讀むともなしに端居かな
青嵐つゝのるばかりや廣野原
雲の峰古城の柱を蔽ひけり
花菖蒲影さはやかに水清し 長野 赤尾茂草
揚雲雀小學校の裏の畑
如何さまに大きな笠や金魚賣
興人の暫くのびし麥の秋 名古屋 小笠原清孝
久留米 池田香折

巢が金覆輪を孕んで見えてゐるのである、さういふ景色であります。

借り傘の模様美し春時雨 一枝女
或家を訪問して歸る時分に偶々春時雨が降つて来たので傘を借りたのであるがその傘は美しい模様のある傘であつて若い娘さん用の用ふるものであるらしい、作者が女性であるから女傘を貸してくれたのであらうが而かも派手な美しい模様の傘であるところ作者の春の時雨らしい感興を覺えたのでありませう、家庭に於ける女性の交友など想像せられて情味があります。

戦火を遁れてどことも知れず落ちてゆくさすらひ人であることがリラの雨を背景として自ら分ります、そのリラの雨の中を落ちてゆくさすらひ人が樂器を抱いてゐるといふことはあはれにも又詩的な情景です。おちてゆく日よりもゆるく花ちりぬ

さしかざしてゐる櫻の枝の下から西山に春の夕日が眞つ向に見えてゐる、折々二三片の花びらがひら／＼と舞ひ落つる、入日は今ずん／＼と山の端に没しつゝあるのだけれども散つてゆく花びらは山に入る日のそれよりもゆるやかに靜かに散つてゆく、といふのであります。

北斗星

白鳥園

十句評釋

花 蓑

工場の庭に朝顔二百鉢 里水

工場の庭に朝顔の作つてあることは工場主の風流心も見えて奥床しい、その朝顔が二百鉢も作つてあるといふのはこれを以て多くの職工の慰安の一端にもといふ思ひ遣りもあつてのことであらう、いよ／＼奥床しい工場主であります。

光浴

野に出てみるとあつちこつちに甘藷さしが始まつてゐる、空合は曇つて雨が降りさうだけれどもこの甘藷さしの終るまでは雨の降らぬやうにしたい。天も人の心を酌んで雨を降らすまい、といふのであります。

春灯やつぶさに死體検案書 同

春灯の下にこの作者は醫者として死體検案書を書かねばならないのである。然し決してその仕事を厭ひはしない、寧ろ熱意を以てつぶさに検案し冷哲氷の如き頭腦を働かせてその仕事に向つてゐるのである。事件は情事に關係してゐるのであらうがその死に對する作者の斷案は臆て神の裁きに等

噴水の水美しき藤の花
麥畑の景色はさびし春の窓
杉垣の蜘蛛の巢白き夏曉かな
草つめる囚ら看守は緑蔭に
海苔粗朶をくゞり／＼て汐干狩
刑場の夏草瘦せてほうけたる
赤城原駒嘶きて躑躅燃ゆ
夕暮のボブラ夏めく風にゆれ
雨はれて山鶯の高音かな
夜勤して梟の鳴く森近し
白樺の新芽匂はし藻岩山
雨はれて思はぬ今日の花見かな
竹の子を掘る人のあり山の藪
春なれや石狩の野をうたひゆく
水まきし朝の街の夏めけり
汗しとど奉仕の歎の音高く
投網打つ空に夏めく雲ありぬ
螢とぶ夜更の驛に電車待つ
碧潭に山吹の黄のこぼれつゝ
夜鷄鳴く梅雨の晴間の月ありぬ
五月雨のいつやみたりや薄日さす
戦地よりの便りを待ちて碇打つ
來て見れば若葉となりて嶺は雪

新潟 高野春一
千葉 高橋良人
富山 折越人
滋賀 えんせう
横濱 内堀龍男
名古屋 兼平陽村
前橋 小林林月
小田原 大木舟波
盛岡 菊池吞平
前橋 向井良子
札幌 野手愛山
同 今村一葉
同 佐久間風葉
同 辻涙香子
名古屋 鞍田愛月
神戸 田中甲陽
宇都宮 高島筍雄
大阪 道本青村
府中 しのぶ
小田原 内田露寶
千葉 小川太一
岡山 佐藤秀水
奇森 奈良一葉

竹の子や父にも母にも吾子は似し

松本 市川紅東

乗鞍は晴れ白骨は夕立てり

同

一と吹雪過ぎし木の芽のほの匂ふ

同

山吹雪五月の焚火温まらず

同

愛し子の聲耳にありつばくらめ

同

蜻蛉溺れ藻の花のかげ夕づけり

滋賀 栗本豊齊

吾子ねむる蚊帳に螢來てとまる

同

蛙の夜妻詐りていねがたし

同

五月雨の晴間かなしき師の葬り

同

鈴蘭の簇り咲ける丘一つ

函館 船山船風

忽ちに山湖蔽へり夏の霧

同

屋根瀧の飛沫窓打つ夕立かな

同

蛇の如垣根に絡む根なし蔓

同

齋堂の魚板ひゞくや夏木立

宇都宮 桂敬信

積雲の速き流れや雨蛙

同

朝涼の湖畔に立つや白帆ゆく

同

多良の峰映えて春日の入にけり

諫早 雅石

起重機の灯の高々と春の闇

同

宍道湖の朝風したる出雲富士

松江 兒朗

しい嚴肅なものであつたせう。
袋掛するより風にとぶもあり 邦 雪
梨か桃か順々に袋掛をしてゆくのである
が風の強い日で今掛けた袋が直ぐ風に吹き
飛ばされるやうなこともあるといふのであ
ります。

一人居も楽し風鈴買ひ戻る 清
大學を出て纏て家庭生活に入る前提とし
て當分の間アパートに獨身生活をしてゐる
勤人を想像します、銀座でも散歩したとき
氣まぐれに風鈴など買つて歸つたのであり
ませう、そんなことも一人暮しの楽しいこ
との一つであります。

夜遊びの自轉車かくす柔畑 斗 波
自轉車に乗つて夜遊びにゆくといふのも
面白いがその自轉車を桑畑の中にかくして
置くといふのも面白い、農村青年の面目躍
如としてゐます、——愛すべき知氣——情
趣的をかしみも感じられます。

夜遊びの道のくらさや時鳥 荻 外
同じ夜遊びの句でも前のは舞臺が蛙鳴く
田園であり、これは時鳥鳴く山里であり
す、盲ら歩きの出來る程に馴れて居る道で
ますから眞暗な山道でも提灯の用はありま
せん、忍ぶ戀路に提灯など愁じつか邪魔で
せう、どこかで時鳥が鳴いてゐます、かう

わが心淋しく百合は麗はしく 夜 湖
わが心は淋しい、それは人間孤獨の淋し
さであります、目前には百合の花が我に
關せず焉として咲いてゐる、我心に比ぶれ
ばその花は誠に華やかで麗はしい、さうい
ふ感じを詠んだものであります。

螢籠撰り好みして弱々し 迷 子
螢籠の中に十ばかりの螢が灯つたり消え
たりしてゐる、この螢籠を先程夜店の螢賣
から買ふときにはあれかこれかと撰り好み
して漸くこれと定めて買つたのであるが扱
て手に取つて見ると案外脆弱な構造で手荒
く扱ふと壊れて了ひさうなので大事に手に
提げて持歸つたのであります、かういふ
經驗は誰にもあることであるがよくその人
事的機微な情感を捉へてゐるものと言はね
ばなりません。

葎戸越泉水見ゆる帳場かな 京 童
京都や名古屋で見受けるあの土藏造りの
老舗を想像します、軒には紺の布簾を掲げ
店と奥の間との間に葎戸が篋めてあつて店
の帳場に坐つてゐると奥庭の泉水が葎戸越
に見える、この帳場に坐つてゐる主人は俳
諧の道にも通ずる風流人でありませう。

梅雨晴の朝の日のさす松江城
長堤のはるかに見えて陽炎へる
龜の子の凭れ合ひつゝ落にけり
蜘蛛の巢にうすくゝとある夕屋鳥
蚊遣火の燃え明りして夕餉かな
送別の宴は終てたり雨蛙
五月雨の晴間もありて別れかな
蠶飼する故郷に兵還りけり
顔日焼大陸焼と兵言ひぬ
夕月の裏戸開ければ夏の潮
青芒露の光りて明けそめぬ
霸王樹の花盛りして島の城
夏日ざし獄壁高くそゝりたつ
夕立の過ぎて明るき花壇かな
白々と蒸あつき夜の明けそめぬ
岩々の苔青々と漉しぶき
瀨の岩に乗つて河鹿をきゝにけり
とく起きて山を登るや草の露
強風にもてあそぼるゝ雀の子
行々子鳴く養魚池青嵐
盛り上り椎の芽立や龜田山
新瀧 同 高野禾光
高松 同 いしろ
大阪 同 米田調月
府中 同 しのぶ
三重 同 勝島精一
浦上 同 子路
名古屋 同 鞍田愛月
仁川 同 齋藤梅山
小田原 同 内田露寶
同 大木舟波
三次 同 巴 峽
尾道 同 堤磯の子
名古屋 同 小栗月泉
同 同 かほる
松江 同 川津天水

春光や逞しき犬引いてゆく
短夜を語り明せるキャンブかな
栗の花匂ふ二階や雨の宿
登山路露の葉わたる風くらし
湧き起る雲踏んでゆく登山かな
雨にあけ雨に暮れゆく梅雨侘し
病む窓に早乙女の歌流れ來る
夏の山戰の跡もみどりして
このところ祝ひ累なる端午かな
息靜か蚊帳の内なる雜居房
玉の汗拭ふひまなく小麥刈
蔓草の蔓に絡まれ女郎花
空梅雨の庭もせに響栗咲にけり
空梅雨の獄焔にさす西日かな
甕の影水にうつりて目高浮く
橋涼犬つれてゐる人もあり
常會や葉越の月を草の上
山登りせんとて子等はとく起きて
裏庭や梅雨にぬれたる花柘榴
磯を打つ浪音涼し夏の夕
梅雨雲のきれ間に見ゆる一つ星
神戸 和田櫻枝
久留米 池田香折
西巢鴨 小林翠月
宇都宮 高島筍雄
開城 遠藤城陽
岡崎 荻野芳香
群山 山口靜美
旅順 高氏盛策
飯田 宮崎五風
前橋 小林林月
名古屋 鞍田愛月
青森 一葉
富山 折越人
奈良 松田楯雄
朝鮮 曉 夢
三次 渡里涼月
名古屋 設樂銀月
神戸 大川 清
名古屋 松井廉川
福岡 古田みのる
滋賀 杉浦縁昭

訓令通牒

被拘禁者ノ勞作ニ因ル死傷疾病ニ對スル手當金給與規程

(司法部訓令第二號)
昭和十六年五月二十八日

- 第一條 豫防拘禁處適合第六條ノ規定ニ依ル手當金ハ本規程ニ依リ之ヲ給ス
- 第二條 傷病手當金ハ釋放ノ際本人ニ之ヲ給ス
死亡手當金ハ死亡者ノ配偶者、子、父又ハ母ノ順位ニ從ヒ之ヲ給ス子數人アルトキハ豫防拘禁所長手當金ノ給與ヲ受クベキ者ヲ定ム
- 第三條 手當金ノ給與ヲ受クベキ者死亡シタルトキ亦前項ニ同ジ豫防拘禁所長ハ死傷又ハ疾病ノ起因、程度及給與ヲ受クベキ者ノ生活狀態ヲ斟酌シ別表所定ノ範圍内ニ於テ之ヲ増減スルコトヲ得
- 第四條 手當金ハ其ノ給與ヲ受クベキ者辭退シタルトキハ之ヲ給セザルコトヲ得

(別表)

種別	金額		
	最高	平均	最低
死亡手當金	五〇〇圓	三五〇圓	二〇〇圓
終身自用ヲ辨ズルコト能ハザル者	四〇〇圓	二七五圓	一五〇圓

司法部所管內國旅費規則第二表ニ依ル内地移轉料

等級	以三百三十料內	以六百六十料內	以九百九十料內	超九百九十料
第一號	百五圓	百二十圓	百三十五圓	百五十圓
第二號	百五圓	百二十圓	百三十五圓	百五十圓
第三號	五十五圓	七十圓	八十五圓	百圓
第四號	五十五圓	七十圓	八十五圓	百圓
第五號	三十五圓	四十圓	四十五圓	五十圓
第六號	二十圓	二十五圓	三十圓	三十五圓

司法部所管內國旅費規則第一表ニ依ル移轉料

等級	以三百三十料內	以六百六十料內	以九百九十料內	超九百九十料
親任官	二百四十圓	二百六十圓	二百八十圓	三百圓
勅任官	百七十五圓	百九十圓	二百五圓	二百二十圓
奏任官	百五圓	百二十圓	百三十五圓	百五十圓
判任官	五十五圓	七十圓	八十五圓	百圓

手傷當病

終身勞務ニ服スルコト能ハザル者	三〇〇	二〇〇	一〇〇
勞務能力ノ大部ヲ失ヒタル者	二〇〇	一二五	五〇
勞務能力ニ著シキ障礙ヲ存スル者	一五〇	九〇	三〇
勞務能力ヲ高度ニ減退セシシ者	一〇〇	六〇	二〇

移轉料ニ付依命通牒

(司法部會甲第三四八七號)
昭和十六年五月三十日

本日司法部會甲第三四八七號ヲ以テ內國旅費規則及司法部所管內國旅費規則ニ依ル旅費支給額ニ付訓令相成候處移轉料支給額ニ關スル昭和十五年七月司法部會甲第一八八號通牒ハ別表ノ通改定相成昭和十六年六月一日以後ノ旅行ニ付支給相成度候

(別表)

內國旅費規則別表ニ依ル移轉料

等級	以三百三十料內	以六百六十料內	以九百九十料內	超九百九十料
親任官	二百四十圓	二百六十圓	二百八十圓	三百圓
勅任官	百七十五圓	百九十圓	二百五圓	二百二十圓
奏任官	百五圓	百二十圓	百三十五圓	百五十圓
判任官	五十五圓	七十圓	八十五圓	百圓

司法部所管內國旅費規則第二表ニ依ル朝鮮、臺灣、樺太內移轉料

等級	以三百三十料內	以六百六十料內	以九百九十料內	超九百九十料
第一號	百五圓	百二十圓	百三十五圓	百五十圓
第二號	百五圓	百二十圓	百三十五圓	百五十圓
第三號	五十五圓	七十圓	八十五圓	百圓
第四號	五十五圓	七十圓	八十五圓	百圓
第五號	三十五圓	四十圓	四十五圓	五十圓
第六號	二十圓	二十五圓	三十圓	三十五圓

旅費支給額ニ關スル件

(司法部會甲第三四八七號)
昭和十六年五月三十日

本日司法部會甲第三四八七號ヲ以テ內國旅費規則及司法部所管內國旅費規則ニ依ル旅費支給額並ニ移轉料支給額ニ付訓令及通牒有之候處之ニ依リ旅費支給額ハ訓令ニ在リテハ昭和十五年七月十四日通牒ニ在リテハ同年七月十一日以前ノ狀態ニ復活シタルモノニ有之尙支度料ニ付テハ本年五月司法部會甲第三〇三七號訓令ニ依リ改正アリタルニ付除外セラレタルモノニ有之候條爲念及通牒候

(司法部會甲第三四八七號)
昭和十六年五月三十日

昭和五年七月司法省會甲第一八八一號訓令ハ別表中司法省所管
 内國旅費規則第三表(支度料)ヲ除クノ外之ヲ廢止ス
 本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
 右訓令ス
 會同ノ爲ノ出張ニ關スル件依命通牒

(司法省會甲第三四八六號)
 (昭和十六年五月三十日)

自今會同ノ爲出張ヲ命セラレタル場合(司法研究ノ爲上京ヲ命
 ゼラレタル場合ヲ含ム)特別ノ事由ナキ限り會同開備ノ前日會
 同地ニ着シ會同終了ノ翌日出發歸廳ノコトトシ實際ニ要シタル
 旅行日數ニ基キ旅費ノ支給ヲ爲スコトト致度

(司法省會甲第三五五二號)
 (昭和十六年六月一日)

司法省所管内國旅費規則中左ノ通改正ス
 第六條ノ四中「遠距離ニ涉ラサル場合ニ於テ」ヲ削リ「六時間
 以上臨檢捜査ノ事務」ヲ「五時間以上公務」ニ「九時間以上」
 ヲ「八時間以上公務」ニ改メ左ノ二項ヲ加フ
 前項ノ場合ニ於テ公務ノ都合ニ依リ宿泊ヲ要シタルトキハ其
 ノ實費ヲ支給ス但シ宿泊料ノ定額ヲ超ユルコトヲ得ス
 前二項ノ規定ハ帝國議會ニ其ノ會期中出張スル場合又ハ事務
 打合若ハ會議ノ用務ニ依リ出張スル場合ニハ之ヲ適用セス
 右訓令ス

刑務共濟組合ノ死亡給與金給與ニ關スル件

(司法省 行甲第九一七號)
 (行刑局 昭和十六年六月九日)

標記ノ件ニ關シ三重刑務所長ヨリ別紙甲號照會ニ對シ乙號ノ通
 回咨致置候條御了知相成度候

(甲號)
 昭和十六年五月二十二日
 三重刑務所長 照會
 發 第 七 三 〇 號
 組合員左記ノ如ク資格異動後死亡シタル場合ニ於ケル標記給與
 金給與ニ關シ聊カ疑義相生ジ候ニ付テハ差迫リタル事情モ有之
 候條何分ノ御指示相仰度候

(乙號)
 昭和十六年六月九日
 行刑局長 回 答
 行甲第九一七號

刑務共濟組合ノ死亡給與金給與ニ關スル件
 客月二十二月附第七三〇號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件ハ其ノ
 資格異動ガ死亡者ノ優遇ノ意味ニ於テ特ニ昇進セラレタル爲組
 合員タルヲ得ザル他ノ官職ニ轉ジタル場合ナルトキハ之ヲ組合
 員タリ得ル官職ノ儘死亡シタルモノト看做シ死亡給與金ヲ給與
 シ得ル義ト御了知相成度候

(司法省 行甲第八九七號)
 (行刑局 昭和十六年六月六日)

標記ノ件ニ付五月三十日會甲第三四八七號ヲ以テ訓令並司法次
 官ヨリ通牒相成候處之カ改定ノ結果其ノ計算ハ別紙記載ノ通ニ
 可相成義ニ付爲御參考及通知候

内國旅費額表 (昭和十六年六月一日ヨリ改正實施)

官職	區分	鐵道		車馬賃		宿泊料		赴任手當	家 族	移 轉 料			
		船	賃	甲地	乙地	甲地	乙地			三三〇料以下	六六〇料以下	九九〇料以下	九九〇料以上
勅任官	一等	一、三〇〇	一、三〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	六六、六六六	一七、五〇〇	一、七五〇	一、七五〇	二、一〇〇
奏任官	一等	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	三、五〇〇	四六、六六六	一〇、五〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、五〇〇
同	以下等	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	四〇、〇〇〇	(五、二五〇)	(六〇、〇〇〇)	(六七、五〇〇)	(七五、〇〇〇)
判任官	二等	七、五〇〇	七、五〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇	五、五〇〇	五、〇〇〇	二、二五〇	一四、一六六	二、七五〇	三、五〇〇	四、二五〇	五、〇〇〇
同	以下等	七、五〇〇	七、五〇〇	二、五〇〇	二、〇〇〇	四、五〇〇	四、〇〇〇	一、七五〇	一一、六六六	二、七五〇	三、五〇〇	四、二五〇	五、〇〇〇
看自轉車運轉手	三等	六、〇〇〇	六、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	三、五〇〇	三、〇〇〇	一、三、七五	九、一六六	一、七、五〇	二、〇〇〇	二、二、五〇	二、五、〇〇
給仕、小使	三等	四、五〇〇	四、五〇〇	一、五〇〇	一、三〇〇	二、八〇〇	二、六〇〇	一〇、七五	七、一六六	一〇、〇〇	一、二、五〇	一、五、〇〇	一、七、五〇

備考
 一、移轉料中(ハ典獄及所長タル典獄補ヲ除ク奏任官及同待遇者
 二、勅任待遇者ハ其ノ待遇官相當額
 三、奏任待遇者ハ其ノ待遇官相當額、但シ官等ナキモノハ俸給又ハ手當三、六〇〇圓以上ノモノハ五等以上、同額
 四、判任待遇者(看守ヲ除ク)ハ俸給又ハ給料或ハ手當月額一一〇圓以上ノモノハ五等以上、同額未滿ノモノハ六
 級以下ニ準ス

